

# 第10次南木曽町総合計画

南木曽を元気に

～住んで良かった、暮らしてよかったです、住むなら南木曽町～

平成30年 3月 策定  
令和 5年 6月 変更

南木曽町





## ごあいさつ

町では平成24年度に策定された「第9次南木曽町総合計画」に基づき、まちづくりを推進してまいりました。この計画の前期5年間では、想定以上のスピードで少子高齢化による人口減少が進み、このことによる生産年齢人口の激減、後継者不足による空き家や農林業荒廃地の増加など様々な課題が深刻化する一方、医療を取り巻く状況やリニア中央新幹線整備をめぐる情勢も刻々と変わり、更には梨子沢土石流災害、御嶽山噴火災害が発生しました。これらのことから、前期計画終了時点において、見直しを含めた新たな計画として「第10次南木曽町総合計画」を策定することとしました。

今回掲げた基本理念「南木曽を元気に～住んで良かった、暮らしてよかったです、住むなら南木曽町～」を実現すべく、策定にあたっては第9次総合計画前期基本計画の各種施策の事業評価を行って課題の整理を行いました。また、総合計画審議会による協議、パブリックコメント等で町民の皆さんのお意見を伺いながら策定を進めてきました。計画策定に先立って役場内の機構改革を実施して、喫緊の課題や新たな取り組みを推進するための体制も整えてきました。

全国的傾向である少子高齢社会の進行、自然災害の増加、人口減少や税収・地方交付税の減少など、地方自治体を取り巻く環境は、ますます厳しくなるものと思われます。そんな中で、「第9次南木曽町総合計画」「第2次南木曽町自立推進計画」の精神と流れを継承し、「南木曽町地方創生総合戦略」との整合性を図りながら、諸課題に対応するための目標を盛り込みました。基本目標としては、「定住化から元気を」「元気に育てなぎそっ子」「健康で元気なハッピーライフ」「みんなが元気で主役のまちづくり」の4つを掲げて、住民の価値観やライフスタイルの変化、多様化する住民のニーズ、社会環境の変化に対応しながら、より良い町づくり、地域づくりを、今後とも引き続き住民の皆さんとの協働によって目指していきます。

止まらない人口減少に一刻でも早く歯止めをかけて、町民の皆さんの健康で幸せな生活と、活力ある地域社会、元気な南木曽町を見据え、各種施策の実現に向けて努力していく所存です。この計画に基づいた施策や事業が展開されることで、町に住む全ての人が生き生きと暮らし、南木曽町がいつの時代でも輝いていることを願ってやみません。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様、並びに関係各位に心から感謝とお礼を申し上げてご挨拶と致します。

平成30年3月

南木曽町長

向井裕明

## 序 論

### 総合計画の策定にあたって

総合計画策定の趣旨 総合計画策定の性格 総合計画の構成と期間 ----- 7

<b>まちづくりの背景と課題</b>	9
<b>町の概要</b>	10
1 沿革 2 位置 3 地形 4 気候 5 少子高齢化 6 産業構造	
7 防災と環境 8 地域活動 9 時代の潮流と今後の方向性	
10 健全な財政運営を目指して	
<b>人口の将来展望</b>	17
<b>基本理念</b>	19
<b>第10次南木曽町総合計画施策体系図</b>	20

## 基 本 構 想

### 第1章 定住化から元気を

**第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり** ----- 23

1 道路交通体系の整備 2 公共交通機関の充実 3 リニア中央新幹線への対応  
 4 上水道の整備 5 下水道の整備 6 環境衛生の向上 7 地球温暖化対策の推進  
 8 住宅対策の推進 9 景観の保全 10 公園・広場の整備 11 情報通信網の整備  
 12 安全な消費生活の確保 13 防災対策の推進 14 消防対策の推進 15 防犯対策の推進  
 16 交通安全対策の推進 17 環境保全の推進 18 国土調査の推進

**第2節 元気とうるおいのあるまちづくり** ----- 29

1 農業の振興 2 林業の振興 3 水産業の振興 4 商業の振興 5 工業の振興  
 6 観光の振興 7 交流活動の推進

### 第2章 元気に育てなぎそっ子

1 子育て支援の充実 2 家庭教育の充実 3 青少年の健全育成 4 学校教育の充実  
 5 地域高等学校への期待と支援

### 第3章 健康で元気なハッピーライフ

1 地域福祉の推進 2 地域医療の充実 3 高齢者福祉の充実 4 障がい者福祉の充実  
 5 生涯学習の推進 6 生涯健康づくりの推進 7 生きがいと健康のスポーツ振興  
 8 公民館活動等の充実 9 文化財の保存と活用 10 妻籠宿の保存と振興

### 第4章 みんなが元気で主役のまちづくり

1 協働で行うまちづくり 2 男女共同参画社会の形成  
 3 事務事業の効率化、公共施設の適正管理と広域行政の充実  
 4 計画的な行財政運営 5 住民ニーズに対応できる健全な組織の構築運営

## 基本計画

### 第1章 定住化から元気を

#### 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

1 道路交通体系の整備	41
2 公共交通機関の充実	43
3 リニア中央新幹線への対応	47
4 上水道の整備	49
5 下水道の整備	52
6 環境衛生の向上	55
7 地球温暖化対策の推進	58
8 住宅対策の推進	60
9 景観の保全	63
10 公園・広場の整備	65
11 情報通信網の整備	66
12 安全な消費生活の確保	68
13 防災対策の推進	69
14 消防対策の推進	71
15 防犯対策の推進	73
16 交通安全対策の推進	74
17 環境保全の推進	76
18 国土調査の推進	78

### 第2章 元気に育て なぎそっ子

1 子育て支援の充実	93
2 家庭教育の充実	97
3 青少年の健全育成	99
4 学校教育の充実	101
5 地域高等学校への期待と支援	102

### 第3章 健康で元気なハッピーライフ

1 地域福祉の推進	103
2 地域医療の充実	105
3 高齢者福祉の充実	107
4 障がい者福祉の充実	111
5 生涯学習の推進	114
6 生涯健康づくりの推進	116
7 生きがいと健康のスポーツ振興	119
8 公民館活動等の充実	121
9 文化財の保存と活用	123
10 妻籠宿の保存と振興	125

#### 第2節 元気とうるおいのあるまちづくり

1 農業の振興	79
2 林業の振興	82
3 水産業の振興	84
4 商業の振興	85
5 工業の振興	87
6 観光の振興	89
7 交流活動の推進	91

### 第4章 みんなが元気で主役のまちづくり

1 協働で行うまちづくり	127
2 男女共同参画社会の形成	130
3 事務事業の効率化、公共施設の適正管理と広域行政の充実	132
4 計画的な行財政運営	134
5 住民ニーズに対応できる健全な組織の構築運営	137



総合計画の策定にあたって



## 総合計画策定の趣旨

町では、計画的行政運営の指針とするため、平成24年度に「第9次南木曽町総合計画」（平成24年前期計画）を策定し、各般にわたる施策を実施してきました。

その間、少子・高齢化が急速に進み、平成27年国勢調査では日本全体で人口がはじめて減少に転じました。リーマンショックや、東日本大震災などの影響もあり、長期間の景気低迷が続いた中で、平成26年7月9日発生の南木曽町豪雨災害により、住民の心と町内各地に大きな傷跡を残しました。関係機関の迅速な支援及び官民の各種支援と共に、全国から多くの支援物資と多額の義援金が寄せられ、被災箇所の復旧が進み住民生活に大きな力と希望を与えました。その後には、御嶽山の噴火により多くの犠牲者がいる災害が発生したことで、大規模災害及び災害対応に対する住民の関心が大きく高まりました。

国では、アベノミクスにより雇用・所得環境の改善に取組んできました。その結果、国では緩やかな回復基調が続いているとの評価をしていますが、国内経済では、個人消費及び民間設備投資に、所得、収益の伸びは見られるものの力強さを欠いた状況となっており、個人においては回復基調がまだまだ実感できない状況にあります。

南木曽町においても、人口の減少傾向、景気の不透明さなどから町政を取り巻く情勢はますます厳しい状況となっている中で、喫緊の課題となっている「地域医療」「リニア中央新幹線」などの課題に対応できるよう、また、町民の豊かな生活をさらに充実させ、子育て世代への支援・移住定住対策等人口減少対策をさらに充実させ、時代の新たな潮流を的確に捉えながら、南木曽町が進むべきまちづくりの方向を明確にし、自立推進計画の精神を総合計画にも引き継ぎ、行政運営の新たな指針として「第10次南木曽町総合計画」を策定するものです。

## 総合計画策定の性格

総合計画は、長期的な展望に基づいて、まちづくりの将来目標を示すとともに、町政を総合的、計画的に運営するために、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにするものであり、町政運営の最も基本となる計画です。

## 総合計画の構成と期間

この計画の構成は、「基本構想」と「前期基本計画」からなっています。この計画の具体的な年度計画として「実施計画」を毎年度策定します。

## 総合計画と総合戦略の関係

総合計画では、緊急性の高い施策を集中的に展開するため策定した「南木曽町地方創生総合戦略」の独自性を担保しつつ、一体的な事業推進を図ることとします。

基本計画に関連する総合戦略計画事業・施策については、その旨を基本計画に表記します。

## 【基本構想】

町が目指す望ましい将来像である「基本理念」を掲げ、これを達成するための総合的かつ計画的な「基本目標」、及び具体的な「施策項目」を示すものです。

計画期間は、平成30年度を初年度として令和9年度までの10年間としていましたが、令和7年度に総合戦略を一体化させた「第11次総合計画」を策定するため、令和6年度までの7年間へ短縮します。

## 【基本計画】

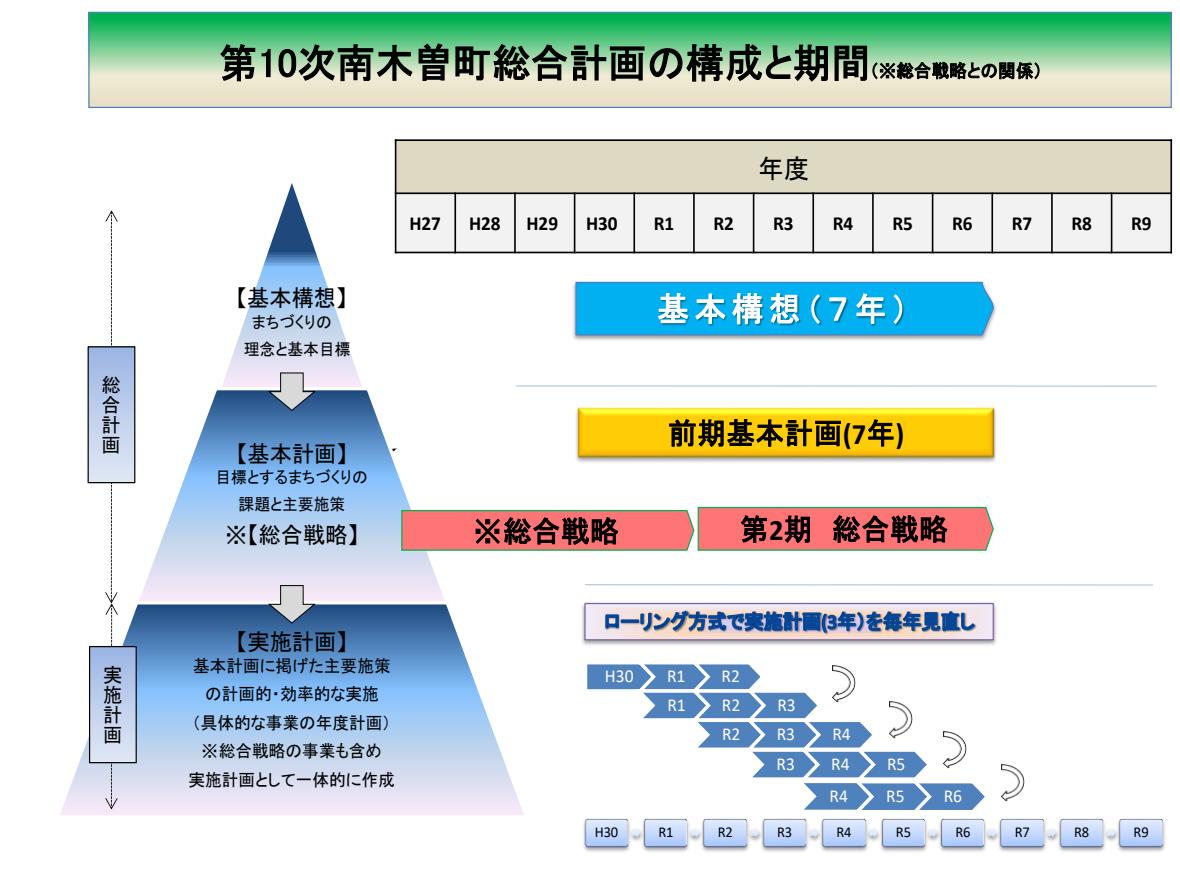
基本構想を実現するための「施策項目」について、現況と課題、施策の方向、主要施策を明記し、新たな行政運営の指針として示すものです。

計画期間は、平成30年度から令和4年度の5年間としていましたが、令和7年度の総合戦略との一体化を踏まえ令和6年度まで「前期基本計画」を延長し、令和7年度以降の基本計画は第11次総合計画へ盛り込むこととします。

※総合戦略の計画期間：令和2年度から令和6年度

## 【実施計画】

実施計画は、基本計画に掲げる諸施策を計画的に実施するもので、各種計画との整合など財政的検討などを踏まえて、具体的な3ヵ年計画として別途策定し、毎年ローリング方式により見直しを行い、実施に移します。



## まちづくりの背景と課題

南木曽町の基盤である、「美しい自然と豊かな歴史、伝統文化などのすばらしい地域資源」を活かしながら、第10次南木曽町総合計画がめざす「南木曽を元気に～住んで良かった、暮らしてよかったです、住むなら南木曽町～」を将来像として取り組みます。

このためには、今までの取り組みにより大きく芽生えてきた、自助、共助、公助により、住民と「もっと身近で・親しみやすいまちづくり」を協働ですすめるため、引き続き住民一人ひとりが担うことができる役割を認識して「みんなが主役のまち」への変換を進めるために、地域の様々な課題に対して住民と行政が同じ方向を向き、一体となって解決策を探求し、特色ある地域づくりを進めていかなければなりません。人口減が顕著であるなか、基本となる地域を継承していくには、若者が定住できる環境や条件の整備や、子育てがしやすい環境が必要です。早急に若者たち、次世代を担う子どもとその家族を支援する取り組みが求められています。

また、幸福で、豊かな人生を送るためには、健康で、生きがいを持った日々の暮らしが大切になります。日頃から生き生きとした生活ができるよう、地域医療の確保に向けた取り組みが急務となっています。

実際に取り組んでいる町の事業は、それぞれに目的を持って行われていますが、結果として定住化や町の活気につながることを意識したうえで、とりわけ効果的と思われる事業を積極的に行うなど、メリハリをつけた事業実施が必要です。

## 町の概要

### 1 沿革

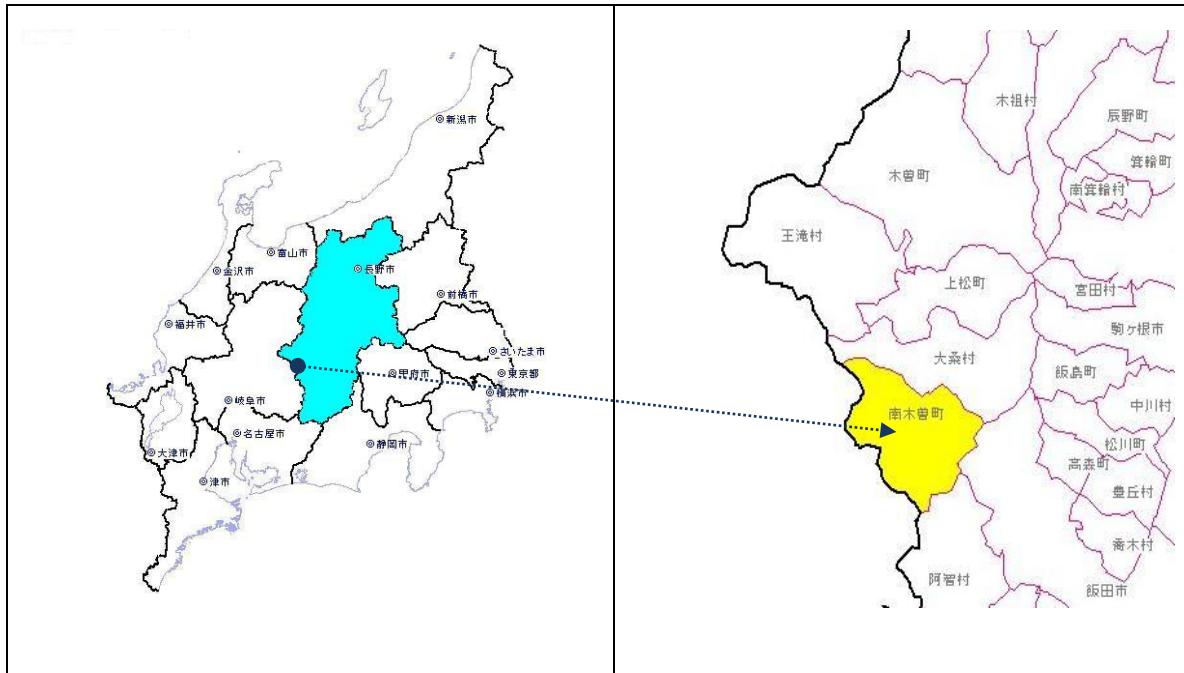
明治7年に与川村、三留野村、柿其村が合併して読書村が誕生しました。同年に妻籠村と蘭村が合併して吾妻村が誕生しました。田立村は山口村と合併・分離を経て明治30年に田立村となりました。以上の3村が昭和36年1月に合併して南木曽町が誕生し、今日に至っています。

### 2 位置

南木曽町は、長野県の南西部・木曽谷の南端に位置し、東は伊那谷の飯田市・阿智村、西は岐阜県中津川市、北は大桑村に隣接しています。中津川市までは約22km、木曽町、飯田市には約35kmの距離にあります。南北にJR中央本線と国道19号が走り、東西には、国道256号が伊那谷に通じています。

町の面積（215.93 km<sup>2</sup>）の約9割以上が森林で占められており、そのうち約7割が国有林です。

- ・南木曽町役場前：東経137度36分43秒、北緯35度36分02秒（日本測地系）  
：標高412m



### 3 地形

東西20km、南北15km、周囲70kmの山間地であり、木曽川と支流である東の木曽山脈側からは蘭川・与川が、西側からは坪川・長谷川・柿其川等により形成された狭い段丘上に、与川・北部・三留野・妻籠・蘭・広瀬・田立の7集落と農用地が細長く点在しています。各集落の標高は約300mから約950mにおよんでいま

す。

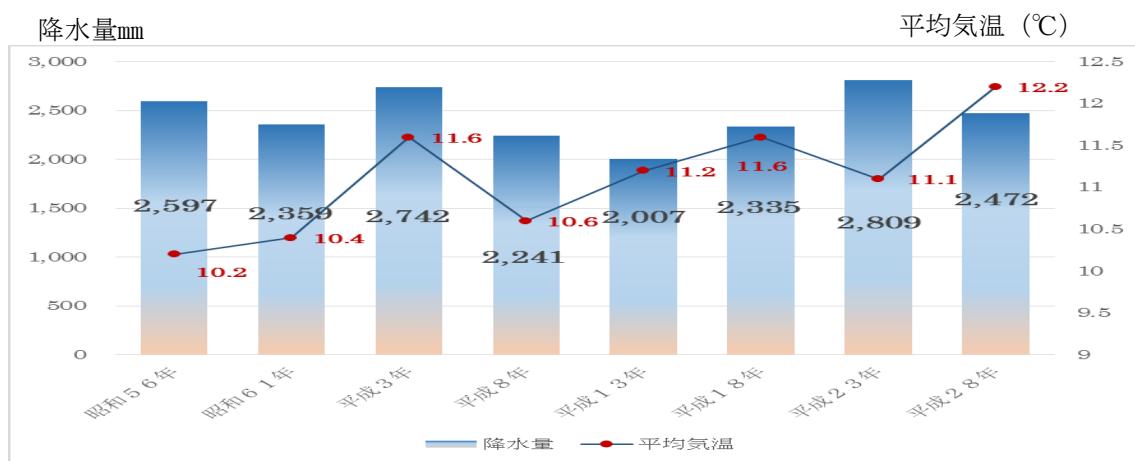
木曽川右岸側の最高峰は奥三界岳(1,811m)、左岸側は摺古木山(2,169m)となつており、中央には標高1,677mの南木曽岳がそびえ立ち、急峻な斜面が多く平坦面が少ない地形となっています。

地質の大部分が花こう岩類で、風化作用により崩れやすい基盤岩を含む山体や、基盤岩を被う未固結の段丘堆積物・崩積土などが分布しています。



#### 4 気候

気候は温暖で雨量が多く、年間降水量は多い年には2,500mmから2,800mmに達します。



【資料：南木曽気象観測所】

## 5 少子高齢化

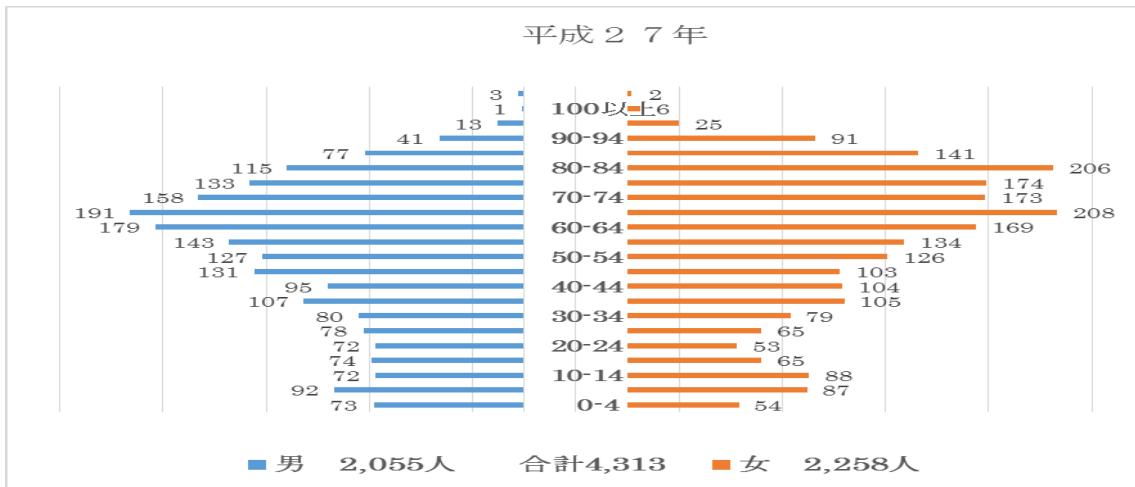
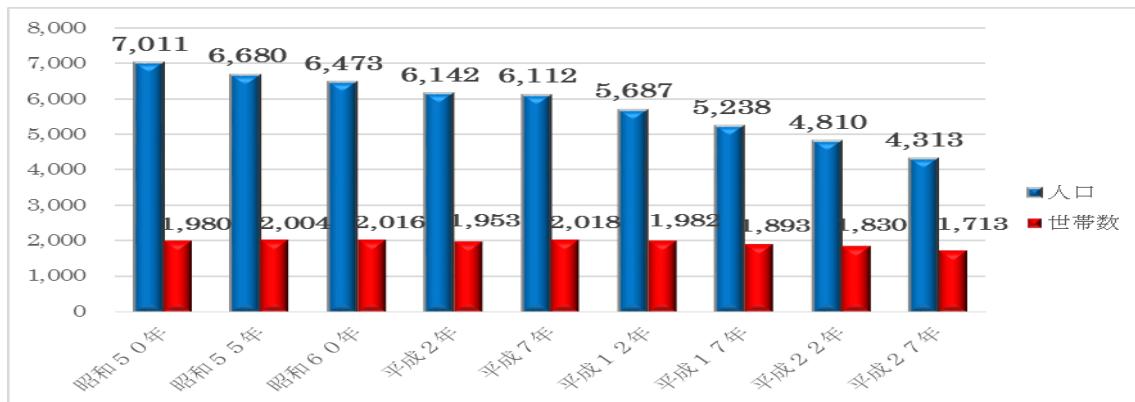
昭和30年代後半からの高度経済成長に伴い、大都市圏へ若者層が転出していきました。日本経済が成長期から成熟期へ移行した後も、若者層を中心とする転出超過が止まらず、南木曽町の人口（各年国勢調査）は、平成17年5,238人、平成22年4,810人、平成27年には4,313人まで減少しています。

また、世帯数も平成17年1,892戸・平成22年1,830戸・平成27年1,713戸と年を追うごとに減少している状態となっています。平成17年から平成27年までの期間推移をみると、年少人口割合（0～14歳）は11.5%から10.8%、生産年齢人口割合（15～64歳）は53.5%から48.4%へ減少し、老人人口割合（65歳以上～）は35.0%から40.6%へ増加しています。

少子高齢化が確実に進んでいく状況にあっても、将来町を担っていく子どもたちへの投資、教育の充実が必要であり、郷土を愛する気持ちの醸成、全人的※な教育を推進するための保小中高の連携した教育が、非常に重要となっています。また、安全安心に暮らせるための生活環境等の基盤整備、健康づくり、医療・福祉など質の高いサービスの安定供給、子育て支援、就労の場の確保などの若者の定住対策、交流人口の拡大等の施策が喫緊の課題となっています。

### 一用語説明—

※【全人的】人を身体や精神などの一側面から見るのでなく、人格や社会的立場なども含めた総合的な観点から取り扱うさま。



## 6 産業構造

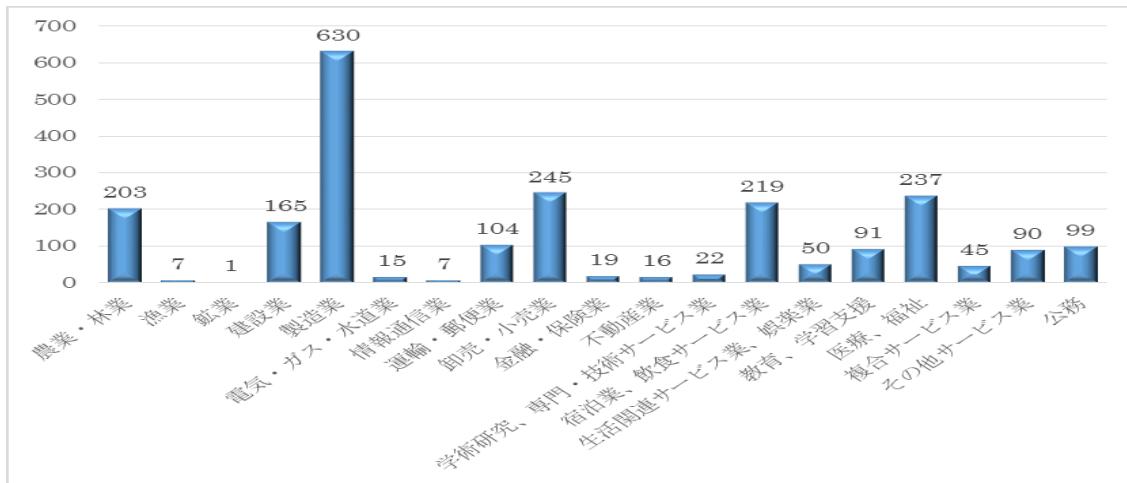
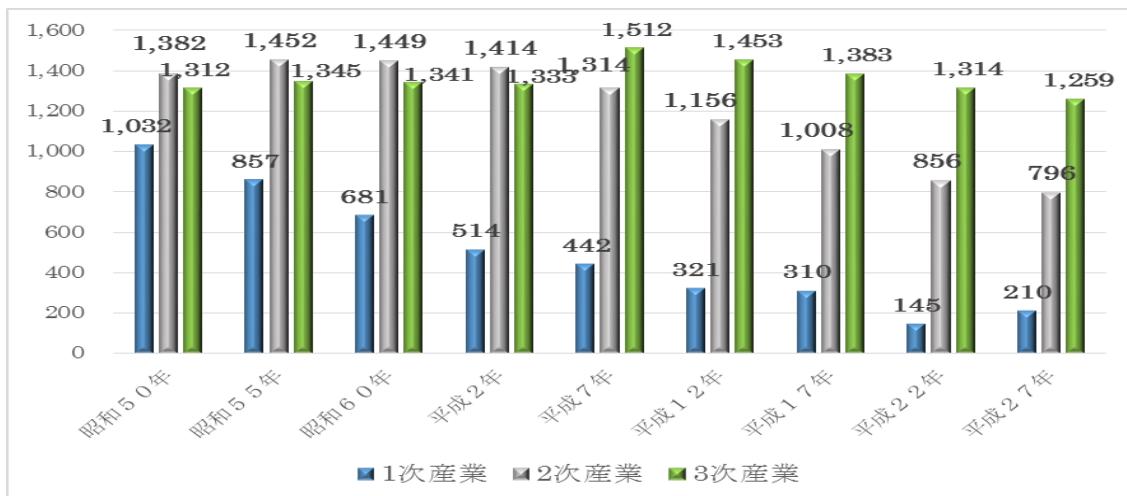
就業者総数は、生産年齢の減少、急速な高齢化などにより平成17年の2,701人から平成27年には2,265人まで減少しています。このうち、680名30%が町外の事業所へ就業しています。

産業別就業割合では、第1次産業9.3%、第2次産業35.3%、第3次産業55.4%となっています。第1次産業は、農業が復調傾向にあるものの、第2次産業、第3次産業はともに減少しています。

産業別就業者数は、製造業が27.8%、卸売業・小売業10.8%、医療・福祉10.4%、宿泊業・飲食サービス業9.6%、農業・林業8.9%、建設業7.2%の順になっています。

今後もさらに、就業人口が減少する状況にありますが、活力ある地域社会を目指して、観光産業と結び付いた農林業の6次産業化や担い手の育成等が課題となっています。

また、リニア中央新幹線の開業に向けて、広域的な展開を見据えた対応が課題となっています。



【平成27年度国勢調査】

## 7 防災と環境

平成26年7月9日に発生した南木曽町豪雨災害は、豪雨の影響により河川を中心に土砂災害が発生し、町内各地に大きな傷跡を残しました。特に梨子沢で発生した土石流については、死傷者4名、建物被害44棟、道路鉄道農地への土砂流入や橋梁の流失など、甚大な被害をもたらしました。

このことは、私たちの日々の生活に大きな見直しを求めるものとなり「防災意識や備えは、今までのままでよいのか」、「家族や地域の繋がりはいかにあるべきか」など、住民一人ひとりの対応が重要となるとともに、生活環境が都市型になっている中での防災・減災対策の推進が重要となっています。特に、今回のような集中豪雨、地震などによる土砂災害への備えが必要です。

平成23年に発生した東日本大震災では、未曾有の被害をもたらしたばかりではなく、原子力発電所事故を誘因し、地域住民に終わりの見えない苦しみを強い、環境に甚大な影響を将来にわたって及ぼすこととなりました。

原子力発電所事故にみる深刻な状況や地球環境の問題に対処するため、地域の環境に配慮しながらも、潜在する再生可能エネルギー※の活用や、環境保全活動の推進など環境施策を進めていくことにより、限りある資源を有効活用した循環型社会を確立していく必要があります。

### —用語説明—

※【再生可能エネルギー】・太陽光、水力、風力、バイオマスなど自然現象の中で更新されるクリーンエネルギー

## 8 地域活動

南木曽町豪雨災害の教訓や、少子高齢化の進行から人と人との助け合いや支えあいといった共助の重要性が改めて認識されています。町においては、少子高齢化の進行や、価値観や生活様式が多様化する中で、地域コミュニティの希薄化が懸念されています。

地域に暮らす住民が主体的に地域の課題を解決していくためには、地域コミュニティの機能を高め、人と人との繋がりを深めていくことや、各地域の伝統文化などの特性を生かした魅力ある地域づくりが求められています。

地域課題に対処するこうした地域活動への支援とともに、直面する多様な行政課題に柔軟に対応するためには、その解決を行政のみが担うのではなく、まちづくりを進める地域や様々な個人・団体と協力し、適切な役割を担いつつ参加と協働による地域づくりを進めることが必要です。

## 9 時代の潮流と今後の方向性

平成17年の国勢調査において、はじめて日本の人口が減少に転じましたが、その後増加し平成19年から22年までの間はほぼ横ばいで推移しました。しかしながら平成23年からは減少に転じ、少子高齢化はますます進行しています。

国内経済では、アベノミクスにより雇用・所得環境の改善に取組んできた結果、国では緩やかな回復基調が続いているとの評価をしていますが、個人消費及び民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況となっており、個人においては回復基調がまだまだ実感できない状況にあり、世界情勢の不安なども加え厳しい状況が続いています。また、国際化や情報化が進み、生活様式も多様化する中で、こうした社会的背景を反映しつつ行政運営を行う必要があります。

第9次総合計画及び第2次自立推進計画を踏襲しつつ更なる発展をめざし、住民の意見を十分反映するとともに、これら時代の潮流をとらえながら新たな施策に取り組み、長期的に安定した行財政運営を進めることが求められています。

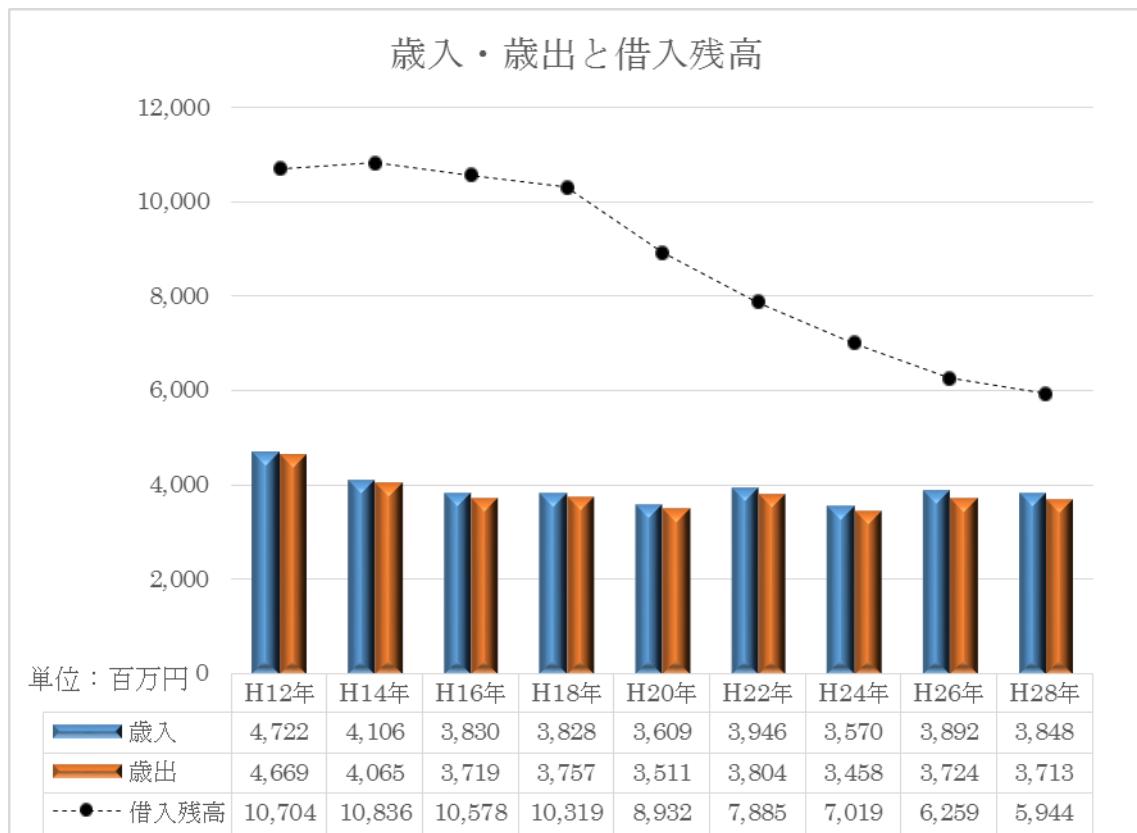
## 10 健全な財政運営を目指して

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実績を図ることを基本として、国と地方の役割分担を見直し、権限や財源を移譲するという地方分権改革が進展しています。行財政基盤を充実強化して、自治体としての政策形成能力を高め、地域の実情に合ったまちづくりを進めていく必要があります。

また、町の財政規模は、バブル崩壊後の景気対策期には、40億円後半で推移してきましたが、その後の構造改革期には、30億円後半で推移しています。

借入残高は、教育施設などの大型公共事業により、一時は100億円を超えていましたが、大型公共事業の減少と「南木曽町自立推進計画」の実施により着実に減少しています。

しかし、自主財源に乏しく、国や県から交付される交付税等に依存していることから、引き続き健全財政に向けて取り組むことが重要です。



## 人口の将来展望

平成27年12月に総合戦略において定めた「南木曽町人口ビジョン」を基に、各種政策を進めてまいります。

### 人口目安

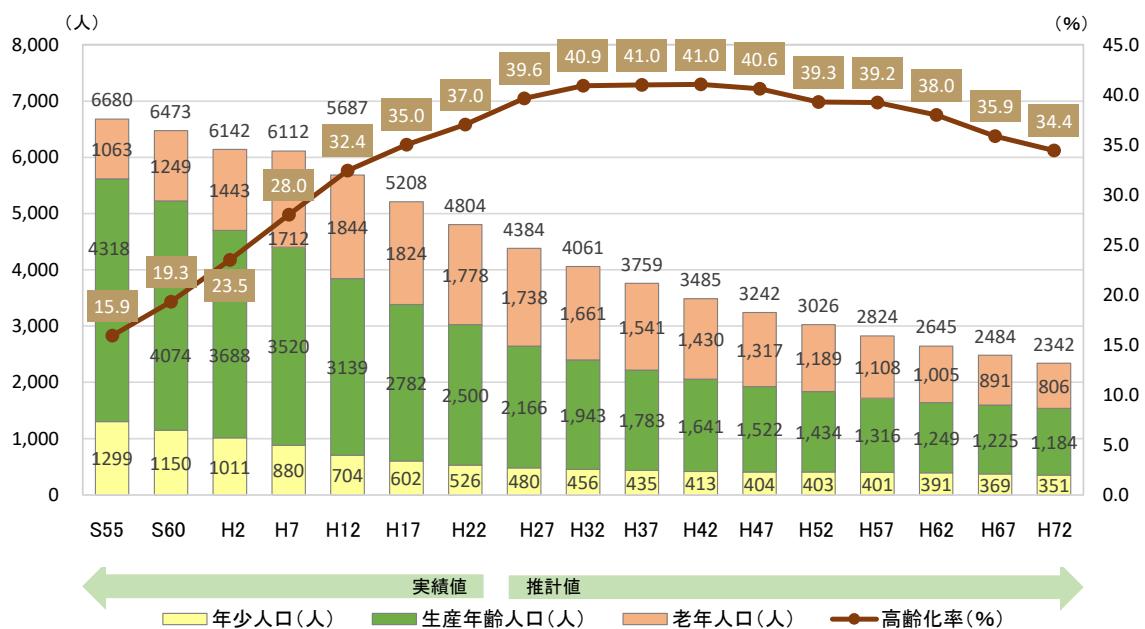
平成39年の人口の目安を3,650人とします。

現在、南木曽町の生徒人数は1学年30人程度で推移していますが、今後人口減少が加速すると平成72年には12人程度まで落ち込むと推計されています。

1学年的人数が少なくなると、生徒一人ひとりにきめ細やかな指導ができる反面、部活動や学校行事に弊害を招いたり、人間関係が固定化し自己形成に必要な集団生活が十分にできないといった課題が生じます。

学校教育の場で多様な考え方に対する機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会を確保することで、多様な価値観を育み、南木曽町の将来を担う人材を育成していくことが、長期的な視点での地方創生につながるとの考えから、「教育の充実」という側面から南木曽町の人口の目安を設定します。

人口が半分以下に減少することが推計されている状況で、推移することは現実的に厳しい状況にあります。ただ、教育環境の維持を考えると少なくとも20人以上の学級を維持していくことは必要であり、これを将来の目安とします。



## 目標達成のために

人口対策の効果が十分発現し、合計特殊出生率及び若い世代（20～39歳）の社会増減率を一定程度増加させ、平成72年までに人口を2,300人程度確保できれば、1学年20人以上の維持が可能となります。

### ① 出生率を2.1程度に向上させる

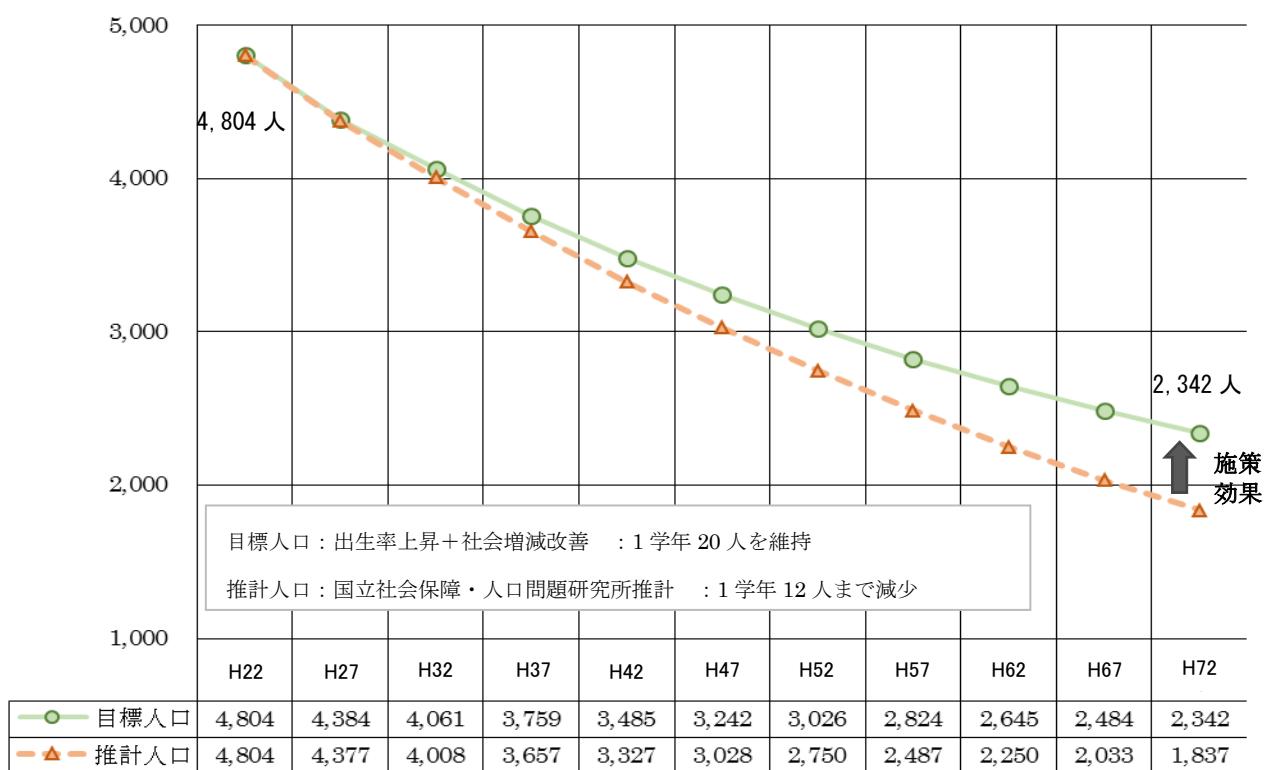
国の長期ビジョンによれば、合計特殊出生率は平成32年には1.6、平成42年には1.8、平成52年までに人口置換水準の2.07が達成されるケースを想定しています。現在、国の出生率が1.39なのに対し、南木曽町の出生率は1.61であり、若い世代の結婚・子育ての希望が実現すれば南木曽町では、国の想定する水準以上に向上することが見込まれます。

そこで、南木曽町では平成32年には1.76、平成42年1.91、平成52年に2.1を達成するよう展望します。

### ② 「社会増」を着実に進める

施策誘導により、若い世代（20～39歳）及びその子どもが転出の抑制、転入の促進がなされ、推計される社会増減から年6人ずつ、5年スパンで30人程度改善するよう展望します。

(人)



## 基本理念

「南木曽を元気に」を実現するため、総合計画の基本目標を下記のとおり定め、美しい自然や豊かな歴史、伝統文化など素晴らしい地域資源を守り、生かしつつ、我々のふるさと南木曽が元気で誇りに思えるようなまちづくりを、住民・地域・事業者が、自助・共助・公助で推進するものとします。

### 基本理念

## 南木曽を元気に

を掲げるとともに、4つの基本目標を定め、元気と魅力あふれる南木曽町の実現を目指します。

### 基本目標 1

#### 定住化から元気を

～みんなが住みよい環境づくり～

定住化と活気を取り戻すための工夫が求められています。とりわけ効果的と思われる事業を積極的に推進するなど、メリハリをつけ定住化や町の活気につながることを意識したうえでの事業展開により「みんなが住みよい環境づくり」を目指します。

### 基本目標 2

#### 元気に育てなぎそっ子

～子ども・保護者・若者を応援する環境づくり～

地域を継承していくためには、若者→出会い→出産→子育て→教育・・・の人の営みを大切にし、どこかで定住を決意できる環境や条件の整備が必要です。途切れないと、若い人の声を取り入れながら、次世代を担う子どもとその家族、若者たちを支援する「子ども・保護者・若者を応援する環境づくり」を目指します。

### 基本目標 3

#### 健康で元気なハッピーライフ

～人生を豊かにする健康・スポーツ・文化の町づくり～

幸福で、豊かな人生を送るために、健康で生きがいを持った日々の暮らしの大切になります。身近な場所に、安心して頼りがいのある医療・福祉を確保しながら、日頃から生き生きとした生活を送れるように文化・スポーツを生かしたまちづくりで「人生を豊かにする健康・スポーツ・文化のまちづくり」を目指します。

### 基本目標 4

#### みんなが元気で主役のまちづくり

～協働でつくる健全財政のまちづくり～

まちづくりを進める上で、住民と行政が同じ方向を向いて、計画から実行までを互いに力を合わせながら進めることができます。住民との情報交換を密にしながら時々の課題をいち早く見出し解決できるような組織の見直しや、自治体の政策形成能力を高めつつ行財政改革を推進するなど、工夫を取り入れたまちづくりを推進する「協働でつくる健全財政のまちづくり」を目指します。

## 第10次南木曽町総合計画施策体系図

【基本理念】

【基本目標】

【施策項目】

南木曽を元気に

～住んで良かった、暮らしてよかったです、住むなら南木曽町～

### 第1章 定住化から元気を ～みんなが住みよい環境づくり～

#### 第1節 快適な社会基盤のある まちづくり

#### 第2節 元気とうるおいのある まちづくり

### 第2章 元気に育て なぎそっ子 ～子ども・保護者・若者を 応援する環境づくり～

### 第3章 健康で元気な ハッピーライフ ～人生を豊かにする健康 ・スポーツ・文化のまちづくり～

### 第4章 みんなが元気で 主役のまちづくり ～協働でつくる健全財政の まちづくり～

- 1 道路交通体系の整備
- 2 公共交通機関の充実
- 3 リニア中央新幹線への対応
- 4 上水道の整備
- 5 下水道の整備
- 6 環境衛生の向上
- 7 地球温暖化対策の推進
- 8 住宅対策の推進
- 9 景観の保全
- 10 公園・広場の整備
- 11 情報通信網の整備
- 12 安全な消費生活の確保
- 13 防災対策の推進
- 14 消防対策の推進
- 15 防犯対策の推進
- 16 交通安全対策の推進
- 17 環境保全の推進
- 18 国土調査の推進

- 1 農業の振興
- 2 林業の振興
- 3 水産業の振興
- 4 商業の振興
- 5 工業の振興
- 6 観光の振興
- 7 交流活動の推進

- 1 子育て支援の充実
- 2 家庭教育の充実
- 3 青少年の健全育成
- 4 学校教育の充実
- 5 地域高等学校への期待と支援

- 1 地域福祉の推進
- 2 地域医療の充実
- 3 高齢者福祉の充実
- 4 障がい者福祉の充実
- 5 生涯学習の推進
- 6 生涯健康づくりの推進
- 7 生きがいと健康のスポーツ振興
- 8 公民館活動等の充実
- 9 文化財の保存と活用
- 10 妻籠宿の保存と振興

- 1 協働で行うまちづくり
- 2 男女共同参画社会の形成
- 3 事務事業の効率化、公共施設の適正管理と広域行政の充実
- 4 計画的な行財政運営
- 5 住民ニーズに対応できる健全な組織の構築運営

# 基 本 構 想



## 第1章 定住化から元気を

### 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

#### 1 道路交通体系の整備

当町の道路網は、国道・県道が幹線を形成し、これに接続する町道などの支線により構成されています。

このため、地域産業の振興や生活道路、地域開発計画、災害時の避難・輸送などを踏まえ、長期展望に立った道路網整備を推進しています。

国道19号は、生活道路、産業道路、広域交流道路などとして最も重要な幹線道路です。交通事故発生時・災害時の代替路線確保と、安全対策を関係機関に要望します。国道256号と主要地方道3路線は、木曽谷と伊那谷・岐阜県を結ぶ広域幹線道路・地域産業道路としてリニア中央新幹線中間駅へのアクセス道路としての機能向上と、広域交通網の整備促進を要望します。さらに、木曽が日本遺産に認定されたことから、観光ルートとしての景観整備を関係機関と協力して推進します。また、木曽川右岸道路は、19号の代替道路として、地域の経済と生活を守る道として整備促進に努めます。

生活に身近な町道については、日常生活の利便性・安全性を高めるために、住民の理解と協力を得ながら計画的に整備を進めるとともに、既存の橋梁や道路の安全を維持するため、計画的な維持補修に努めます。

また、農林道についても、農林振興を進めるために重要な道路でもあり生活道路でもあるため、農地や森林の保全を図りながら計画的に整備を進めます。

#### 2 公共交通機関の充実

公共交通機関については、住民や観光客の重要な交通手段であり、町と県中心部や中京圏を結ぶ唯一の地域間交通であるJR中央本線と、南木曽駅から各地域へ放射状に広がる地域バス、乗合タクシーといった地域内交通があります。

地域間交通については、JR中央本線の増便や特急の停車について関係機関に引き続き要望します。

地域内交通については、自らが移動手段をもたない高齢者や高校生などの通院・買物・通学といった日常の移動手段として、地域公共交通協議会とともに関係機関と協力しながら運営していきます。また、総合的な公共交通の在り方について、関係機関と調整を図りながら、バス等の利便性向上に努めます。

#### 3 リニア中央新幹線への対応

リニア中央新幹線の建設営業主体として指名されたJR東海は、環境アセス等を実施するなど、町内での着工に向け着々と準備を進めています。平成28年8月には岐阜県と長野県を跨ぐ中央アルプストンネル工事（山口工区）に着手しま

した。

町では、地域の環境や景観、生活環境の保全対策など、住民リスクが限りなく最小限となるよう「リニア中央新幹線対策協議会」や、国県等の関係機関と連携しながら交渉を続けていきます。また、リニア中央新幹線の開業を見据え、県境を越えた周辺地域との一体的発展を図る必要があることから、生活圏でもある中津川市との連携を密にして、アクセス道路等の基盤整備を進めるとともに、長野県駅が設置される飯田市ほか南信地域とは、自然と歴史を繋ぐ広域的な観光振興、地場産品のブランド化等による産業振興など、様々な分野で広域的な連携を進めます。

#### 4 上水道の整備

当町の飲用水は、簡易水道（町営）、簡易給水施設・飲用水供給施設（組合営）及び自家給水（個人）で供給されています。

将来にわたって常に安全で安定した水供給が確保できるよう新たな水源の確保、老朽施設の更新・改良を計画的に進め、有収率※の向上を図るとともに、簡易水道未給水地区の解消に努めます。

また、維持管理が困難になりつつある組合営の小規模水道や個人水道については各水道組合等の意向を踏まえながら、持続的な維持運営のための対策を検討し、設備の改善を図るとともに、将来に向けた計画等の策定に取り組みます。

その他、近年、外国資本等による森林買収の事例が報告され、水資源や森林の持続的な保全が懸念されるなど、国民生活に影響する課題として関心が高くなっています。当町においては、特にリニア中央新幹線の工事による水源への影響が懸念される状況にあるため、地域からの情報収集に努めるとともに県・木曽広域連合との連携を図りながら、水資源(水)の保全等、水源対策を推進します。

一用語説明—

※【有収率】配水した水のうち、料金の対象となる水の割合

#### 5 下水道の整備

当町では、地域の実情や将来の財政運営など長期的な展望に立った「木曽地域一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」に基づき、特定環境保全公共下水道事業で妻籠地区、農業集落排水事業で蘭・広瀬地区を整備し、下水道計画区域外については浄化槽市町村整備推進事業（町設置型）、浄化槽設置補助事業（個人設置型）により合併浄化槽の普及を図り、水洗率の向上に努めます。

特に三留野地区においては、下水道整備計画の見直しにより、浄化槽市町村整備推進事業（町設置型）による合併浄化槽整備を推進します。

#### 6 環境衛生の向上

焼却規模を縮小した新ごみ処理施設が稼働し、施設規模に相応したごみの減量

が必要となっています。環境への負荷の低減に配慮しつつ、廃棄物の減量その他適正な処理について、優先順位を踏まえたごみの減量・再資源化への取り組みを、「南木曽町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を指針として、関係機関と連携を図り、住民の協力を得ながら推進します。

ごみ・し尿・汚泥の処理については、木曽広域連合の木曽クリーンセンター及び環境センターにおいて、引き続き適正処理を実施します。

また、動物による人への危害を防止するとともに、動物の適正飼養、人と動物とが共生できる地域社会に向けた啓発に努めます。

## 7 地球温暖化対策の推進

地球温暖化防止対策として、再生可能エネルギーの利活用のほか省エネ等の取り組みが行われています。

当町においては、国が進める国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に賛同し、国・県等と連携しながら誰でも身近にできる省エネ対策を推進します。再生可能エネルギー関係については、地域の地形や気象条件、施設等の設置による地域住民や環境保全等に与える影響を考慮しつつ、再生可能エネルギーの導入を検討・推進します。また、導入にあたっては、過去の再生可能エネルギー発電の課題や問題を十分検証し、再生可能エネルギーを総合的に地域で利活用することを基本に検討します。

## 8 住宅対策の推進

定住化を推進するためには、地域に定住できる住宅・住環境の整備が必要不可欠です。当町は、地形的に住宅地の確保が困難な条件にありますが、核家族化やU I Jターンなどの移住による需要が見込まれます。また、住宅・体験住宅が不足している現状はU I Jターン者への移住施策を展開するうえで、1つのネックとなっていますが、各世代や利用者のニーズに応じた住宅の整備、区画数の少ない宅地分譲など、当町に適した総合的な整備に努めます。

また、町内全域で増加している空き家・空き地について、空き家バンク制度※等により活用を進めます。

一用語説明—

※【空き家バンク制度】空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者などからの申込みにより、登録された物件情報を、空き家等の利用希望者に対して、市町村が提供する制度

## 9 景観の保全

町は「日本で最も美しい村」連合が唱える景観・文化保全の理念に賛同し、平成20年に連合に加盟しました。町の豊かな自然景観と妻籠宿に代表される歴史・文化的景観は、かけがえのない住民の財産であり、後世に守り伝えていかなければならないものです。

こうした自然や優れた風土を大切にし、その恵みを住民はもとより町を訪れる人々が享受できるよう自然保護、景観保全の活動が求められています。

自然環境や歴史・文化的環境の保全に配慮しながら、まちづくり全般にわたって調和のとれた美しい景観づくりに努めます。

また、景観を著しく損なっている空き家・空き地については、所有者への管理指導を行うとともに、廃屋化・原野化の防止を進めます。

## 10 公園・広場の整備

当町には、天白公園や河川公園といった自然環境と歴史文化遺産に恵まれた公園や広場があります。これらの公園は、住民の遊び場、学びの場、観光客との交流の場といったコミュニティ的な役割だけでなく、癒しや安らぎといった生活に潤いを与える場としての機能を併せ持っています。

今後も住民が利用しやすい公園・広場の活用に努めるとともに、住民の自主的な美化活動を促し環境整備を推進します。

## 11 情報通信網の整備

当町を含む木曽地域では、木曽広域連合によって光ケーブル網が整備され、CATVによる地上デジタル放送やインターネットサービスが提供されています。しかし、同軸ケーブルが混在しているシステム(HFC)であるため、将来的に4K・8K放送の受信環境を確保し、情報伝達の高度化を図るための全光ケーブル化(FTTH)について、検討が必要です。

情報に対する需要が高まる中、住民生活の利便性向上と地域産業の活性化のため、更なる高速化・多重化をはじめとした高速ブロードバンドや地域情報ネットワークの整備を図り、相互連携通信ができる災害に強い情報基盤の整備を図っていきます。

また、携帯電話など移動通信についてもいまだに電波が不安定な個所があります。サービスエリアの拡大について、関係機関や事業者に要望していきます。

## 12 安全な消費生活の確保

情報化が急速に進む中、様々な商品やサービスが充実し消費生活は便利なものとなる反面、消費者を取り巻く環境は複雑化・多様化して、消費取引におけるトラブルが増加しています。特に消費者を陥れるような取り引きが相次ぐなど、社会的に消費生活に歪みや不安が生じています。

消費生活の安定と向上を図るため、消費者トラブル防止等の啓発活動に努めるとともに、消費者問題窓口として適切な対応などの消費者保護対策に努めます。

## 13 防災対策の推進

近年、局地的な集中豪雨や地震による大規模な災害が全国各地で発生しており、当町においても平成26年に豪雨による土石流災害を経験しました。

いつどんな災害が起きても住民の生命・財産を守ることは、自治体の最も重要な責務であり、町では「南木曽町地域防災計画」に基づき、災害に対する日ごろの備え、差し迫った災害への対応、発生した災害への対応等あらゆる場面を想定した対策を推進します。平成26年に発生した豪雨災害の記憶、伝承を行い、非常時助け合いや要援護者リストの作成など地域防災力の向上に努めます。

災害警戒時及び発生時において防災行政無線による住民への情報伝達に努め、避難所に指定されている施設については、想定される避難住民のニーズに対応できる設備、備品の充実を図るとともに、災害発生において早期対応の中心を担う各区を単位とした自主防災組織の立ち上げへの援助、指導を推進します。

また、災害から住民の生命・財産を守るため、国有林、民有林の治山・治水事業と砂防事業を推進し、災害の未然防止に努めます。

## 14 消防対策の推進

当町では、急傾斜地や河川沿いに集落が形成されているうえ、年間雨量が2,500mmから2,800mmを超えることもあります、集中豪雨による土石流や地震による自然災害の危険性を常にはらんでいます。また、高齢世帯の増加や管理放棄された山林原野の増加により、多様な火災に対する備えの必要性も高まっています。

常にあらゆる災害から住民の生命・財産を守るために、予防啓発活動による防火・防災意識の高揚を図るとともに、消防団員の確保と技能の向上、装備・資材の充実を計画的に進め、常設の木曽広域消防本部との連携を密にして、地域の消防対策の推進に努めます。

## 15 防犯対策の推進

全国的に、高齢世帯を狙う詐欺犯罪や、児童生徒を狙う犯罪が増加傾向にあります。町では、こうした犯罪を防止するため、住民の防犯意識の高揚と防犯指導体制の充実を図るとともに、広報等（広報紙、広報放送など）を活用した注意喚起に積極的に取り組みます。

また、「南木曽町暴力団排除条例」により、住民、行政、警察が連携し、暴力団の進出防止と排除を推進します。

## 16 交通安全対策の推進

現代社会は、生活のあらゆる面において車への依存度が高まり、交通量も増大しています。町を南北に貫く国道19号は基幹道路であるため通過車両も多く、交通事故が毎年のように発生しています。

交通事故を未然に防止し、住民生活の安全を図るため、機会あるごとに住民各層の交通安全意識の普及・啓発に努めるとともに、交通安全施設の計画的な整備や必要な交通規制を行うことで、安全な道路環境づくりを目指します。

また、国道・県道について広域幹線道路や地域産業道路としての機能の向上と、交通安全施設の整備を関係機関に要望します。

## 17 環境保全の推進

社会の発達や変化に伴い、騒音・振動・悪臭・水質汚濁、大気汚染など様々な問題が発生しています。

また、リニア中央新幹線工事や再生可能エネルギー施設等における環境への影響に対応するため、「南木曽町環境基本条例」及び「南木曽町の自然環境等と再生可能エネルギー設備設置事業との調和に関する条例」をもとに、関係機関と連携を図りながら、住民の安全で快適な生活を保持し、将来に問題や負担を残さないために適切な指導と公害の未然防止に努めます。

不法投棄防止については、「南木曽町美しいまちづくり条例」を基本としたポイ捨ての防止や生活ごみの野焼き禁止などを住民と一緒にやって取り組み、快適で美しいまちづくりを進めるとともに、地域の自然や風土を守る取り組みを推進します。

## 18 国土調査の推進

国土調査（地籍調査）は、国土利用計画や財産管理の基礎となる土地図を作成するうえで重要なものです。当町では、既に平坦部の調査は終了し、平成18年度から山林部の調査に着手しています。土地所有者の高齢化の進行や後継者不足によって境界が分かる人が少なくなってきた状況を踏まえて、効率的な調査方法を検討しながら、国土調査を計画的に推進します。

## 第1章 定住化から元気を

### 第2節 元気とうるおいのあるまちづくり

#### 1 農業の振興

当町の農業は、耕地面積が小規模なうえ、耕地の立地条件が悪く、生産性が低い状況となっています。加えて従事者の減少と高齢化、担い手不足は耕作放棄地を増大させる要因にもなっています。

このような動向を踏まえ、将来にわたって持続可能な農業を確立すること目的とした農業の展開を図ります。

#### 2 林業の振興

当町の林業は、木材価格の低迷による構造的な不況や林家の高齢化、地主の離町などのほか、国・県の森林整備施策が搬出間伐へと転換したことから、林地の手入れが行き届かなくなることが懸念されています。

しかし、森林の材積は蓄積を続けており、森林資源の活用が求められています。また、環境問題に対する住民意識や災害防除を図る治山事業への期待、あるいは森林に安らぎを求める人々の増加など、森林の価値について見直されています。

町では、こうした情勢の変化に対応した林業の振興を図るため、「南木曽町森林整備計画」に基づき、森林の機能に見合った施業を進めるとともに、国有林を含め木曽谷流域が一体となった森林整備の推進を図ります。

また、地域材利用の促進や間伐材の用途を研究し、上下流交流等による消費拡大を推進します。

#### 3 水産業の振興

当町ではイワナ、アマゴ、マス、信州サーモンを中心とした食用魚の養殖が水産業の主幹となっています。町の特産品として位置付けていくため、町の観光振興と連携をとりながら、養殖技術の向上に加えて付加価値の高い食用魚養殖の振興を図ります。

#### 4 商業の振興

町内の商業は、大部分が家族従業型の零細な個人商店が占める経営構造にあり、経営者の高齢化や後継者不足が課題となっています。

近郊都市部の大型店舗に購買力が流出する傾向の中、町内の商店は顧客のニーズに対応が追いつかず厳しい経営状況にあります。

行政と商工会、地域と連携して、サービスの充実や地元購買率を高める地域循環型の経済流通への住民意識の形成や仕組みづくりに努めます。

## 5 工業の振興

長引く景気低迷の影響により工業全体の需要が伸びず、厳しい経営状態が続いている。特に町の基幹産業として発展してきた木材産業は、国内における木材需要の落ち込みに加えて、資本の零細性や従業員の高齢化といった課題もあり、厳しい状況に置かれています。

木材の良さをPRするとともに、地域色豊かな地場産品の開発と需要の開拓に努め、付加価値の高い製品の生産を推進します。

ろくろ細工や桧笠、田立和紙などの伝統産業については、伝統技術の継承を図るため、後継者の育成と需要の開拓に努めます。

また、新たな企業誘致も視野に入れ、地域の雇用において大きな比重を占めている誘致企業とは、今後も連携を図りながら安定した雇用の確保を促します。

## 6 観光の振興

近年の傾向として邦人来訪者は減少しているものの、中山道、妻籠宿を訪れる外国人旅行者は増加しています。日本人旅行者はニーズや価値観の多様化により従来の団体旅行よりも小グループによるものや個人を中心としたものなど、旅行形態が変化しています。また、見る観光から実際に参加・体験・交流できる観光へと旅行者の志向が変わる中、そのニーズに応じた質の高い観光地づくりを進める必要があります。

外国人旅行者への対応は関係機関と協働して進めるとともに、来訪者増に向けた魅力あるコンテンツの開発に努めます。また、広域エリアでの誘客を図るため、木曽地域はもとより中津川市や上伊那・下伊那地域などと連携した広域観光の推進に努めます。

## 7 交流活動の推進

国内交流については、木曽広域連合を中心となって進めている上下流交流により下流域住民との交流を進めています。平成18年には愛知県長久手市との交流協定を結び、交流活動を実施しています。

また、知名度の高い妻籠宿の存在により、近年、観光を通じて地域住民との交流が高まる傾向にあります。

都市部や他地域などとの交流を深めることは、新たな地域振興や人づくり、地域づくりに繋がることが期待されます。今後も住民参加の交流活動を支援・促進して交流活動を進めます。

## 第2章 元気に育てなぎそっ子

### 1 子育て支援の充実

少子化が急速に進むわが町においては、若者が家庭を持ち、安心して子どもを生み育てていける地域社会を目指し、子どもが心身ともに健やかに成長していくための子育てを充実させるために、町と家庭・地域が連携していきます。

町では「南木曽町子ども・子育て支援事業計画」を指針として、関係機関とのネットワークを強化し、育児相談や子育て支援の充実を図ります。また、「おやこのひろば」や保育園・放課後子ども教室など成長に見合った支援を行います。

また、妊婦、産後の母子支援を強化するほか、不妊治療、高齢出産への支援、多子世帯、ひとり親家庭の育児や子育て支援の拡充・相談体制の充実に努めます。

### 2 家庭教育の充実

家庭は人間形成の基礎を培う役割と責任を担っており、健全な子どもを育成するためにも家庭の教育力の向上を支援する施策を推進します。

家族の役割や大切さを再認識できるように、基本的な生活習慣、社会生活の基本ルールを習得するとともに、自然の恵みや厳しさなどの環境や地域との関わりにより、幼少期から豊かな原体験を獲得できることが大切です。

保育園、小中学校、公民館、福祉分野など関係者間の連携を図り、家庭教育の充実を支援します。

### 3 青少年の健全育成

少子高齢化、インターネットの普及など、社会環境が大きく変化し、青少年を取り巻く凶悪事件の発生やインターネット上の有害な情報、児童虐待など子どもの安全を脅かす事件が多発しています。

「青少年は地域社会が育てる」という観点に立って個人、家庭、学校、地域住民、企業、団体及び行政が一体となった取り組みを進めています。

また、地域が持つ教育力を有効に活用できるよう連携協力して課題解決に取り組んでいきます。

### 4 学校教育の充実

基礎的な学力の確保ができるよう小中学校の設備などの充実に努めます。また、豊かな自然や地域の伝統文化に恵まれた地域環境を活かし、自主的で創造力と協調性のある児童・生徒を育成できるように学校運営に協力していきます。

様々な課題に学校を応援できるよう・家庭・地域が連携協力し、教育環境の充実に取り組みます。

支援を必要とする児童・生徒を支え、自立に向けた取り組みを家庭、学校と一

緒になって進めます。

過疎化・少子高齢化が進み、小中学校の児童生徒数の減少が見込まれる中、今まで以上に学校・家庭・地域住民・行政が一体となって心身ともに健やかな「なぎそっ子」を育んでいきます。

## 5 地域高等学校への期待と支援

蘇南高校は、地域の大切な高等学校です。現状は少子化や子どもの意識の多様化等から進学者が減少してきています。

広い木曽地域において教育の機会均等を確保することや、地域における教育活動の推進力として、地域が求める若者を育成する場として、蘇南高等学校は地域にとって不可欠な存在です。

今後も地域を挙げて蘇南高等学校への支援を行い、学校・地域・行政が一丸となって蘇南高等学校の新たな魅力づくりを積極的に行っていきます。

## 第3章 健康で元気なハッピーライフ

### 1 地域福祉の推進

互いを思いやり、支え、助け合う社会福祉の精神を尊重し、住み慣れた家庭や地域の中で安心して充実した生活が送れるよう、住民・団体・事業者等が連携・協力しながら、地域全体で支えあう「誰にでも優しく、身近で頼りがいのある」福祉を推進します。

### 2 地域医療の充実

住民が利用する医療機関の主は町内医院と坂下病院ですが、中津川市民病院、木曽病院、隣接市町村の診療所等を利用している住民もいます。また、がん治療や精神科、小児療育の専門機関については、郡外及び県外の医療機関の受診が多くなっています。

中津川市新公立病院改革プランが策定され、坂下病院が縮小される傾向にありますが、地域医療の確保にむけ周辺医療機関、特に町内医院と木曽病院との連携を進めています。医療救急体制については、県などとともに広域的な整備に努めます。

### 3 高齢者福祉の充実

住み慣れた地域社会の中で、ともに支えあい安心して暮らし続けることができ、健康で生きがいをもって生活できる社会を目指していきます。

社協、N P Oなど各種団体との連携を密にし、認知症・介護予防によるハツラツ長寿を目指しながら、介護サービス、居宅介護への支援、介護する側へのサポートなど包括ケアの充実にも努めます。

また、訪問看護、近隣声かけによる孤独死の防止、年配者の見守りや自立を支援します。地域で支えあう活動の推進、生きがい活動や健康の維持、相談支援業務等の充実を図るため「南木曽町老人福祉計画」、「介護保険事業計画」を指針として、その実現を図っていきます。

### 4 障がい者福祉の充実

「ノーマライゼーション」※の理念のもとに、「南木曽町障害者福祉計画」を指針として障がい者の自立と社会参加を支援し、個々の状況に適した相談支援体制・在宅援護等のサービスの充実を図ります。総合的な生活・就労支援を進め、誰もが地域の一員として普通の生活を送ることができるまちを目指します。

一用語説明—

※【ノーマライゼーション】「どのような障がいを持つ人であっても特別視されることなく、社会に生活する個人として、一般の社会に参加し行動できるようにすべきである」という考え方

## 5 生涯学習の推進

近年、核家族化・過疎化・価値観の多様化などを背景にして、地域における人間関係や支えあい意識の希薄化、家庭・地域の教育力の低下等、社会の環境が大きく変化しています。

町では、「南木曽町生涯学習推進構想」に基づき多様な学習・教育活動の体系化、学習機会の提供、自主的活動への支援の他、公民館施設などの充実や有効活用を図ります。

生涯学習情報の提供を通じて、子どもから高齢者まで、すべての住民が主体性を持って生涯学習活動に取り組むまちづくりを推進します。

また、絶えず新たな視点から生涯学習活動を見直し、支援の方策などの研究・提案を実施します。

## 6 生涯健康づくりの推進

食生活の変化や運動不足を原因とする糖尿病等の生活習慣病有病者が増加しており、深刻な課題になっています。

子どもを安心して生み育て、住民一人ひとりが健康でこころ豊かな生活を送るために、健康についての正しい知識を持ち、食事や身体活動等の生活を自らコントロールできる環境づくりが必要です。

病気予防に努め、健康教室など健康づくりを推進します。

「南木曽町健康づくり計画」を指針として、行政、教育機関、企業、医療機関、地域の健康に関わる様々な関係者と連携を図りながら、健診受診率を向上させ、疾病の予防と早期発見及び個人の健康づくりを支援します。

## 7 生きがいと健康のスポーツ振興

地域スポーツには、競技志向だけでなく健康志向や仲間づくり・楽しみ志向の住民交流など幅広い目的が求められています。

町では、様々な課題に対応していくために「生涯スポーツの振興」を重視し、学校や地域でのスポーツ活動、更に子どもから高齢者まで各年代にわたる各々の目的に沿ったスポーツ活動を進めます。

住民の誰もが目的に応じて、「いつでも」、「どこでも」、「だれとでも」、「いつまでも」スポーツを親しむために「なぎそチャレンジクラブ（総合型スポーツクラブ）」の運営を支援します。また、スポーツ拠点づくりのための施設整備や利活用も図ります。

## 8 公民館活動等の充実

住民に身近な公民館活動やサークル、ボランティア活動などを大切にし、住民一人ひとりが自発的に参加できる学習の場の確保に努め、成果を地域社会に還元

できるような講座、教育、交流発表の場などを設けます。

## 9 文化財の保存と活用

町には、「林家住宅」、「中山道」、「妻籠宿保存地区」、読書発電所関係施設（「桃介橋」「読書発電所」「柿其水路橋」）といった国指定文化財や、「旧御料局名古屋支庁妻籠出張所庁舎（山の歴史館）」「田立の滝」「田立の花馬祭り」などの県指定文化財を代表とする歴史的な文化財が数多くあります。

生活様式や時代が変わるなか、ますます貴重となる有形、無形の文化財の調査保存を一層進め、地域とともに育まれてきた景観も大切にしていきます。

伝統的な技法、歴史的な祭りや慣習など失われつつある無形文化財の掘り起こしにも努め、文化財の保存と活用を推進します。

また、日本遺産認定のメリットを最大限引き出し、有効的に発信・活用していきます。

## 10 妻籠宿の保存と振興

妻籠宿は、集落保存の先駆けと住民運動の成功事例として全国的な知名度を持つまでに至りました。

町並みや集落の保存整備に併せて妻籠宿の特徴である広大な自然環境・景観までも含めた保存事業を引き続き進めます。地域住民の高齢化や空家増加に対応するため、町並みを中心とした観光振興と定住化施策との連携を図り後継者対策を進めます。

## 第4章 みんなが元気で主役のまちづくり

### 1 協働で行うまちづくり

「みんなで支えあうまちづくり」の実現のため、気軽な対話、ものの言い易い集会(ミニ集会等)の開催など、常に状況を見据えながら、行政と住民の情報交換を進めます。

また、住民と行政の「協働」のまちづくりを引き続き推進することとし、住民と行政の信頼関係を増進するために、行政に関する情報を広報誌、広報無線とケーブルテレビを有効的に活用します。各分野で地域住民が積極的に参加できる環境づくりに努めるとともに、地域の外国人住民の異なる生活習慣や文化、価値観を尊重して、共に活動できるよう支援します。

地域活動や、環境、福祉、観光、防災など様々な活動を実施する住民自治組織・団体等を積極的に支援するとともに、ボランティア団体・NPO法人などの設立・育成・運営を支援し、コミュニティ活動の活性化を推進します。

### 2 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の実現は、「女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作る」ことです。当町においても、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づく「南木曽町男女共同参画計画」を指針として、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、社会の対等な構成員として一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

### 3 事務事業の効率化、公共施設の適正管理と広域行政の充実

厳しい財政状況の中で、複雑化・多様化する住民ニーズに応えるためには、限られた資源（人員、財源）を有効に活用できるよう計画的で効率的な行政運営が必要となっています。

同時に多様化・高度化する行政事務に対応するため、時代に即応した効率的な組織整備や職員の資質・能力を高めていく必要性があります。

情報化の技術を積極的に活用して行政事務の共同化や効率化・高度化を進めるとともに、技術を活かせる人材の確保・育成を図ります。

計画的に効率よく公共施設の整備や維持管理を適正に行いながらも、施設の長寿命化を図り、将来負担の軽減、財政の健全性を維持するための公共施設等総合管理計画を策定しました。近い将来多くの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎える、多額の維持更新費が必要になると見込まれる中、公共施設のより適正な管理に努めます。

また、行政ニーズの多様化・高度化に対応するため、木曽広域連合をはじめ、関係市町村と連携を図りながら合理的・効率的な行政運営に努めます。

## 4 計画的な行財政運営

町は、平成16年10月に合併に関する住民意向調査の結果を受け自立の道を歩むことを決定しました。

自立の道を歩むにあたって、厳しい財政状況を乗り切るため行政改革集中改革プランである「第1次南木曽町自立推進計画」、「第2次南木曽町自立推進計画」を策定し、健全財政の実現に取り組んできました。

当町の自主財源である地方税は、課税客体<sup>\*</sup>の減、業績の不振等で減収しています。また、収入の4割強を依存する普通交付税は算定方法の見直しが進められており、人口減少の大きい当町については大きな減収が見込まれます。

さらに、世界経済の動向や国内の厳しい経済情勢、国の税と社会保障の一体改革の影響など様々な不確定要素が多く今後の財政運営は予断を許さない状況にあるといえます。こうした中にあって、健全財政のまちづくりのため、自立推進計画の精神を引き継ぎ推進しつつ、簡素で効率的な行財政運営による経常経費の削減、重点事業の取捨選択による公債費の抑制、自主財源の確保による事務事業の見直し、自立推進方策の検討を引き続き実施するとともに、公営企業の計画的・戦略的な経営を進め健全財政の実現に取り組みます。

—用語説明—

※【課税客体】租税を付加する対象となるべき物、行為その他の事実のこと。

## 5 住民ニーズに対応できる健全な組織の構築

役場の組織機構については、地方分権の推進や町を取り巻く情勢の変化による新たな行政課題への対応、多様化する住民ニーズへの的確な対応及び交流の拡大による産業振興等の施策に対応していくために、平成22年4月から3課1室体制を4課1室体制にしました。しかし、町の人口減少に歯止めがかからない中、定住対策を中心とした重点課題に精力的に取り組むため、機構改革により平成28年10月から5課1室体制とし、所管事務の見直しを行ったところです。

効率的な組織を目指し、必要な職員数を確保するとともに、民間委託についても検討を進めます。

※課体制の標記数は、教育委員会を含んでいない



# 基 本 計 画



## 第1章 定住化から元気を

### 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

#### 1 道路交通体系の整備

##### (1) 現状と課題

当町の道路網は、国道19号、国道256号、主要地方道中津川南木曽線・中津川田立線・飯田南木曽線、一般県道南木曽停車場線が幹線を形成し、これに連絡する町道などの支線により構成されています。

国道19号は、最も重要な幹線道路であると同時に、生活道路として重要な路線ですが、観光シーズンの渋滞や交通事故による長時間の通行止めは、住民の生活に支障を来しており、渋滞の解消、交通事故発生時・災害時の代替路線の確保が大きな課題であり、木曽川右岸道路の全線開通へ向けた整備促進が望まれています。

妻籠・蘭広瀬地区と昼神・飯田地区を結ぶ国道256号は、観光道路・広域幹線道路・地域産業道路としての機能の向上と、安全施設の整備が求められています。

また、主要地方道中津川田立線は、田立地区の生活道路であるだけでなく、文化的・経済的に結びつきが強い中津川市に繋がる重要な道路であるとともに、リニア中央新幹線中間駅へのアクセス道路としての整備促進が望まれています。

中津川南木曽線は、妻籠宿と馬籠宿を結ぶ観光道路ですが、木曽地域が日本遺産に認定されたことや、中央道神坂スマートインターの設置により交通量の増加が見込まれることから、道路の拡幅整備が望されます。

町道については、日常生活に密着した1級・2級町道を中心に新設・改良を進めていますが、地形的条件等により建設費が増大していることや、橋梁や舗装などの維持補修経費も増大し、町道の安全を確保するための整備が進まないのが現状です。そして、災害時における避難・輸送の円滑な道路網を整備することも課題となっています。

##### (2) 施策の方向

住民生活を守るうえで、道路はもっとも大切なインフラ整備です。日本遺産の認定による交通量の増加や、リニア中央新幹線の整備に対応した道路整備により、安全で円滑な運行の確保ができるよう国道・県道・町道の計画的な整備を図り、道路交通体系の確立を目指します。

また、町道の安全を確保するため、計画的な維持補修を図ります。また、災害時における避難・輸送のための道路網の整備を図ります。

### (3) 主要施策

#### 1 総合的な道路網整備の推進

地域産業の振興や生活道路、地域開発計画、災害時の避難・輸送などを踏まえ、長期展望に立った道路網整備計画を樹立します。

#### 2 国道19号、国道256号、木曽川右岸道路、中津川田立線、中津川南木曽線等の道路整備の促進

国道19号の安全な通行を確保するため、関係機関に交差点の改良やバイパス化を要望します。国道256号は、広域幹線道路・地域産業道路としての機能の向上と安全施設の整備、さらに観光ルートとしての景観整備を関係機関に対して強く要望します。

また、木曽川右岸道路は、国道19号の代替路線として県営・代行制度の活用により整備の促進に努めます。

主要地方道中津川田立線・中津川南木曽線は、文化的・経済的に結びつきが強い中津川市に繋がる重要な道路であるとともに、リニア中央新幹線中間駅や高速道路網へのアクセス道路としての整備促進を関係機関に対して強く要望します。

#### 3 町道の改良整備の促進

児童、生徒、老人等の交通弱者が、安全に利用できる道路環境に努め、更に日常生活の利便性を高めるため、住民の理解と協力を得ながら町道の新設・改良、舗装の修繕など計画的に整備を進めます。また、災害時における避難道路・輸送道路となる道路網の円滑な整備を進めます。

#### 4 農林道の改良整備の促進

農道や林道は、農林業振興を進めるために重要な道路であり生活道路でもあるため、地域の要望を踏まえ農地や森林の保全確保を図りながら、計画的な整備を進めます。また、防災上重要な「JR跨線橋」「与川大橋」については、耐震改修等の長寿命化事業を実施します。

#### 5 交通安全と潤いのある道路環境の確保

交通安全施設などの機能や道路沿いの土地の緑化、デザインの充実、歩行者空間の確保など潤いのある道路づくりに努めるとともに、道路環境美化など住民による道路愛護思想の高揚を図り、積極的な道路愛護活動を推進します。さらに、木曽が日本遺産に認定されたことに伴い、観光ルートとしての景観整備を進めます。

#### 6 橋梁や舗装などの交通インフラの長寿命化

町が管理する橋梁については、平成29年3月末で217橋あります。10～15

年後には築50年以上の橋が半数を超えます。そこで、平成23年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画により維持補修を進めます。また、舗装については、平成27年度に実施した道路ストック点検結果により舗装修繕を進めます。

**総戦\*1-3-2 道路交通基盤の整備** 建設環境課

**総戦 2-1-1 広域交流道路の整備** 建設環境課

—説明—

※ 総戦 南木曽町地方創生総合戦略に位置付けている施策番号（○－○－○）と施策名、担当課

(4) 達成目標

	5年前 <sup>*1</sup>	現在 <sup>*2</sup>	5年後 <sup>*3</sup>	7年後 <sup>*4</sup>
町道改良率	57.5%	58.9%	61.0%	61.0%

—説明—

※1【5年前】平成23年を示します。

※2【現在】平成29年度データがないことから、平成28年を示します。

※3【5年後】令和4年を示します。

※4【7年後】令和6年を示します。

道路延長

(平成29年3月31日現在 国土交通省・建設事務所調)

(平成29年3月31日現在 建設環境課・産業観

光課調)

国道19号	11,633.0m	町道	163,140m
国道256号	14,902.7m	農道	46,453m
主要地方道中津川南木曽線	4,792.3m	林道(一般)	26,877m
〃 中津川田立線	3,316.9m	林道(国有)	190,155m
〃 飯田南木曽線	7,480.4m		
県道南木曽停車場線	2,251.7m		

町道・橋梁状況

(平成29年3月31日現在/単位:m)

実延長	種類別内訳		路面別内訳	
	道路延長	橋梁延長	砂利道	舗装道
163,140	160,018	3,122	46,075	117,065

橋梁箇所数・・・217 橋

## 町道改良・橋梁状況

(単位 : m)

区分 年度	総延長	改良延長	改良率(%)	舗装延長	舗装率(%)
平成 18 年度	161,312	91,147	56.5	114,609	71.0
平成 19 年度	161,379	91,234	56.5	114,676	71.1
平成 20 年度	161,406	92,003	57.0	115,103	71.3
平成 21 年度	161,401	92,025	57.0	115,067	71.3
平成 22 年度	162,089	93,031	57.4	115,805	71.4
平成 23 年度	162,358	93,429	57.5	116,120	71.5
平成 24 年度	162,290	93,772	57.8	116,053	71.5
平成 25 年度	162,531	94,344	58.0	116,364	71.6
平成 26 年度	162,818	94,636	58.1	116,652	71.6
平成 27 年度	162,980	95,387	58.5	116,896	71.7
平成 28 年度	163,140	96,027	58.9	117,065	71.8

## 第1章 定住化から元気を 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

### 2 公共交通機関の充実

#### (1) 現状と課題

当町の公共交通機関は、JR東海による列車運行と町営の地域バス運行が大きな柱となっています。

JR東海については、乗降客の減少を理由に平成24年10月から南木曽駅が無人化されることを受け、町がJR東海との契約により窓口業務を行っています。

乗合バスは、平成18年度までバス事業者により運行されていましたが、自家用車の普及、人口の減少及び観光客の減少などの要因から、運行継続はもはや限界であるとして、バス事業者は撤退を決定しました。町では、住民からの存続要望もあり、従前の路線を引き継ぐ形で町営バスとして、平成19年度から運行を開始しました。

山間地であり町の中心部から山間部の谷あいに放射状の集落が点在している地理的条件のため、必然的に横断的な循環運行でなくピストン輸送式の運行形態となり、非効率的な状況にあります。

また、少子高齢化・過疎化に伴う利用者人口の減少が利用率の低下へ繋がって行きますが、高齢化、独居化が進んでおり、通院、買い物などの足の確保のため、費用対効果には反するが、運行拡充が求められています。

引き続き利便性を向上させ、利用者の拡大と利用促進及び柔軟な制度運用に取り組む必要があります。

#### (2) 施策の方向

地域住民や観光客の重要な交通手段である列車運行については、ダイヤ改正による利便性の確保と充実への要望活動を継続的に取り組みます。また、町との契約となった南木曽駅の窓口業務については、円滑な運営に努めます。

町営バスは、地域住民の移動手段として地域バス（幹線バス、通院バス、スクールバス、通園バス及び乗合タクシー）を運行し、利用者の拡大と利用促進を図りながら、利用者数の維持を目標に生活交通の確保を図ります。

### (3) 主要施策

#### 1 JR中央本線対策の推進

住民の通勤・通学における生活交通として、また、町を訪れる観光客の交通手段として、列車の増発、特急の停車について要望活動を推進します。

JR東海との契約により町が行うこととなった南木曽駅の窓口業務については、その充実と継続運営に努めます。

#### 2 地域バス対策

高齢者・通学者など、自らが交通手段を持たない交通弱者の通院・買い物・通学等の移動手段を確保するため、安全運行に努めながら路線を維持・存続させていきます。

利用頻度の高い時期、曜日、時間帯など利用者ニーズにあった運行に努めるとともに、利用実態の調査・検証を行い、事業の見直し等による効率化を図ります。

一部の地域では、バス停に出ることが困難な集落もあり、外出する際にはタクシーを利用している実態があるため、乗合タクシーの拡充を図りながら、住民の利便性と福祉の向上に努めます。

また、地域公共交通を持続的に運営していくため、地域公共交通協議会とともに、費用対効果も考慮しながら、総合的な見地から制度運用、料金体系や割引・優遇制度を検討します。

**総戦 1-3-2 地域バス・乗り合いタクシーの運行、地域バスの利用促進 戰略室  
南木曽駅窓口業務の運営 産業観光課**

### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
年間バス利用者数	42,891人	55,408人	60,000人	24,000人

路線別バスの年間利用者数(人)

【各年度 成果報告書】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保神線	18,518	19,310	19,583	20,735	21,312
馬籠線	19,474	22,347	23,372	27,672	30,476
与川線	504	457	450	406	320
北部線	14	5	4	13	3
田立線	4381	4,188	4,031	4,104	3,297
計	42,891	46,307	47,440	52,930	55,408

## 第1章 定住化から元気を 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

### 3 リニア中央新幹線への対応

#### (1) 現状と課題

リニア中央新幹線は、全国新幹線鉄道整備法の基本計画路線に位置付けられている「中央新幹線」を、東京品川を起点に、相模原、甲府、飯田、中津川、名古屋を通過地として、大阪市を終点としています。

JR東海では、平成39年に東京～名古屋間開業と位置付け、現在、水道水源保全地区内行為の事前協議等の手続きを進めています。

現在の計画では、当町地域内の地下をトンネルにより通過する計画となっており、非常口2カ所及び本坑約10kmの掘削により、約180万m<sup>3</sup>の土砂が掘り出されることになります。また、妻籠地区の水道水源の直下をトンネルが通る計画となっており、長野県環境審議会での技術的判断が待たれるところです。住民の生活環境に支障が出ないこと、支障が出た場合でも最小限となるよう、しっかりとした交渉が求められています。

リニア中央新幹線の開業によって観光交流人口の増大や雇用の拡大、定住・移住の推進等による地域活性化が期待される半面、工事によって自然環境や景観、資源などに与える影響や工事車両の通過や残土処理問題などが心配されています。

#### (2) 施策の方向

町では、県や木曽広域連合、郡内外の関係市町村や岐阜県・中津川市などと連携し、環境保全等の課題解決に向け、リニア中央新幹線対策協議会と共に取り組みます。

また、開業後の地域の将来を見据えたまちづくりについても、周辺自治体や地域とともに検討を進めています。

### (3) 主要施策

#### 1 リニア中央新幹線の建設整備への対応

町では、県や木曽広域連合、郡内外の関係市町村や岐阜県・中津川市などと連携して、大規模工事などによる水源や周辺環境、地域文化への影響を最小限にし、資源や景観が損なわれないよう国やJR東海に更なる要請を行い、確実な保全対策の実施を図るとともに、アクセス道路等の整備を国・県等の関係機関に要望していきます。

あわせて、工事車両の通行、発生土処理問題や斜坑トンネルの課題解決などに向けた調整等適切に対応します。

#### 2 地域づくりへの活用

東京－名古屋間が開業すると当町から自動車で1時間圏内に中間駅が2駅（飯田市・中津川市）と車両基地が中津川市に建設されます。リニアとそれを取り巻く公共交通の利便性を高められるよう関係機関と検討すると共に、地域資源を活かした観光や交流事業、産業振興・雇用の拡大、定住・移住に繋がる地域の活性化施策の検討を県や関係市町村と連携を図る中で推進します。

## 第1章 定住化から元気を 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

### 4 上水道の整備

#### (1) 現状と課題

当町の飲用水の供給は、簡易水道（町営）、簡易給水施設・飲用水供給施設（組合営）、及び自家給水（個人）から構成されています。

町営である簡易水道は、三留野・妻籠、北部、大山・蘭、川向、田立の5地区に整備され、平成29年における計画給水人口は3,943人、1日2,307m<sup>3</sup>/日の配水能力があり、簡易水道事業の普及率は88.2%となっています。

簡易水道事業については、近年の過疎化の進行に伴う世帯数の減少により水需要が減少する中で、設備の老朽化による施設更新への投資が課題になっています。

他方、国による地方公営企業の公営企業法適用化により、簡易水道事業の法適用化による効率的・計画的な運営が求められています。法適用を進めながら策定した経営戦略に基いて今後はより効率的な事業経営を進める必要があります。

簡易給水施設・飲用水供給施設においては、従来からの水源の水量不足や施設の老朽化等の問題に加え、人口の減少・高齢化による施設の維持管理が喫緊の課題になっており、個人水道を含め将来的な地区水道のあり方を早急に検討しなければなりません。

その他、簡易水道の水源地に近接して計画されているリニア中央新幹線の工事により懸念される水源の減水・渇水への対応にも迫られています。

また、近年全国で海外資本等による森林買収の事例が報告される中、当町においても将来にわたる水源地の保全と確保のための取組が課題となっています。

#### (2) 施策の方向

生活に欠かすことのできない飲料水を、将来にわたり安全かつ安定して供給するため、水道施設の計画的な更新・拡張を進めながら、新たな水源の確保や効率的な水道施設の適正管理に努めます。

また、経営戦略に基いた経営により簡易水道における有収率の向上を図るとともに、簡易水道未給水世帯の解消を進めます。あわせて公営企業法の適用化を進め、持続的・効率的な水道事業経営を目指します。

その他、外国資本等による森林買収や開発行為から水資源を守るために、地域と連携して情報の収集に努めます。あわせて簡易水道水源付近を通るリニア中央新幹線により起こり得る水源の減渇水に備え、水源の保全と代替水源の確保等具体的な対策の実現を目指します。

### (3) 主要施策

#### 1 経営戦略に基づいた上水道施設の維持と整備

経営戦略に基いて老朽化した簡易水道施設を計画的に更新し、地域条件にあった水道施設の整備を進めます。また、維持管理費の低減のため施設統合を進めながら、給水区域の拡張を検討し、維持管理が困難となっている小規模水道・個人水道の解消を進めます。

#### 2 公営企業法適用化の推進

継続して安定的・持続的な水道事業経営を行っていくために、公営企業法の適用化を進め、計画性のある健全な事業運営に努めます。

#### 3 小規模水道に関する計画策定

施設の老朽化や維持管理等が課題となっている小規模水道については、全小規模水道の基本的な情報の整理を行い、管理組合の意向を踏まえながら施設の更新・改良や統合検討等の計画策定を進めます。

#### 4 水源対策の推進

将来にわたる安定した水源確保のため、リニア中央新幹線工事における簡易水道水源地の減渇水対策については、国や県、水源地権者へ協力を求め、既存の法例等の活用による水源の保全及び新たな水源確保等のあらゆる対策を検討し、最善の対応を行うことで地域住民が安心して生活できる環境を守ります。

また、現在公的な規制が無い水資源や水源地等については、小規模水道組合や水源地権者に協力を求めるとともに、水源を保全するための対策を検討します。

### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
簡易水道普及率	88.0%	88.5%	90.1%	90.1%

簡易水道の状況及び平成28年度の実績

簡易水道名区分	三留野 ・妻籠	北部	大山 ・蘭	川向	田立	合計
計画給水人口(人)	2,385	291	1,200	400	1,140	5,416
給水区域内現在人口(人)	1,607	264	750	313	897	3,831
現在給水人口(人)	1,594	256	750	313	896	3,809
給水戸数(戸)	687	90	332	132	363	1,613
水源の種類	表流水	1	-	1	-	2
	伏流水	-	-	2	1	1
	湧水	2	4	-	-	6
1日平均配水量(m³)	813	135	237	233	329	-
1日最大配水量(m³)	1,086	187	357	474	495	-
年間配水量(m³)	295,662	59,439	84,981	74,794	95,673	610,549
有収水量(m³)	170,653	23,763	60,608	37,639	83,918	376,581
有収率(%)	57.70	40.00	71.30	50.30	87.70	61.70

小規模水道の状況

平成29年3月31日現在

水道名	地 区	水源の種類	給水戸数(戸)	給水人口(人)
向田水道	与川一区	表流水	4	9
柿平水道	〃	表流水	14	46
南野水道	与川三区	伏流水	5	23
小川野平水道	〃	伏流水	7	20
学校平水道	与川五区	湧水・伏流水	4	10
川合平水道	与川四区	伏流水	9	23
坂本平水道	与川五区	表流水	6	25
胡桃田水道	与川三区	表流水	19	60
上の原下の平水道	上の原	伏流水	9	25
上の原下6戸水道	〃	湧水・伏流水	6	19
十二兼上水道	十二兼	表流水	28	71
十二兼下水道	〃	表流水		
前の畑水道	岩倉	伏流水	6	25
金知屋水道	金知屋	表流水	5	17
大妻籠上の平	大妻籠	表流水	6	11
大高取水道	上在郷	表流水	6	15
三軒屋水道	〃	表流水	4	14
夏焼水道	幸助	表流水	3	6
富貴畑水道	奥志水	表流水	1	1
計	19施設		142	420

## 第1章 定住化から元気を 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

### 5 下水道の整備

#### (1) 現状と課題

住民の定住促進を図るためには、住環境の整備は不可欠であり、南木曽町においても継続的な下水道整備・合併浄化槽設置を進める必要があります。

当町の下水道は、下水道計画における集合処理方式として、特定環境保全公共下水道事業の妻籠地区、農業集落排水事業の蘭・広瀬地区を整備し、平成12年度から供用を開始しています。また、下水道計画区域外における個別処理方式の合併浄化槽設置事業については、浄化槽市町村整備事業（町設置型）、浄化槽設置補助事業（個人設置型）による整備を促進しており、生活排水の水質改善は確実に進んでいます。

しかしながら全国的に人口減少が進行し当町の過疎化に歯止めがかからない中、今後の事業経営はより厳しさが増すことが予想されます。近年は国により地方公営企業の公営企業法の適用化が進められ、当町の下水道事業についても法適化による効率的・戦略的な運営が求められています。

今後の事業推進にあたっては企業会計（特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業）・公会計（浄化槽市町村整備事業）への移行を進めるとともに、集合処理方式による下水道施設では長寿命化計画や経営戦略に基づき、計画的な設備更新と維持管理に努めつつ経営の安定化を推進する必要があります。

また、合併浄化槽設置事業については、経営戦略の策定を検討しながら平成19年度の下水道事業の見直しによる三留野地区の浄化槽市町村整備推進事業を今後も推進する必要があります。

#### (2) 施策の方向

下水道整備計画に基づき計画的に整備を推進し、自然環境の保全と快適な生活の確保に努めます。

また、下水道事業の健全な財政運営を図るため、会計の公会計化を進め、経営戦略に基づく安定的経営と事業の効率化を目指します。その他下水道施設における長寿命化計画等、長期的な改修計画に基づく設備更新・維持管理に努めます。

#### (3) 主要施策

##### 1 経営戦略に基づいた下水道事業の推進

下水道整備計画により下水道事業を効率的に推進しつつ、同時に経営戦略に基づいた計画的な事業経営を進めます。

また、合併浄化槽整備の推進により、町内全世帯における水洗化を目指します。

## 2 公営企業法適用化の推進

将来にわたり安定的・持続的な事業運営を行っていくために、下水道事業については公営企業法の適用化を進めます。また、合併浄化槽設置事業についても公会計への移行を進めます。

## 3 下水道事業の整備

下水道計画における集合処理方式として整備した妻籠地区、蘭・広瀬地区においては引き続き適正な維持管理に努めます。特に妻籠地区の特定環境保全公共下水道事業は策定した長寿命化計画に基いて計画的な設備更新を進めるとともに、将来的な蘭・広瀬地区との設備統合に向けて具体的な検討を進めます。

個別処理方式による合併浄化槽設置事業については、浄化槽市町村整備事業（町設置型）、浄化槽設置補助事業（個人設置型）により今後も住民の理解と協力を得ながらより一層の整備に努めます。

## 4 生活排水事業の普及に関する意識向上・啓発活動

現在全国の水洗化率は90%を超え、下水道への接続や浄化槽設置は一般化しています。当町でも水洗化率は80%近くまで向上していますが、環境保全への意識が高まっている昨今、今後も更なる普及を進める必要があります。将来にわたり快適な生活環境を維持していくために、生活排水事業や補助制度等の周知を進め、住民への水洗化の普及・啓発を図ります。

### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
水洗化率	73.2%	78.9%	85.0%	82.4%

#### ■特定環境保全公共下水道（妻籠）

処理区域内人口	336人
水洗化人口	312人
水洗化戸数	176戸
1日平均処理水量	102 m <sup>3</sup>
年間処理水量	37,289 m <sup>3</sup>

(平成29年3月31日現在)

#### ■農業集落排水事業（蘭・広瀬）

処理区域内人口	739人
水洗化人口	629人
水洗化戸数	316戸
1日平均処理水量	124.9 m <sup>3</sup>
年間処理水量	45,579 m <sup>3</sup>

(成29年3月31日現在)

■浄化槽市町村整備推進事業（木曽川右岸・三留野）

事業区域内人口	2,780人
水洗化人口	2,164人
水洗化戸数	825戸
年間排出汚泥量	1,560 m <sup>3</sup>

(平成29年3月31日現在)

## 第1章 定住化から元気を 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

### 6 環境衛生の向上

#### (1) 現状と課題

当町の一般家庭等から出される可燃ごみ・不燃ごみ等は、住民の協力による各種分別収集、小中学校PTAや青少年育成会等の各団体による資源回収によるリサイクル活動により、年々減少傾向にあります。

老朽化した木曽クリーンセンター可燃ごみ処理施設が建替えられ、新ごみ処理施設として稼働しました。以前の処理施設に比べ焼却規模が縮小されたことから、施設規模に相応したごみの減量が必要となっています。

不燃ごみ処理施設については、金物類、ガラス類及び粗大ごみの処理を行っていますが、ガラス類については、リサイクルが可能な資源ビンが多く含まれていることから、引き続き住民の協力を得ながらリサイクルの推進を図る必要があります。

し尿・汚泥処理については、木曽広域連合環境センターで処理しています。

動物の飼養についての関心が高まり、動物との関わり方が変化する中、犬や猫などの飼養を巡るトラブルが増加しています。無責任な飼い方により殺処分される動物を増やしているというのが現状です。飼い主の適正飼養と意識の向上が必要となっています。

#### (2) 施策の方向

ごみの減量化やリサイクルについて、意識啓発活動に努めながら、環境への負荷を低減しつつ、ごみ処理の優先順位を踏まえて、木曽広域連合木曽クリーンセンターと連携し、ごみの減量・再資源化に取り組みます。

し尿・汚泥については、木曽広域連合環境センターと連携し、経費の節減を図りながら、適正処理を実施します。

動物の適正飼養については、飼い主に限らず人と動物が共生できる地域社会に向けた啓発活動を推進します。

#### (4) 主要施策

##### 1 ごみの分別収集と資源回収の推進

可燃ごみの減量を図るため、各種資源物の分別収集を更に推進するとともに、収集方法や処理方法などを総合的に検討します。

資源回収については、小中学校PTAや青少年育成会等各団体と連携しながら、地域住民と一緒に活動ができるよう進めます。また、集団回収奨励金に伴う補助制度については、各団体の事業活動を支援しつつ、再資源化とごみの減量が図れるよう制度の充実を図ります。

##### 2 ごみの減量化

日々の生活の中で排出されるごみを抑制するため、一人ひとりが少しづつごみを減らしていく※2R・3Rの取り組みを推進するとともに、豊かな自然環境を守り次の世代へ引き継いでいくため、「混ぜるとごみ・分ければ資源」の意識啓発を図り、環境への負荷ができる限り少なくなるようにごみの減量化を図ります。

##### 3 ごみ・し尿・汚泥処理

関係団体と連携を図りながら、適正処理を実施するとともに、処理効率を更に改善し、次世代への負担が増加しないよう進めます。

##### 4 動物の愛護及び適正飼育の啓発活動

関係団体と連携を図りながら、犬・猫等動物の適正飼養や動物愛護の啓発活動を推進します。

#### 総戦 1-1-1 美しいまちづくり事業 産業観光課

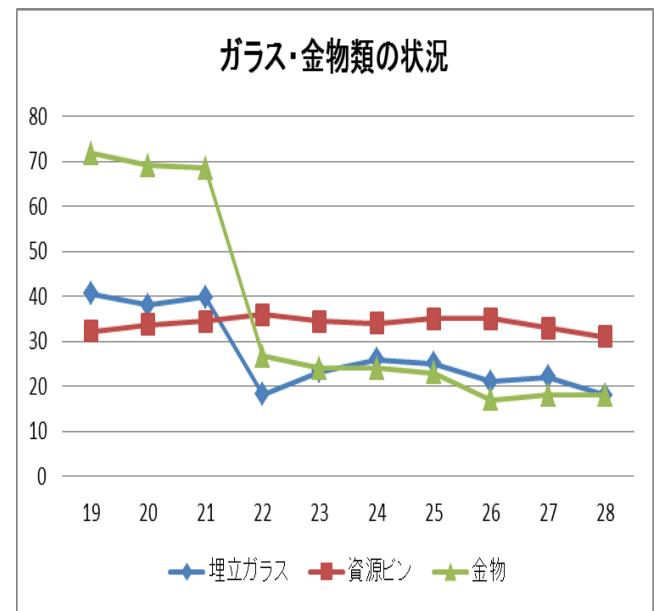
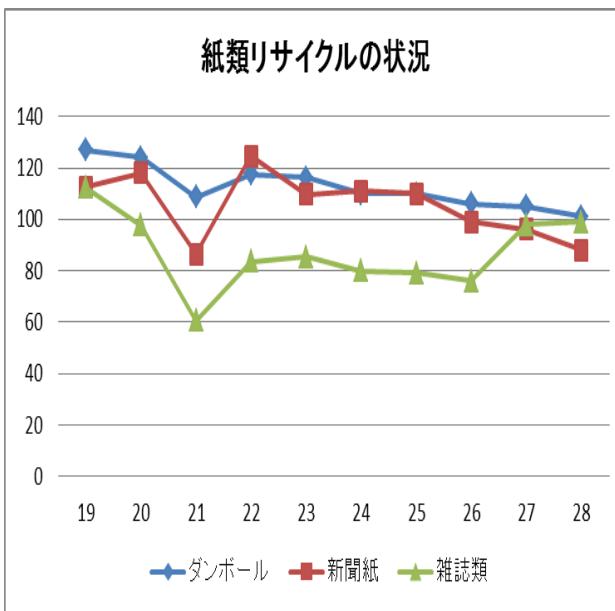
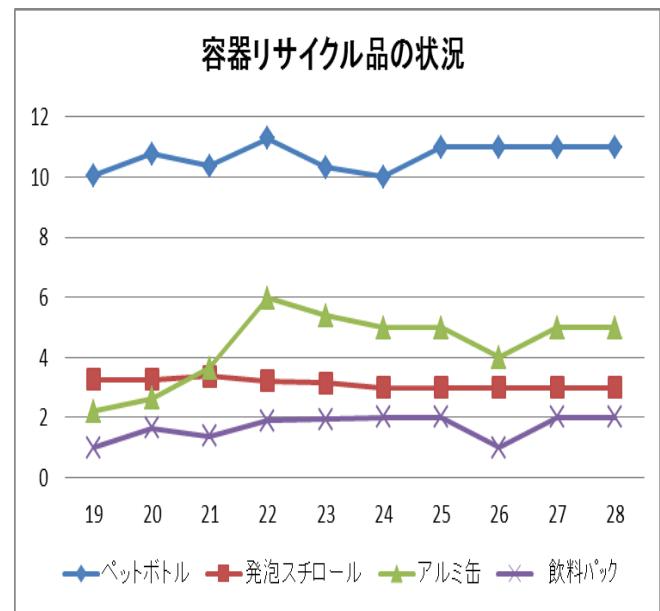
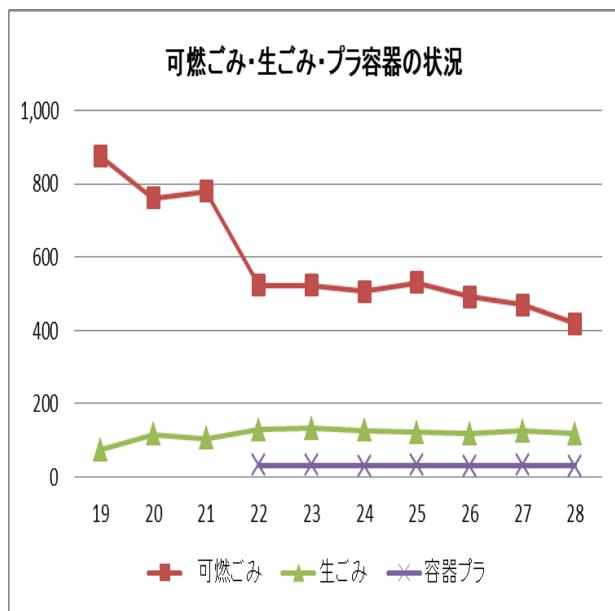
##### —用語説明—

##### ※【2R・3R】

3R（スリーアール）とは、リデュース（Reduce：排出抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：リサイクル）の総称で、環境負荷の少ない順に①「リデュース」、②「リユース」、③「リサイクル」として優先順位を定めています。優先順位が高いリデュース、リユースは2R（ツーアール）と呼ばれています。

#### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
可燃・不燃ごみ 回収量	111%	100%	90%	90%
リサイクル 回収量	110%	100%	110%	110%



【南木曽町調】

## 第1章 定住化から元気を 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

### 7 地球温暖化対策の推進

#### (1) 現状と課題

地球温暖化対策については、企業などによる省エネ製品やエコカー等の販売、エコ住宅の建築等様々な取り組みが行われています。

当町では、国が進める国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に賛同し、日頃から地球温暖化や省エネを意識した生活を進めて行くことを目的として、身近な生活の中でできる省エネ対策、クールビズ・ウォームビズの実践やLED照明など高効率機器の選択、公共交通機関の利用など、一人ひとりの継続した取り組みが必要となっています。

温暖化対策の一つでもある再生可能エネルギー関係については、電力の固定価格買取制度の開始により、太陽光発電の導入が急速に進んでいますが、環境保全や景観、防災面での影響について課題があげられています。

また、小水力発電を利用する水利の河川法等の許可・諸手続き等の課題があり、身近に進められない状況となっています。

当町では、限られた土地や地域資源など総合的に利活用できるよう検討とともに、地域の自然環境に十分配慮しながら、エネルギーの地産地消を検討することが必要です。

#### (2) 施策の方向

地球温暖化防止対策、省エネルギー対策については、家庭や企業等で身近にできる省エネ・節電対策等の取り組みを推進しながら、快適で豊かな生活ができるよう、国・県等で展開する各種施策を推進します。

再生可能エネルギー関係については、国・県等で展開する各種事業を推進するとともに、地域の特性に即した事業について調査・研究を進めます。また、他市町村の実施状況や課題・問題点等を検証し、当町に適した事業展開を図ります。

### (3) 主要施策

#### 1 地球温暖化防止対策の推進

国・県等で展開する各種事業の推進を図りながら、住民が身近にできる節電などの啓発活動を実施します。

#### 2 省エネルギー対策の推進

エコ家電、エコカー、エコ住宅など省エネ型商品の普及が進む中で、国・県等の関係機関と連携し、省エネルギー対策の普及促進を図ります。

#### 3 再生可能エネルギーの検討・推進

再生可能エネルギーの地産地消を基本に、先進地の事例等を参考にしながら、自然環境に十分配慮した身近に活用できる発電方法を研究します。また、民間主導による再生可能エネルギー導入の動きがあることから、国・県等の関係機関と連携し、地域の意向を踏まえ対応していきます。

総戦 1-1-2 再生可能エネルギー導入のための調査研究 戰略室

総戦 1-1-2、2-2-1 まきストーブ設置に対する補助 戰略室

### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
庁舎節電量	147%	100%	90%	90%

## 第1章 定住化から元気を 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

### 8 住宅対策の推進

#### (1) 現状と課題

住宅は、健康で文化的な生活を営むための基盤であり、定住促進のためには重要な要素です。

当町は、岐阜県や愛知県への通勤圏であるとともに、中山間地の生活を希望するU I J ターン希望者、核家族化等により、住宅ニーズは比較的高い状況にあります。しかし、地形的に住宅適地が少なく、住宅用地を確保することが困難なうえ、通勤・通学や生活環境の利便性などから、隣接する市町村へ移住する方も少なくありません。

また、快適な住環境が求められる中、老朽化している町営住宅等については、居住環境の改善も課題となっています。

こうした住宅事情を踏まえ、定住化を推進するためには、町営住宅等の新設を進めるとともに、長寿命化計画に基づき既存住宅の居住水準の向上を図る必要があります。

空き家については、平成28年調査時点で常時住人のいない家屋が約300軒存在しています。また、建物が取り壊された更地も点在しており、今後も空き家・空き地の増加が懸念されます。

住宅用地が限られている当町においては、町営住宅等を補完するものとして、空き家・空き地を活用し、人口の流出抑制や移住者受入れに対処することも課題です。

#### (2) 施策の方向

定住促進を図りながら、住宅ニーズに対応した住宅施策を計画的に進め、快適な生活環境で豊かに暮らせる町を目指します。

また、空き家バンク制度空家利活用補助金等の活用により、空き家や空き地の貸借・売買を促進し、定住・移住に向けた利活用を進めます。

### (3) 主要施策

#### 1 定住促進に向けた快適な町営住宅の整備・宅地造成・体験住宅の確保

快適な住宅を提供するためには、若者や子育て世帯向けのU I 住宅の建設など、多様な住宅ニーズに対応できるよう努めます。また、持ち家の取得には制度資金の活用を図り定住化を促進します。

町営住宅等においては、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、良質な住環境に向けて計画的に整備を進めます。また、耐用年限を経過した老朽化住宅については、入居者の理解を得ながら除却及び譲渡を検討します。

宅地の確保については、地域の住宅事情を配慮し、空地や活用可能な遊休農地を利用するなど、当町に適した小規模な宅地造成事業の計画を進めます。

#### 2 空き家バンク・利活用推進補助金活用の推進

空き家バンク制度を充実させるため町内の活用可能な空き家等の情報登録を進め、町内外へ広く情報を提供することで空き家・空き地の流動化を促進し、家屋や土地の有効利用を図り定住・移住に活用とともに、移住者が地域に親しみ定住できるよう地域と連携しながら支援します。

**総戦 3-1-3 リフォーム補助の拡充** 建設環境課

**総戦 3-2-1 移住相談会の開催** 戦略室

**総戦 3-2-2 移住体験住宅整備、空家活用補助、空家バンク** 戦略室

**総戦 3-4-1 ユーアイ住宅・地域優良賃貸住宅建設、住宅リフォーム補助** 建設環境課  
**新築住宅への補助、宅地造成** 戦略室

### (4) 達成目標

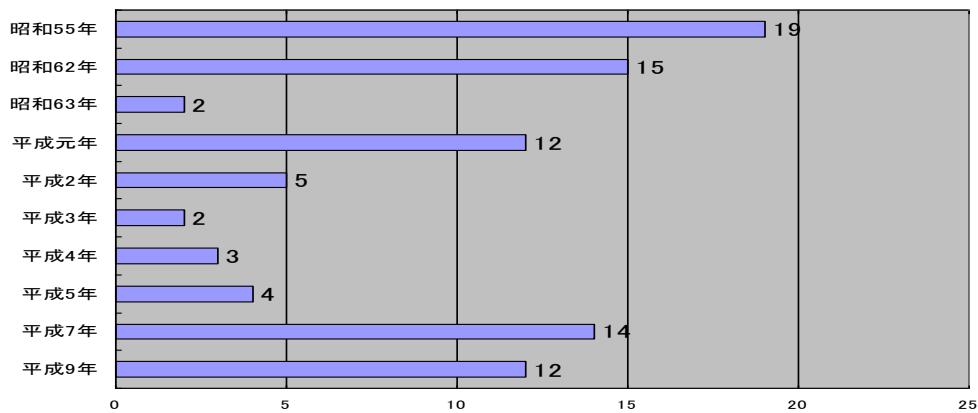
	5年前	現在	5年後	7年後
建設住宅数	0戸	6戸	10戸	18戸
除却戸数	0戸	17戸	10戸	10戸
住宅戸数（教員住宅を除く）	161戸	150戸	148戸	156戸
耐震戸数	80戸	86戸	96戸	110戸
宅地造成区画数	0区画	0区画	5区画	5区画
空き家活用による定住世帯数	1戸	3戸	5戸	5戸

町営住宅総数 150戸				
公営住宅等			単独住宅	
90戸			60戸	
公営住宅	特定公共賃貸住宅	地域優良賃貸住宅	一般住宅	U I 住宅
70戸	16戸	4戸	24戸	36戸

(平成29年3月31日現在)

### 宅地造成事業の状況

(平成24年4月現在)



## 第1章 定住化から元気を 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

### 9 景観の保全

#### (1) 現状と課題

「良好な景観は現在及び将来の国民共通の資産」を基本理念とする国の景観法が施行されて以来、全国的に地域の景観保全・景観形成に対する関心が高まりを見せてています。当町は、緑に囲まれた豊かな自然環境と妻籠宿に代表される歴史・文化的環境に恵まれ、これを地域資源として平成20年に「日本で最も美しい村」連合に加盟しました。

こうした自然環境と歴史・文化的環境は、かけがえのない町民の財産であり、今後も末永く守り伝えていく必要があります。

また、町内各地に残る自然景観や農山村景観、町並み景観などの良好な景観を、将来に向けて継続的に保全するとともに、まちづくり全般にわたって調和のとれた美しい景観づくりを目指すことが必要です。

#### (2) 施策の方向

美しく魅力的な景観づくりを推進するため、町内各地に残されている地域固有の景観の保全や地域特性を生かした景観の創出に繋げる取り組みを積極的に進めます。

開発と景観保全の調和のとれた計画的なまちづくりを進め、ゆとりと安らぎを感じられる快適な景観づくりを目指します。

#### (3) 主要施策

##### 1 自然環境・景観の保全と魅力ある景観づくりの推進

自然環境や景観の保全に対する住民の理解と認識を深めるため、啓発活動を実施するとともに、住民の自主的な保全活動を促進します。また、ツツジ、花桃及び山紅葉など、地域の景観づくりに花木を生かした取り組みを促進します。

地域の景観を著しく損なっている空き家・空き地については、条例を制定し所有者への管理指導を行うとともに、廃屋化・原野化の防止に努めます。

##### 2 木曽広域単位での景観行政団体\*への移行の推進

町の美しい景観を一定の水準で保全していくために、景観行政団体への移行は、当町のみではなく、広域的な課題ととらえます。点ではなく面での行政区域間にわたる広域的景観の形成には制度上の措置がありませんが、平成28年度に木曽路が日本遺産の認定を受けたこともあり、市町村の範囲を超えた景観形成を進める必要があると考え、木曽広域単位での景観行政団体への移行を推進します。



—用語説明—

※【景観行政団体】景観法に基づき良好な景観形成のための景観施策を実施する自治体です。政令指定都市、中核市、都道府県と協議した市町村、その他の区域にあっては都道府県をいいます。景観行政団体になると景観法第8条に基づく「景観計画」を策定することができます。

総戦 2-1-4 日本で最も美しい村連合に関する P R 産業観光課

## 第1章 定住化から元気を 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

### 10 公園・広場の整備

#### (1) 現状と課題

町では、これまでに大正ロマンを偲ぶ天白公園や河川公園などの整備に取り組んできました。公園や広場は地域の住民が気軽に安らぎと癒しを実感できる「心のゆとりの空間」として、重要な機能を果たしています。今後は、既存の公園・広場の維持に努めるとともに、その利活用の促進を図ることが必要です。

#### (2) 施策の方向

町の恵まれた自然環境にある公園・広場の「心のゆとりの空間」としての機能を充実させ、個性的で魅力的な町民の集いの場として、その利活用の促進に努めます。

#### (3) 主要施策

##### 1 施設の適正な管理の推進

公園・広場の維持管理に対し、住民の自発的な参加を促し、公園施設の適正な管理に努めます。特に、桃介橋河川公園については、平成18年度から導入している指定管理者制度により良好な管理運営がされていることから、引き続きその管理体制の維持に努めます。

##### 2 公園施設等の利活用の充実

地域住民と連携を取りながら住民の憩いの場、地域づくり・まちづくりに繋がるようなイベント等の場となるよう利活用の充実に努めます。特に南木曽駅前広場については、町の活性化に結び付くような催事の開催など、有効活用を図ります。

##### 3 地域活動への支援

ツツジ、桜、花桃などの花と自然を生かした、公園環境充実のための地域活動を支援します。

## 第1章 定住化から元気を 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

### 11 情報通信網の整備

#### (1) 現状と課題

情報通信技術の発達により、高速かつ大容量の情報通信が可能となりました。しかし、当町を含む木曽地域では、当時は民間事業者によるサービス提供が見込まれなかつたため、木曽広域連合により光ケーブル網が平成19年度までに整備されました。

木曽広域連合のケーブルテレビ（CATV）サービスでは、地上波デジタルに対応したテレビ放送、町の自主放送、インターネット及び域内IP電話サービスなどを実施しています。今後も地域コミュニケーション活性化等のためにサービスの向上を図る必要があります。なお、インターネット契約数については民間業者による通信速度が高速な光回線が導入され、契約者が流出していることにより減少傾向にあります。

また、同じケーブル網を使い音声告知端末を全世帯に整備し、町の定時放送を音声告知端末による放送を行っています。

そのほか、LGWAN<sup>\*</sup>ネットワークを利用した行政機関間での事務処理の効率化や、住民の利便の向上を目的とする電子申請・届出等サービスの拡充を図る必要があります。

移動通信事業についても、町内には携帯電話などの受信不能地域が存在するほか、ラジオの難聴地域でもあることから、住民の日常生活や非常時の通信手段確保のための取り組みが必要です。

#### (2) 施策の方向

今後も需要の拡大が見込まれる情報通信分野において、そのニーズに応えるため、木曽広域連合と連携し、光ケーブル網の基盤整備などを推進します。また、木曽広域ケーブル網やLGWAN<sup>\*</sup>を活用した双方向利用やアプリケーションの拡充など、サービスの充実を検討します。

災害時にも、情報からの孤立化が起こらないよう、ケーブル網の光化等の整備を図るとともに、必要に応じて、関係機関へ施設整備などの要望活動を実施します。また、防災行政無線のデジタル化により、情報伝達の多重化を図ります。

—用語説明—

※【LGWAN(総合行政ネットワーク)】地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク

### (3) 主要施策

#### 1 高度情報化推進のための基盤整備と利活用の推進

情報通信の需要に応えるために、高速化と容量の拡大を木曽広域連合と郡内町村とともに推進するとともに、全光ケーブル化（F T T H）について検討します。

担当職員のスキルアップを図り、多彩なアプリケーションサービスを活用して、防災・防犯情報、保健医療福祉、学校教育、自治体情報、地域情報及び公共施設案内・予約などのサービスを提供し、双方向利用を検討します。

#### 2 木曽広域CATVの高度利用の推進

現在利用しているテレビ放送、自主放送、インターネット及び域内IP電話などのサービスを引き続き実施します。音声放送、動画放送及び自主番組の制作などについては、ニーズや費用対効果を検証し、引き続き検討します。

今後も多様化するニーズに応じて、きめ細かな情報を提供できるようCATVの高度利用を推進します。

#### 3 災害に強い情報基盤整備の推進

災害時に情報からの孤立化が起こらないよう、同報無線の整備・消防無線のデジタル化を推進し、ケーブル網の多重化を図るとともに、携帯電話やラジオ放送の新規参入やエリア拡大についても、関係機関へ要望活動を実施します。

### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
オプション契約数(各年度末)	715件	617件	600件	640件

## 第1章 定住化から元気を 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

### 12 安全な消費生活の確保

#### (1) 現状と課題

社会・経済の高度化に伴い情報化が進展する中、様々な商品やサービスが魅力的に提供され、生活はより豊かに、より便利なものとなりました。その反面、契約に係る問題の多様化、製品の安全性の確保、環境問題などの課題にも直面しています。特に消費者を陥れるような消費トラブルも頻発するようになり、消費生活に歪みや不安が生じています。

契約などに関する消費者自身の意識啓発や知識の普及により消費生活の改善向上を目指すとともに、無駄を省き、資源・エネルギーをリサイクルしていく賢い消費生活の取り組みが求められています。

また、近年、高齢者を中心に行物に不便を来たしているという声が寄せられるようになり、少子高齢化が進む中、将来に向けて大きな課題となっています。

#### (2) 施策の方向

安心して消費生活を営むために、消費者意識の高揚と消費知識の普及・啓発に積極的に取り組みます。また、消費者相談窓口の案内や対応により、適切な消費者の保護対策を推進します。

将来的に安定した消費活動が営めるよう、高齢者を中心に買物環境の実態把握に努めるとともに買物弱者対策に取り組みます。

#### (3) 主要施策

##### 1 消費生活の改善と向上の促進

広報紙等により、消費生活に関する知識の普及・啓発を推進し、消費生活の改善と向上に努めます。また、高齢者を中心に買物環境の実態把握に努め、適切な買物弱者対策を促進します。

##### 2 悪質商法などの被害防止の推進

悪質商法に対する知識の普及・啓発により住民の意識高揚を図るとともに、消費生活センター等との連携により、被害発生時の適切な指導に努めます。

#### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
悪質商法に関する相談	9件	8件	現在より減少	現在より減少

## 第1章 定住化から元気を 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

### 13 防災対策の推進

#### (1) 現状と課題

当町は、山間地で降水量が多いうえ、地質が風化花崗岩であるため、脆くて崩れやすい特性を持つことから、過去に幾度となく土砂災害等の被害を受けてきました。急傾斜地崩壊危険区域をはじめ土石流危険渓流が数多く存在するため、今後も災害予防対策を積極的に進める必要があります。近い将来予想される大地震に対する備えも常に行う必要があります。

さらに、東日本大震災の教訓から、近県に原子力発電所が立地していることを考慮し、原子力災害に対する備えも必要です。

災害発生時の対応・体制については、「南木曽町地域防災計画」に定められていますが、各世帯における避難対策など細部にわたる部分については、具体的な対策や指導など一層の取り組みが必要で、個々の世帯だけの対応では限界があることから、地域で防災意識を高め対策に取り組む体制づくりへの支援や災害時の応援に関する各種協定に基づく応援の実施及び受け入れ体制の整備も必要です。

さらに、指定避難施設の災害時に対応した設備の整備も課題となっています。

土砂災害防止のハード面として、治山・治水・砂防等の事業を国、県へ強く要望し、土砂災害を未然に防ぐ、砂防堰堤等の整備を推進することが必要です。

また、国際関係において緊張感が高まりを見せる中、全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報の伝達に対しても、迅速で適切な対応が求められています。

#### (2) 施策の方向

地域全体で、ハザードマップの活用等により、危険箇所や安全場所等の認識を共有し、地域防災計画に基づき様々な災害に対処できるよう避難所の整備やその設備機材の充実に努めます。また、自主防災組織の指導支援等を行い「災害に強いまちづくり」を進めるとともに、情報伝達基盤の整備を図ります。

他市町村等との災害時相互応援協定に基づき、職員の派遣、施設の提供、物資の援助等について、具体的な体制整備を進めます。

また、土砂災害から住民の生命・財産を守るために、治山事業や砂防事業を推進します。

### (3) 主要施策

#### 1 防災計画に基づく対策の推進

防災計画に基づき防災会議を更に充実し、各機関との連携を密にして防災対策の強化に努めます。また、住民の防災意識の高揚を図るため、災害の記録及び伝承するとともに、啓発活動を積極的に推進します。

また、日頃から国・県からの気象情報を収集し、住民へ伝達します。

#### 2 防災行政無線による情報伝達

災害警戒時及び発生時において防災行政無線（同報無線）による迅速で確実な情報伝達に努めるとともに、車載等の移動系無線についてもデジタル化による更新を行い、情報伝達手段の高度化に備えます。

#### 3 指定避難所の設備の充実

災害時の避難所に指定されている施設について、避難所としての機能を果たせるように、設備や備品、食料や生活必需品の備蓄等の充実を図ります。

#### 4 自主防災組織への援助、指導

災害時には、区等を単位とした自主防災組織が、初動対応で大きな役割を担うこととなります。この自主防災組織の設立や活動への援助・指導を積極的に実施します。

#### 5 土砂災害から地域を守るための治山・治水、砂防事業の推進

災害から住民の生命・財産を守るために、砂防堰堤の建設や護岸工、河床整備などの防災工事の促進について、国・県の関係機関に要望し、計画的な事業の実施・早期完成に努めます。

#### 6 全国瞬時警報システム（Jアラート）への対応

国からの緊急情報の伝達である「Jアラート」による通報に対し、迅速な情報収集に努めるとともに、町の国民保護計画に基づいて緊急事態に適切に対処します。

**総戦 1-1-4 防災対策の推進、防災施設の整備、自主防災組織への援助 総務課  
治山・治水・砂防事業の推進 産業観光課・建設環境課**

### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
防災訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
備蓄施設数	16箇所	18箇所	20箇所	20箇所
消防団協力事業所数	9事業所	7事業所	10事業所	10事業所

## 第1章 定住化から元気を 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

### 14 消防対策の推進

#### (1) 現状と課題

当町は、集落が広く点在しているため、消防機動力の配備、分団編成等において、非効率な側面があります。消防団は、過去に組織構成の見直しや定年年齢の引き上げなどを行い、消防団機能の充実と団員の確保に努めてきましたが、町の人口減少が続く中、将来的にわたっての団機能の維持には課題があります。機械力については、現在ポンプ自動車3台、小型ポンプ積載車8台、同軽積載車10台及び小型ポンプ10台が配備され、各種災害の発生に備えています。

また、昼間火災の対策として本部分団を編成していますが、過疎化が進む中で各分団では昼間、地元にいる団員が少ないうえ、多くがサラリーマン団員であることから、消火活動に十分な対応ができないことが懸念されています。

このような状況から、住民の生命・財産を災害から守り、被害を最小限にとどめるには、住民一人ひとりの防災防火の意識の高揚を図るとともに、防災施設や防災体制の整備強化による「災害に強いまちづくり」を進める必要があります。

#### (2) 施策の方向

今後、消防団員の減少が予想される中で、効果的な消防団活動を確保するために機械力の整備充実、消防団拠点施設の整備を進め、災害に即応できる体制の整備強化に努めて「災害に強いまちづくり」を目指します。

### (3) 主要施策

#### 1 消防団員の確保と養成

「自分達の地域は自分達で守る」を基本理念とし、消防団員の定数の見直しを含め、女性消防団員の加入促進、また、魅力ある消防団づくりへの創意・工夫等により、積極的に団員の確保に努めます。

#### 2 消防施設等の充実

防火水槽及び消火栓について、新設及び老朽化している施設の修繕を計画的に実施するとともに、自然水利への進入路の整備や表示板の設置に努めます。

また、機能的、効率的な消防活動に必要な機械・設備の充実を計画的に図りながら、消防団員の技術の向上と養成のため教養訓練・消防学校への派遣などを随時実施します。

#### 3 災害への対応

木曽広域消防本部との連絡・連携を密にして、昼間火災の即応体制を強化するとともに、わかりやすい火災告知放送に努め、多様化する災害に対応します。

#### 4 防火指導と啓発活動

広く住民を対象とした初期消火の指導と防火思想の啓発を図ります。

また、学校施設などの公共施設及びホテル・旅館・民宿等、防火対象物の防火施設の整備と訓練計画の作成・実施について、木曽広域消防本部と緊密な連携を図りながら、防火指導を推進します。

### 総戦 1-1-4 消防団への活動支援 総務課

#### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
団員数	296人	302人	290人	290人
防火水槽数	157箇所	158箇所	160箇所	160箇所
火災発生件数	2件	3件	現在より減少	現在より減少

## 第1章 定住化から元気を 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

### 15 防犯対策の推進

#### (1) 現状と課題

近年では、振り込め詐欺などの特殊詐欺をはじめ、犯罪の多様化・広域化が進んでいます。また、暴力犯罪等の低年齢化、押し売り、訪問販売、悪質商法などが多発の傾向にあります。

当町の犯罪発生率は、低水準にありますが、住民が安心して生活ができるよう警察等の関係機関との連携を強化して、犯罪と暴力のない明るいまちづくりに取り組むことが求められています。

#### (2) 施策の方向

町の防犯体制を充実するために、防犯協会及び警察等の関係機関との活動を強化するとともに、各地区の青少年育成会等と連携しながら、防犯意識の高揚を図り、犯罪と暴力のない明るいまちづくりを推進します。

#### (3) 主要施策

##### 1 地域安全活動の推進

警察の指導のもと、防犯指導員を中心に関係機関との連絡、連携体制の強化に努め、地域ぐるみの地域安全活動、防犯思想の普及・啓発を図ります。

##### 2 暴力団の進出の防止と排除

警察、町及び地域社会が一体となって、住民の生活を脅かす組織や施設の進出の防止と排除に努めます。

#### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
犯罪発生件数	17 件	6 件	現在より減少	現在より減少

## 第1章 定住化から元気を 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

### 16 交通安全対策の推進

#### (1) 現状と課題

生活・産業活動において、車への依存度は高まり交通量が増大しています。特に、国道19号での通過車両、行楽車両による事故が毎年のように発生し、地元車両・住民が関わる事故も発生しています。また、全国的に高齢者による交通事故が高率を示しており、高齢者の交通事故防止対策を図る必要があります。

交通安全協会の活動をより強固なものとして、住民の交通安全思想の普及・啓発に取り組み、高齢者、ドライバー及び歩行者などの交通安全意識の向上に努めることも必要です。

町内には、未改良の道路をはじめ国道の歩道の未設置箇所や交差点改良、県道、町道の路側帯及びカーブミラー等の交通安全施設が不十分な区間も多く、当該整備の改善・充実が求められています。

#### (2) 施策の方向

日常生活に大きな危険と脅威を与えていたる厳しい交通情勢に対処するため、関係機関との連携を図り、機会あるごとに住民各層への交通事故防止と交通安全思想の普及・啓発に努めるとともに、道路整備及び安全施設の充実を積極的に進めます。

#### (3) 主要施策

##### 1 交通安全思想の普及・啓発

住民一人ひとりが交通事故を起こさないように、交通安全協会を主体として関係機関と連携を図り、交通安全意識思想の普及・啓発に努めます。

特に、児童生徒を対象とした交通安全教室の開催、高齢者を対象とした交通安全教室や交通安全大会への積極的な参加など、自主的な教育・実践活動を提倡します。

##### 2 交通安全施設の設置（国道・県道等）

国道・県道の事故多発箇所の点検を実施し、歩道、横断歩道、歩道橋、信号機などの交通安全施設の設置や改善について、関係機関へ要望を実施します。

また、町道等の幅員の狭い区間、見通しの悪い区間の改良を推進するとともに、交通安全施設の充実に努めます。

#### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
交通死亡事故発生件数	3件	1件	現在より減少	現在より減少
シートベルト着用率	100%	100%	100%	100%
カーブミラー新規設置数	0箇所	2箇所	5箇所	5箇所

## 第1章 定住化から元気を 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

### 17 環境保全の推進

#### (1) 現状と課題

環境問題については身近な生活環境から自然環境の問題まで広範・多岐にわたり、それらには大気質、水、土壤、騒音・振動及び悪臭などがあります。

当町においては、生活ごみ等の違法焼却（野焼き）等で発生する煙などにより、近隣住民から悪臭等の苦情などが寄せられています。

野焼き<sup>\*</sup>行為は、違法な廃棄物処理となるばかりでなく、悪臭等で生活環境に悪影響を及ぼすことから、適正な処理を行うよう指導する必要があります。

また、リニア中央新幹線工事や再生可能エネルギー施設等における環境への影響が懸念されることから、それらに対応するための情報収集や適切な指導が求められています。

環境美化については、南木曽町衛生自治会と連携して春と秋に町内一斉清掃を実施しています。また、地域や各種団体のボランティアなどの協力によるごみ拾いなどが実施されています。しかし、国道パーキングや人気のない道路沿いなどではポイ捨てや不法投棄が後を絶たない状況にあります。

ごみのポイ捨てや不法投棄に対する問題は、一町村だけで解決できない場合も多いことから、国・県等の関係機関と連携し、長期的な取り組みを進める必要があります。

#### (2) 施策の方向

環境問題は、南木曽町環境基本条例、南木曽町の自然環境等と再生可能エネルギー設備設置事業との調和を図る条例のほか、関係法令に基づき国・県等と連携を図り、住民の安全で快適な生活を保持し、将来に問題や負担を残さないために地域住民と一体となって取り組みます。

住民生活に悪影響を及ぼす違法な廃棄物処理等については、美しいまちづくり条例のほか、関係法令に基づき国・県等の関係機関と連携し、適切な処理を行うよう指導に努めます。

#### —用語説明—

※【野焼き】廃棄物を定められた方法によらず焼却する行為（ドラム缶や基準を満たさない焼却炉での焼却も含みます。）

### (3) 主要施策

#### 1 良好な環境の保全及び創造に対する取り組み

身近な生活環境から地球環境の保全等に関する施策の実施については、自然環境への負荷の低減に努め、調和のとれた快適な環境の創造、廃棄物の抑制及びエネルギーの有効利用等について関係機関等と連携して取り組みます。

#### 2 公害防止に対する普及・啓発への取り組み

公害防止については、地域で発生する問題や課題を把握するとともに、広報等を活用した公害防止の啓発活動に努めます。

#### 3 野焼き禁止への取り組み

野焼きは、悪臭等で住民生活に悪影響を及ぼすことや近隣とのトラブルの原因となることから、適正処理を行うよう関係機関と連携して指導を実施するとともに、広報による啓発活動に努めます。

#### 4 環境美化に対する取り組み

環境美化については、町内一斉清掃のほか、地域や各種団体ボランティアの協力による清掃活動を推進するとともに、自分たちの地域は自ら守ることを基本として、ポイ捨て巡回監視パトロール等により、不法投棄の防止及び啓発に取り組みます。

また、国・県等関係機関と連携した不法投棄防止対策に努めます。

## 第1章 定住化から元気を 第1節 快適な社会基盤のあるまちづくり

### 18 国土調査の推進

#### (1) 現状と課題

当町では、昭和52年度から地籍調査事業に着手し、調査対象面積69.72km<sup>2</sup>のうち宅地や農用地など平坦地部分17.23km<sup>2</sup>の調査を既に完了しました。平成18年度以降は、山林部52.49km<sup>2</sup>のうち田立地区の山林部から調査に着手していますが、土地所有者の高齢化や急傾斜による立ち会い困難等の理由により、事業の進捗率が低下している状況です。(平成28年度末成果面積4.38km<sup>2</sup>、進捗率8.3%)今後はさらに、土地所有者の世代交代が進み境界に関する人証(記憶)・物証(目印)が失われていくことが予想され、境界情報が確定しないことにより、間伐等の実施による山林・森林管理や砂防・治山事業の推進に影響を及ぼすことが懸念されます。

#### (2) 施策の方向

土地所有者の地籍調査に対する認識を深めるとともに、外部委託の比重を高めて事業の進捗率向上を図り、安全な国土形成の基礎とします。

#### (3) 主要施策

##### 1 地籍調査の推進と成果の活用

山林部の地籍調査を引き続き計画的に実施し、調査の早期完了を目指します。実施済みの調査地区の成果は、平成23年に導入した地籍情報管理システムを用いてデータを電子化し、農用地管理、固定資産税、補助金の算定などの管理業務、森林施業の団地化や砂防・治山事業の推進に利活用します。

#### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
調査累計面積(山林)	2.67 km <sup>2</sup>	4.38 km <sup>2</sup>	5.63 km <sup>2</sup>	6.32 km <sup>2</sup>

## 第1章 定住化から元気を 第2節 元気とうるおいのあるまちづくり

### 1 農業の振興

#### (1) 現状と課題

当町の約9割以上が山林原野で占められており、農用地は約2%と少なく、標高300mから950mの傾斜地の中山間地域に散在しています。農用地面積は水田193ha、畑61ha、樹園地20haその他22haとなっており、1戸当たりの耕作面積は62aと零細な経営規模となっています。このような農業環境のため農作業の効率が悪く、専業による生計の維持は極めて困難な状況にあります。農家戸数は440戸で、経営は水稻と繁殖和牛・酪農及び園芸を組み合わせて行われていますが、多くの農家が兼業であり農業従事者の高齢化・後継者不足、鳥獣被害等により生産者の生産意欲の衰退、生産体制の弱体化が進んでいます。

町は、これまで農業環境整備を積極的に推進してきましたが、今後も整備の継続を図るとともに、様々な課題に対応する農業振興施策に努め、農業者及び関係団体が一体となって地域農業の活性化、魅力ある農村環境づくりを進める必要があります。

#### (2) 施策の方向

農業者・農業団体・行政が一体となって優良農地を確保し、生産基盤の強化、後継者育成と新規就農者の確保、集落営農組織の育成・支援、担い手への農地の利用集積の促進、高齢就農者への支援、鳥獣被害対策の強化、地産地消の推進、6次産業化を図り、安全安心な農畜産物の供給の確保に努めます。

さらに、国の経営所得安定対策や中山間地域農業直接支払制度を活用し、集落が一体となった地域営農体制づくりに努め、自然環境の保全、農村景観の形成など農地の多面的機能の発展を目指します。

また、「人・農地プラン」(地域農業マスターplan)の見直しに向けて準備を進めます。

#### (3) 主要施策

##### 1 農地の確保と保全

中山間地域農業直接支払制度等を活用して、現行の集落協定組織の継続的活動を支援し、農地と景観・道・水路等の多面的機能の維持・増進により、生産性の高い優良農地の確保を推進します。また、耕作放棄地の解消を目的に再生農地を維持するための農村コミュニティ活動の維持・強化を図ります。

## 2 鳥獣害対策の推進

イノシシやサル等の野生鳥獣被害を減らすため、地域住民の協力を得ながら県・獵友会等関係機関と連携し、新規狩猟者支援・追い払い犬導入支援など総合的な被害対策を推進します。

## 3 担い手農家及び受託組織の育成

認定農業者など意欲ある担い手農家への利用権設定と併せて、補助制度の活用などにより地域の実情にあった営農環境の整備を推進します。「人・農地プラン」に基づき、新規就農者・Iターン者・定年帰農者など多様な担い手の育成を推進します。

また、高齢化に伴う作業委託の増加等に対応するため、集落営農組織（営農支援組織）の育成強化を図り農業・農村の持続的発展を支援します。

## 4 経営体系の確立と特産地の形成

農業の多様化が進む中で、専業・兼業それぞれの経営体系を確立し、安定した農業経営を目指し、地域の諸条件に適した作物の導入と特産物の開発により、女性・高齢者に適応した農業の育成を図ります。

また、「安全安心」な農作物の生産に努めるとともに、環境に配慮した農業振興に努めます。

作物別経営体系については、次を基本的な目標とします。

- 稲作については、技術指導による品質・収量の向上を図るとともに、受託組織の育成・強化により農作業の省力化を推進し、安定した生産を目指します。木曾南部産コシヒカリのブランド米である「初恋」の消費拡大、飼料用稻の生産拡大を図ります。
- 肉用牛については、町有牛・素牛導入制度による優良雌素牛の導入、優良種の選定のほか、農家の飼育技術の向上、転作田・公共採草地の活用による自給飼料の確保と畜産支援センターの利用により、農家の労働力の軽減及び所得確保を図ります。また、「木曾牛」のブランド力向上事業に協力して消費拡大を図ります。
- 酪農については、畜産基地及び転作田の利用促進や耕畜連携による効率的な飼料確保に努めるとともに、関係機関と連携して飼育技術・生産性向上による安定経営の継続に努めます。
- 肉用羊（サフォーク種）については、町内に30頭ほど遊休荒廃地に放牧して飼育しています。今後は、羊肉を地域のブランドとして発展させることを研究します。
- 花きについては、地域に適合した優良品種の推奨、栽培技術の確立を図るとともに、栽培農家の育成及び栽培面積の拡大に努め、産地形成を目指します。
- お茶については、県茶振興協議会等の関係機関と連携し、生産の拡大と品質向上を図るとともに、製茶技術者の育成による製茶技術の向上と販路拡大に努めます。

めます。

- 野菜については、直売所や軽トラ市場等による販売拡大を図り、地産地消を推進します。
- 特産作物については、収益性の高い栽培きのこや漬物、味噌などの加工品の生産拡大を図ります。

## 5 農業生産基盤の整備

農作業の省力化と経営規模の拡大、生産性の向上を目指し、今後も地域の実態にあった生産基盤整備を推進するため、的確な事業の導入を図ります。

## 6 6次産業化等の新たな農業の検討

農作物の安定的な生産と流通体制の整備を図るとともに、「地産地消」を推進するため軽トラ市場等の活動支援を進め、消費者と生産者を直接結ぶ委託生産販売、常設直売所の開設について検討を進めます。また、農業体験を通じた都市部住民との交流を図る体験農園の設置や農業の6次産業化などの新たな農業展開を検討します。

## 7 農業振興地域整備計画の見直し

町内各地区ごとの地理的条件、土地利用の状況、人口及び産業の見通し、中山間地域農業直接支払制度等への取り組みなどを考慮し、将来の土地利用の方向を見定めて農業振興地域整備計画の総合的な見直しを行い、優良農地の確保と土地の有効利用を図ります。

**総戦 1-2-1 農家への経済支援、有害鳥獣対策の推進、畜産による遊休農地活用の推進**

共同耕作の推進 **産業観光課**

**総戦 1-2-2 農業の活性化事業、園芸特産振興助成事業、加工食品の開発、全国的に販売できる仕組みづくり、農業と観光業の連携** **産業観光課**

**総戦 3-3-1 新規就農就林者への支援** **産業観光課**

—用語説明—

※【6次産業化】農業などの第1次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態

### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
<b>優良農地の確保</b>	330.2ha	293.4ha	275.4ha	278.7ha
有害鳥獣による被害額	2,300千円	7,160千円	3,580千円	2,000千円
認定農業者数	7人	8人	10人	9人
「初恋」売上額	18,000千円	9,800千円	6,000千円	7,000千円
1戸当たり経営規模	67a	62a	68a	70a

## 第1章 定住化から元気を 第2節 元気とうるおいのあるまちづくり

### 2 林業の振興

#### (1) 現状と課題

当町の森林面積は 20,273ha で、町の総面積の約 9割以上を占めており、そのうち民有林が 6,037ha（約 3割）となっています。

近年は、「安価な輸入材」の影響や「市況価格の下落」による林業従事者の減少、また、従事者の高齢化に伴う造林意欲の減退等により、手入れの行き届かない森林が多数見られます。

国有林については、「木曽ひのき」に代表される天然木の資源の減少により、地元木材業者及び伝統工芸品加工業者への原材料の供給不足が懸念されています。

こうした中、環境・水源及び土砂の流出防備に伴う国民意識の高まりから森林に対する関心が向上しており、国有林では森林の持つ多面的な機能を十分活かすために機能的に区分し、それに応じた森林管理を行うこととしています。

長野県においても、森林整備を県政の主要な柱の一つと位置づけ、補助制度の拡充及び森林税の見直しが図られています。

町でも、このような状況を踏まえて森林整備計画を樹立するとともに森林管理署や森林組合及び木曽広域連合とともに連携し、土砂災害防止や水源涵養等の機能を確保しながら積極的な施業を推進して良質材の生産地となるように進める必要があります。

#### (2) 施策の方向

「南木曽町森林整備計画」に沿って、森林の有する機能に配慮し、適期に適切な施業を実施することで、手入れが遅れている森林の解消を図り、人工林ヒノキの銘柄化、地域材の利用拡大、間伐材の利用促進及び上下流交流等による販路の拡大を推進します。

#### (3) 主要施策

##### 1 森林の持つ機能の発揮と良質材の生産を目指す森林の整備

森林の持つ機能の発揮に配慮しながら、流通管理システムの有効利用を図り、優良建築材の生産を中心とした人工林ヒノキの銘柄化を推進します。また、国有林と民有林が一体となって、搬出間伐を積極的に進め、良質な特産材を産出する森林施業に努めます。

集落周辺の里山については、森林の機能回復を進めるとともに環境保全に努めます。

## 2 木材の生産・加工体制の整備

国・県の補助制度を利用して、地域産木材の加工用施設や機械など生産加工体制の整備を促し、間伐材の搬出が進み木材利用が拡大するよう林道・作業道の整備に努めます。また、枝条等の不要材を利用した木材バイオマス事業を推進します。

## 3 林業の担い手対策

林業労働者の雇用の拡充と就労の安定を図り、林業の担い手を確保します。また、県の研修会に積極的に参加し、林業労働者の育成を図ります。

## 4 森林被害の対策

マツクイムシやカシノナガキクイムシなどの森林病害虫の蔓延を防止するため、被害木の伐倒くん蒸及び樹幹薬剤注入を実施し、南木曽以北への蔓延の防止に努めます。また、林業の振興を阻害しているクマによる立木への皮はぎ被害対策、ニホンジカ・カモシカの食害対策を長野県の「野生動物保護管理計画」に基づき、多種多様な生物との共生を探りながら、対策を進めます。

## 5 多様な森林資源の利用促進と下流域住民へのPR

森林の持つ公益的機能と豊富な地域資源を活用し、森林の総合利用の促進、特用林産物の振興など多様な森林産業の構築を図ります。

また、木曽広域連合と愛知中部水道企業団による「森林整備協定」を積極的に支援し、下流域住民との交流を進める中で、森林保全及び水源としての重要な役割への理解を深めてもらい、様々な形での森林整備への協力を得られるよう努めます。

**総戦 1-1-1 緩衝帯による里山再生 産業観光課**

**総戦 2-2-1 町有林整備・活用の推進、民有林振興、高性能林業機械導入の補助**

森林組合への支援、林道網の整備 産業観光課

**総戦 2-2-2 学校教育の場としての活用 教育委員会**

レクリエーションの場としての活用 産業観光課

## (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
間伐実施面積	117.25ha/年	50.02ha/年	180.00ha/年	50.00 ha/年

## 第1章 定住化から元気を 第2節 元気とうるおいのあるまちづくり

### 3 水産業の振興

#### (1) 現状と課題

当町の食用魚専業の経営体は少数ですが、生産基盤は概ね整備されています。

流通面でも販路が確保されていますが、近年の消費の伸び悩みや今後の養殖施設の維持管理などの課題を抱えています。従来からのニジマス、イワナ、アマゴ、ナマズといった種類のほか、バイオ技術導入によるニジマス三倍体、養殖専用の品種として開発された信州サーモンの養殖も定着しています。

今後も魅力ある自然環境・条件を活かしながら、地域の観光振興と併せて生産技術の向上、安定した生産販売が求められています。

#### (2) 施策の方向

水産業者の養殖・加工技術の向上、販路拡大による生産拡大を図り、今後も引き続き町の特産品として経営の安定を目指します。

#### (3) 主要施策

##### 1 新しい技術の導入

安定的な生産量の確保、消費者の嗜好に合った品質への対応を進めるため、県水産試験場との連携による生産技術の向上を目指し、品種判別技術など新技術の導入を図りながら良質魚の養殖に努め経営の安定化を目指します。

##### 2 養殖の基盤整備と加工流通体制の整備

新規販路開拓、付加価値を高めるための商品を開発し、また、飼育環境の維持に必要な周辺の自然環境保全による良質な水源を確保して、加工施設・設備の整備を図るとともに、当町の特産品として観光・イベント等に活用しながら、積極的な消費拡大を目指します。

#### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
生産量	2,800 kg	3,700 kg	4,500 kg	3,000 kg
出荷額	6,700 千円	8,000 千円	9,700 千円	6,700 千円

## 第1章 定住化から元気を 第2節 元気とうるおいのあるまちづくり

### 4 商業の振興

#### (1) 現状と課題

近郊都市部の大型店の進出及び情報化の進展に伴う通信販売等による販売力の強化により、町内商店における消費購買力が落ち込んでいます。

住民の消費生活と就労機会を確保し、活気あるまちづくりを進めるためにも、魅力ある商業地区の形成と働く場の確保が大きな課題となっています。商店の経営者の高齢化や後継者不足も将来に向けての課題となっており、地域性や個性を生かした経営、地域小売店ならではの消費者に「顔の見える」販売方法など、創意工夫を凝らした取り組みが求められています。

#### (2) 施策の方向

南木曽駅前を中心に、行政、商工会及び地域商店が連携を図りながら、地域小売業のサービス充実や地元滞留率を高める仕組みづくりに努めます。

取り組みの実効力を高めるため、商工会との協働を図るとともに、後継者育成とリーダーの育成に努めます。

#### (3) 主要施策

##### 1 消費者ニーズと地域性を活かした商業経営の促進

時代の急速な変化とともに、多様化する消費者ニーズを的確に捉え、柔軟に対応できる経営努力を促します。また、地域小売店ならではの「顔の見える」経営努力を促します。

##### 2 南木曽駅前や集合型商業施設建設等魅力ある商店街の形成

活気あるまちづくりの源となるよう、商店街の活性化と魅力づくりのための組織づくり、組織強化に努めます。また、町内商店の販売力を高めるための事業展開として、地域と協力して集合型商業施設建設のための研究を進めます。

##### 3 零細事業者等への支援

商工会と連携し、小規模事業者への経営指導に努めるとともに、町・県の制度資金を活用し、小規模事業者の経営の安定化に努めます。

#### 4 特産品の開発と普及の推進

地域固有の伝統的技術等を活かした特産品の開発と普及に努めます。また、近年、注目されているスローフードに着目し、地域の食材・名物・名所の掘り起こしと、特産品としての付加価値を高める取り組みを支援します。

##### 総戦 1-3-1 集約型商業施設開設の開発協議会の設置、中小企業制度資金

地域消費拡大事業（地域商品券）産業観光課

##### 総戦 2-1-3 地域ブランド推進事業、スローフードの活用推進 産業観光課

##### 総戦 2-2-3 伝統工芸品のPR、工芸街道祭り絵の支援、伝統工芸体験プログラム

こだわりの匠市支援、工芸品産業振興事業補助金、ウッディクリエイト南木曾（WCN）への支援 産業観光課

##### 総戦 2-3-1 総戦 3-2-1 中小事業者雇用確保支援事業 産業観光課

##### 総戦 2-3-2 創業支援 戦略室、経営指導 産業観光課

##### 総戦 3-3-1 地元への就労支援 産業観光課

##### 総戦 4-3-2 ビジネス英語教室の開設 産業観光課

#### （4）達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
地域商品券の利用実績	793万円	685万円	1,000万円	1,000万円
事業者数	82店舗	81店舗	85店舗	85店舗

## 第1章 定住化から元気を 第2節 元気とうるおいのあるまちづくり

### 5 工業の振興

#### (1) 現状と課題

町の基幹産業である製材・木工業は、木材需要の需要の落ち込みに加え、資本の零細性や従業員の高齢化、後継者不足などにより経営の近代化が進展しない状況にあります。また、建設業においても公共事業の大幅な減少により、経営の合理化と他事業への転換を迫られている状況に置かれています。製造業では、景気回復基調により雇用情勢は好転しているものの、労働需要が充足できない状況が続いている。

伝統工芸品においても、ろくろ細工や桧笠も安価な外国製品の普及や観光客の減少等、厳しい状況が続いている。

このような状況の中、経営の合理化や協業化、ブランド化、新製品の開発、若年層の就業などに対応した、新たな取り組みが求められています。

#### (2) 施策の方向

商工会と連携を図る中で、経営の合理化、協業化、経営規模の適正化に努めます。また、木材の持つ良好な特性を広くPRするとともに、地域色豊かな地場産品の開発と需要の開拓に努め、付加価値の高い製品の生産を推進します。

働き手が不足している職種については、産業活性化検討委員会とともに、実効性のある取り組みとなるよう対策に努めます。

地域の雇用において大きな比重を占めている誘致企業については、今後も連携を図りながら安定した雇用の促進を促すとともに、若者の定住化の促進と働く場の確保のため、新たな企業誘致を進めます。

#### (3) 主要施策

##### 1 企業の体質強化への支援

企業の自主的な構造改革を促進し、経営の健全化と活性化を促進します。また、事業者どうしの協調による業種を超えた共同体づくりなどの事業に商工会と連携して取り組み、企業の体質強化を図ります。

##### 2 設備の近代化と技術力向上への支援

企業の設備近代化のための奨励・助成措置を行うとともに、指導機関の協力を得て商品の付加価値を高めるなど技術の向上に努めます。

### 3 金融対策と資本の充実

国・県の補助制度や融資制度の利用促進を図り、経営基盤の強化のため内部資本の充実を促進します。

### 4 市場の開拓と販路拡大への支援

観光物産展などへの積極的な参加を呼び掛けるとともに、インターネットや通信販売など新たな市場の開拓を進めます。

### 5 産業公害対策

地域の環境が健全に保全されるよう、公害防止に対し関係機関と協力して適正な指導を行います。

### 6 就業支援の充実

新卒者の地元企業への就職を促すとともに、Uターン・Iターン希望者に対し地元への就業転換が図られるよう情報提供に努めます。

### 7 地場産業の育成と定着の推進

国有林に対し、地元木材関連企業に原材料の安定供給の要望をしていきます。

また、ろくろ細工、桧笠、田立和紙といった工芸品産業に対しては、後継者育成を中心に支援をしていきます。

### 8 企業誘致の促進

長引く景気低迷の影響もあり企業誘致は難しい状況にありますが、町内誘致企業とも連携を図りながら新たな企業誘致に取り組みます。また、近年、民間企業による設置が活発化している福祉施設等も視野に入れ、多角的な誘致活動に努めます。

**総戦 2-3-1 総戦 3-2-1 中小事業者雇用確保支援事業 産業観光課**

**総戦 2-3-2 企業誘致活動 戰略室**

**総戦 3-3-1 地元への就労支援 産業観光課**

#### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
製造品出荷額	73億8千万円	68億9千万円	80億円	68億9千万円
新規就業者数	20人	18人	20人	18人
誘致企業数	5社	0社	1社	1社

## 第1章 定住化から元気を 第2節 元気とうるおいのあるまちづくり

### 6 観光の振興

#### (1) 現状と課題

美しい自然環境や多くの文化遺産を活かした観光関連産業も長引く景気低迷による旅行志向の減退により、陰りが見え始めています。旅行者のニーズや価値観が多様化する中、従来の団体旅行から小グループや家族、個人を中心としたものに旅行形態も大きく変化をしています。

南木曽町を取り巻くインフラ環境も大きく変わり、リニア中央新幹線や中央道神坂スマートIC等の建設により、ますます観光人口の流れが変化することが予想されます。

町内にある多くの観光素材をどう結び付けるか、自然・体験・健康・本物志向といった多様な旅行者のニーズをどう捉えていくかなど、今後の大きな課題です。

また、今後ますます増加が見込まれる外国人観光客をも魅了するような観光資源の発掘と、既存の歴史文化を融合したコンテンツの提案と情報発信も重要な課題となっています。

#### (2) 施策の方向

観光客を温かく迎え入れる気運の醸成を図るとともに、多様な国籍、ニーズ、世代を受け入れられる質の高いサービスを提供できる仕組みづくりなど、リピーターが増加する観光地づくりを推進します。

また、木曽広域観光連携を中心として、中津川市や上伊那・下伊那地域などとも広域観光連携の取り組みを推進します。

#### (3) 主要施策

##### 1 滞在型観光地づくりの推進

地域において継続的に催されている伝統的な行事や催事を観光資源として積極的に発信・活用するとともに、リニア中央新幹線・中央道神坂スマートICなど、観光人口客層や旅行形態の変化により志向が高まっている体験型観光の充実と拡大にも取り組み、滞在型観光地づくりを推進します。

## 2 ホスピタリティの向上支援

観光客が気持ちよく町内観光が楽しめるよう、ホスピタリティ（おもてなしの心）の向上に繋がる研修会や研鑽会などに積極的に取り組み、気運の醸成を図るとともに、質の高い観光サービスの提供に努めます。

## 3 観光客の安全対策と案内の充実

年々増加傾向にある外国人観光客の受け入れにも対応できるよう、案内看板やパンフレットの多言語化の整備を進めるなど、体制づくりに努めるとともに、災害時等における観光客の安全対策の充実に努めます。

## 4 広域観光連携の推進

観光客の回遊性と滞在率を高めるため、木曽広域観光連携を中心に、中津川市や上伊那・下伊那地域などとの広域的な観光連携の取り組みを推進します。

また、「日本で最も美しい村」連合との協調体制を高める中で、積極的な観光情報の発信に努め、都市部における認知度の向上と誘客促進を図ります。

### 総戦 2-1-1 観光振興の体制づくり、集客イベントへの支援、観光地整備事業

地域への観光地整備事業補助金、町内を巡るツアーの開発

各地区の観光協会への支援 産業観光課

### 総戦 2-1-2 Wi-Fi 環境の整備、外国人向け案内看板の設置、駅観光案内所の運営

外国人向けツアーガイドの育成 産業観光課

### 総戦 2-1-3 宣伝誘客活動 産業観光課

#### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
観光客数	584千人	479千人	510千人	479千人

## 第1章 定住化から元気を 第2節 元気とうるおいのあるまちづくり

### 7 交流活動の推進

#### (1) 現状と課題

近年、都市部に住む人たちの自然志向が高まっています。町では、平成18年から愛知県長久手市との交流活動を進めており、民間団体を中心とした体験交流が人気となっています。また、木曽広域連合を中心として木曽川下流域住民との交流がイベントや地域催事などを通じて継続して行われています。

国内有数の観光地である妻籠宿を訪れる外国人観光客は年々増加傾向にあり、観光を通じて地域住民との交流が高まりを見せています。

人口の減少等により地域の活力が失われていく中、地域振興や人づくり、地域づくりに繋がる交流活動の充実・拡大が求められています。産業や地域催事などの面でも新たな分野を開拓しながら、住民参加の交流活動を促進して地域間交流をきっかけに、個の交流へ発展させていく必要があります。

#### (2) 施策の方向

観光催事や文化事業などを通じての交流をはじめ、都市部の子どもたちや子育て世代、若者を対象とした体験プログラムなど、多彩な交流環境づくりを推進します。

また、自然・歴史文化・地場産業などの既存の観光資源を交流拠点として積極的に活用し、交流人口の拡大に努めます。

#### (3) 主要施策

##### 1 交流事業の充実と交流人口の拡大

住民同士の交流の充実と拡大を目指し、地域住民と十分な連携を取る中で町の観光催事や地域の伝統的催事を取り入れた交流事業の実施を推進します。

##### 2 交流の推進

木曽川下流域住民や長久手市との交流活動を継続的に進めるとともに、交流推進組織の育成や、個の交流をサポートするなど住民の交流活動の充実に努めます。

##### 3 交流環境づくりの推進

町内観光地を交流拠点として位置付け、施設整備を進めるとともに観光催事や文化催事などと連携して多彩な交流環境づくりに努めるとともに、交流から移住・定住につなげられるような取り組みを推進します。

- 総戦 2-1-2 ゲストハウスの整備（外国人）、外国人向け交流施設の整備 戦略室
- 総戦 2-1-3 広域連携の推進 産業観光課
- 総戦 2-3-1 町内出身者へ向けた情報の発信 3-1-2（再掲） 戦略室
- 総戦 3-1-2 ホームページ・移住相談窓口の充実 戦略室
- 総戦 3-2-2 移住体験プログラム 戦略室
- 総戦 4-1-1 交流イベントの実施 戦略室
- 総戦 4-1-2 コミュニケーションセミナー等の開催、結婚相談事業 住民課

## 第2章 元気に育て なぎそっ子

### 1 子育て支援の充実

#### (1) 現状と課題

妊婦期からの子育て支援として、妊婦健康診査を医療機関へ委託し実施しています。また、助産師・保健師による対象全戸へ新生児訪問を行い、検診受診表の結果も参考に新生児の状態把握や産後うつなどの早期発見・早期対応をおこなっています。

健康診査や相談は生後2か月～3歳までの発達確認指標の月齢等に実施し、個別訪問は健康診査後の発達確認や保護者からの相談に応じています。

保育園は、子育て支援及び地域コミュニティ<sup>※1</sup>の拠点の中で重要な位置付けとの判断から、平成25年度の読書保育園、26年度の田立保育園、28年度の蘭保育園を最後に3園すべての耐震改修工事が完了しました。

地域にとっても身近な保育園として親しまれ、児童の健やかな成長を支援するため、3歳児から5歳児までの保育に併せて、「延長保育・未満児保育」を3園で実施しています。これは、近年の保育需要によるものですが、保護者の就労状況に応じて可能な範囲で延長保育時間と未満時保育定員の拡大を図ってきました。

しかしながら、全国的な人口減少のほか、中山間地域における急激な少子化は、子ども同士で育む社会性や人間関係の育成に影響が生じ始めています。

一方で、地域産業での労働力不足や共働き家庭の増加など女性の社会進出に伴う保育ニーズの増加や子育てに対する悩みや相談も多くなっています。

保育園入園後、就学後も保育園や学校・医療機関・木曽保健福祉事務所等との連携で個別会議などに参加し、相談・受診対応等実施しています。近年発達に特性のある乳幼児・児童生徒の増加があり家庭との連携も重要になってきています。相談の中には、本来家庭で養う生活習慣も十分に行えない子どもや、子どもに対するネグレクト<sup>※2</sup>等の虐待と思われる内容も含まれることから、虐待防止に対する取り組みとして、教育委員会や児童相談所などの関係機関と連携した「南木曽町こどもサポート協議会」が中心となって、子どもの安全安心な子育て環境の充実を図ります。

また、保護者が子育てに対する悩みや、子どもとの関わり方など相談しあえる場の提供や、就学前のお子さんを一時的にお預かりする事業などを展開し、子育て支援の充実を図っています。

離別等によるひとり親家庭についても増加傾向にあり、経済面や養育面などの問題を抱え精神的に不安定な状況におかれている場合も多く、適切な指導と援助が求められています。

このような、子育て支援を行う上では、特に家庭支援や父母親支援など子どもと接する親への支援が今後さらに必要と思われます。

#### ―用語説明―

※1 【地域コミュニティ】生活地域、特定の目標、特定の趣味など、何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団（人々や団体）この中で、共通の生活地域（通学地域、勤務地域を含む。）の集団によるコミュニティを特に「地域コミュニティ」と呼ぶ。

ユニティ」と呼びます。

※2 【ネグレクト】幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為

## (2) 施策の方向

子どもが心身ともに健やかに育つよう、家庭や保育園、教育委員会や関係機関と連携を図りつつ、保護者の個別ニーズに対応した支援や保育ニーズに応じた保育内容の充実に努めるとともに、子育てしやすい保育環境と安全安心な保育運営を実施します。

妊娠婦から学童までを対象とした「子ども・子育て支援事業計画」「健康づくり計画」に沿って、関係機関とのネットワークを強化し、子どもが生まれる前からの育児相談や子育て支援及び児童虐待防止の取り組みを推進するため、子ども包括支援センター機能の充実に努めます。

ひとり親家庭における養育の安定のため、経済面と精神面から適切な援護を実施するとともに、子育てが必要な保護者への家庭支援や、配慮が必要なお子さんへの支援など、保育園や教育委員会、関係機関と連携して支援に努めます。

## (3) 主要施策

### 1 妊婦期から産後の子育て支援の充実

初めて妊娠・出産するお母さんは、赤ちゃんが生まれてくるまでいろいろな心配があります。生まれる前から乳児に必要な支援や子育ての仕方など、子どもの健やかな成長のための必要な相談や支援を行います。

また、出産後の赤ちゃんはもちろん、お母さんの産後うつなど悩みを抱え込まないよう、家族支援もふまえた個別支援を重視した相談支援を図っていきます。

### 2 保育事業の充実

豊かな人間性を持った子どもの育成を目標に、乳幼児一人ひとりの保育ニーズに応じた保育を実施するとともに、地域の保育ボランティアや保護者等との連携を図り、地域の特色を生かした保育を開展します。

また、望ましい食習慣を身に付け、心身ともに健やかな成長に寄与できるよう、食育を推進します。

施設面においては、耐震診断・改修工事を完了しましたが、定期的な修繕や維持管理を適正に行い、安心安全な保育施設を確保していきます。

全国的な課題となっている待機児童につきましては、南木曽町では現在ありませんが、共働き世帯の増加等に伴い未満児の受入れが増加傾向となっているため、保育士の確保を図りつつ、地域の需要にあった保育園運営に努めます。

### 3 ファミリーサポート等による子育て支援の充実

心身ともに健全な子育ては、家庭や職場、保育園、学校はもとより隣近所など地域の理解や協力が不可欠です。地域のボランティアなど地域力を最大限活

用し、会員組織によるファミリー・サポート事業を引き続き推進します。

また、放課後子ども教室やコミュニティースクール、公民館における各種事業など、地域が一体となった子育て支援を推進するため、各種団体との連携を図りつつ各施策の充実を図ります。

#### 4 相談業務の充実

子育てや子どもに対するさまざまな問題の相談窓口を設け、誰もが気軽に相談できる機会を増やします。また、生活上での不安や悩み、困りごとの把握、専門的な支援の必要性等の判断など、保育園、学校、教育委員会及び家庭の連携を密にした子育て相談の充実を図ります。

#### 5 児童虐待防止の取り組み強化

当町においても、家庭や職場などでの悩み事やストレス訴える方や、出産後の子育てに対する産後うつ等の症状と思われる方が見受けられ、そのことから子どもに対して必要な育児対応が行えず、知らないうちにネグレクト等の児童虐待に繋がる事例が見受けられます。

虐待を未然に防ぐとともに子どもの安全安心を確保するため、教育委員会や学校、児童相談所、保健福祉事務所及び警察等と組織した「南木曽こどもサポート協議会」を活用し、情報を共有して児童虐待防止の取り組みとネットワークの充実を図ります。

また、近年、全国的に産後にうつ症状となり乳児に虐待を与えててしまうケースや、若年結婚で十分な知識がないために、知らないうちに行ってしまう虐待やネグレクトがあることから、妊娠期から育児相談やアドバイスなど早期の予防対策の充実を図ります。

#### 6 母子・父子福祉の充実

子どもを養育しながら生活することは、精神的にも経済的にも不安定な状況を生じやすいため、母子・父子家庭の生活基盤を確立し、安心して生活ができるよう施策を講じます。また、生活安定と自立を支援するため、地域と密接に関わりのある民生児童委員などと連携した相談・指導体制を充実し、各種制度の周知と活用の促進に努めます。

#### 7 安心できる子どもの居場所の確保

保育園は、働く保護者の支援を図るとともに、標準保育時間の拡大により安心できる居場所として引き続き確保していきます。

近年、少子化に伴い地域で子ども同士で遊ぶことができなくなることや、共働き世帯の増加などで、子どもが家で一人となることが見受けられることから、小学生を対象とした放課後子ども教室による居場所の確保を図ります。

また、子ども教室の運営にあたり、不足するサポーターの募集や育成を図り

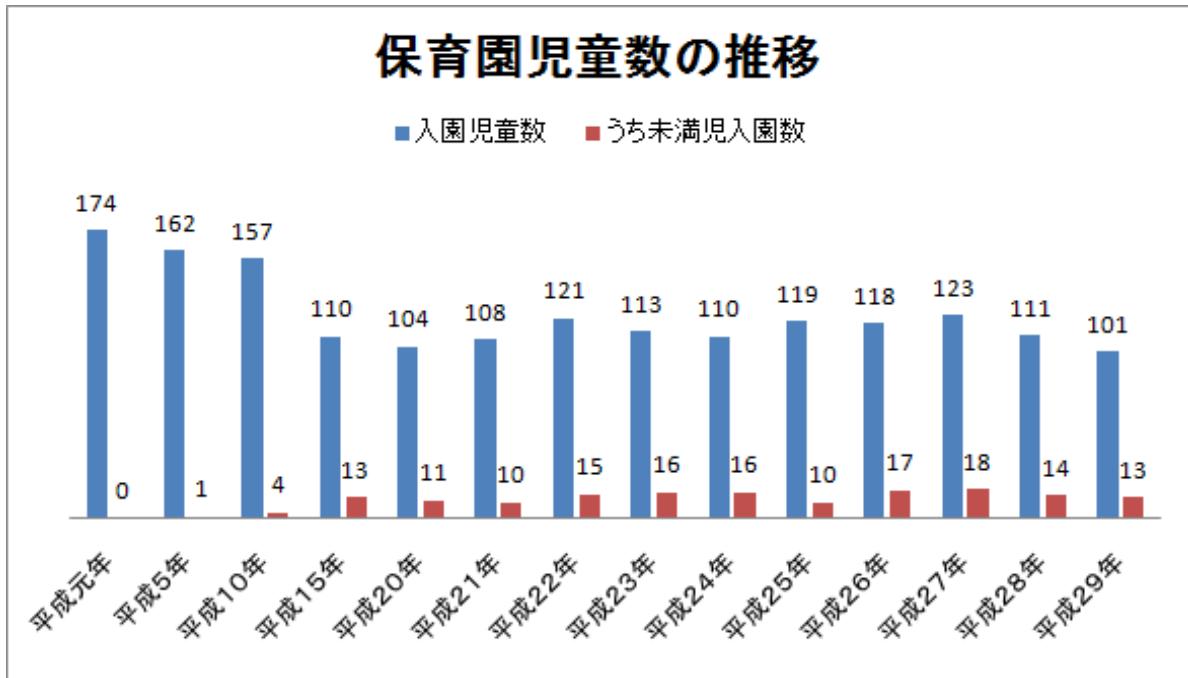
つつ、保護者と意見を交わしながら、継続性のある居場所として確保を図るとともに、利用者ニーズの把握に努め、より利用しやすい居場所となるよう進めます。

### 8 ブックスタートを契機とした読書活動の推進と充実

生涯学習関係事業や保健事業と連携し、ブックスタート事業やあそびの教室など子どもの成長に必要な事業展開を行うとともに、おやこのひろばや園開放事業などお子さんの健やかな成長と心身ともに健全な乳幼児の育成を図ります。

また、保育園と小学校・教育委員会の連携を密にし、就学前連絡協議会の充実を図ります。

- 総戦 4-2-2 乳幼児一時預かり、おやこのひろば、ミニ・ファミリーサポートセンター  
ブックスタート事業、5歳児相談、公園の整備、保育園児検診、通園バスの  
運行** **教育委員会**
- 新生児訪問、離乳食教室、2か月児相談、お誕生相談** **住民課**
- 総戦 4-2-3 すこやか子育て支援事業、保育料第3子減免** **教育委員会**
- 総戦 4-3-1 放課後子ども教室** **教育委員会**



(各年度 3月 31日現在)

## 第2章 元気に育て なぎそっ子

### 2 家庭教育の充実

#### (1) 現状と課題

家庭は、子どもたちの教育の原点であり、人間形成の基礎を築く場として非常に重要な役割を果たしています。

一方で、家庭環境の多様化や地域社会の変化などにより、基本的な生活習慣の乱れや核家族化による祖父母・親など多くの人から引き継がれた人間形成が損なわれ、生まれながらに家庭で学んだ生活習慣や社会性などが低下しています。

子どもが生まれる前の親への支援や子どもが生まられてから成長するまで、切れ目のない支援を再確認するとともに、家庭教育の重要性や家庭の教育力の向上、地域や社会全体で子育てを支える環境整備が課題となっています。

#### (2) 施策の方向

家庭内での教育について、家族の役割や大切さを再認識しながら、基本的な生活習慣、社会生活の基本ルールの習得を推進するとともに、恵まれた自然環境や地域の人材を活用した子育て支援の充実を図ります。

#### (3) 主要施策

##### 1 家庭教育の充実

家庭教育の必要性を再確認するとともに、子どもが生まれる前から子育て支援に関する家庭教育の必要性や情報提供・相談体制の充実を図ります。

また、支援者の育成や母子保健施策と連携して家庭の教育力の向上を図る取り組みを進めるとともに、子育てを支える環境整備やワーク・ライフ・バランス※の推進に努めます。

家庭教育で必要な生活習慣や社会性の習得について、関係機関が連携し必要な情報提供や支援に努めます。

##### 2 乳幼児教育の推進

生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、妊娠時期から子育てに必要な情報提供等に努めるとともに、乳幼児一人ひとりの望ましい発達を促していくために、乳幼児教育を積極的に進めます。

また、乳児検診や定期健診、子育て教室「おやこのひろば」など各種事業実施の際にも相談に応じ、必要な乳幼児教育の支援を図ります。近年特に、母親の自主サークルやママ友の集まりなど、地域の独自で実施している活動などとも連携を図りながら、乳幼児に必要な学習支援に努めます。

さらに、保育園の家庭教育学級支援、保育園開放と保育園・小・中学校・教育委員会・保護者間の情報交換にも積極的に取り組み、子どもが生まれる前から生まれて間もない乳幼児期、保育園、小・中学校、高校等の卒業まで切れ目のない支援に努めます。

—用語説明—

※【ワーク・ライフ・バランス】仕事と生活の調和

## 第2章 元気に育て なぎそっ子

### 3 青少年の健全育成

#### (1) 現状と課題

青少年を取り巻く社会環境は大きく変化し、子どもの安全で安心な生活を脅かす事例が多くなり憂慮されています。この状況は、子どものお手本となるべき大人社会が悪影響を及ぼしていると言っても過言ではなく、大人自身の自覚が求められています。

IT機器の急速な普及と情報の氾濫、地域や世代間のコミュニティ機能の衰退など社会構造の変化に伴う課題など、青少年に与える影響は複雑化、多様化しています。

家庭や学校、地域社会など関係者が連携して一体となった健全育成を図る取り組みが求められています。

当町では、これまで以上に地域による教育力を高めるために、関係機関が密接に連携を取り合って、「地域の子ども」として子どもたちを健全な方向に導く必要性があります。

#### (2) 施策の方向

各地域において活動の核となる青少年育成会活動をはじめ、子どもが係わる活動を支援します。「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立ち、家庭・学校に加え公民館や関係諸団体との連携を深め、住民総ぐるみで青少年の健全育成を進めます。

#### (3) 主要施策

##### 1 青少年育成活動の推進と充実

青少年育成をはじめとする諸活動を支援するため、地域の青少年育成会、スポーツ少年団、PTA等、子どもの活動する場を確保し、これらの団体の支援と連携を図るとともに、各種公民館事業等による子ども向けの体験教室や講座を開催します。

また、地域の一員として地区行事や伝統行事への積極的参加を呼びかけ、地域や世代間の交流を深めるようにします。

##### 2 健全な社会環境づくり・非行防止活動の推進

有害図書や町内における有害情報などの実態を把握し、地域での巡回活動や啓発活動等により浄化活動を実施します。

また、地域や家庭において幼い時から「いじめ」を許さない環境づくりを呼びかけ、青少年の非行・被害防止のための啓発活動、社会を明るくする運動への協力など、関係団体、地域一体となった非行防止活動を推進します。

## 第2章 元気に育て なぎそっ子

### 4 学校教育の充実

#### (1) 現状と課題

当町では、豊かな自然環境と地域の特性を活かしながら、自主的で創造力があり協調性を持った子どもの育成を目標として学校運営が図られています。今後も学校・家庭・地域が相互に連携協力し、お互いの役割を果たしながら、より一層健全な学校教育が求められています。

過疎化・少子高齢化が進み、小中学校の児童生徒が年々減少する中、今まで以上に学校・家庭・地域住民・行政が一体となり、学校教育の充実に取り組む必要があります。

施設面では、小中学校施設の適切な維持管理、有効活用を進めます。

#### (2) 施策の方向

町では、学習指導要領の基本方針に基づき、各学校が取り組む特色ある学校運営や開かれた学校づくりについて、必要な支援・環境整備を図ります。

また、少人数教育の充実など、町独自の施策を積極的に推進します。

#### (3) 主要施策

##### 1 確かな学力と体力を身につける教育の推進

少人数学習集団による授業などで、一人ひとりに応じた指導の充実や発展的学習・補充的学習により、学習習慣・生活習慣の定着と基礎学力の向上を図ります。

発達段階に応じたスポーツ指導を通じ、スポーツの習慣化と体力・運動能力の向上を図ります。

また、小中学校と高等学校の連携を積極的に推進し、地域の教育力向上に努めます。

##### 2 心身の健全育成と思いやりの心を育む教育

不登校やいじめなどの悩みや不安を抱える子どもや保護者に対して、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、適切な相談支援を行うとともに、道徳教育、人権教育、福祉教育及び環境教育の推進により、思いやりの心を育成します。

また、望ましい食習慣を身に付け、心身ともに健やかに成長できるよう食育を推進します。

### 3 国際社会に生きるための国際理解教育の推進

ALT（外国語指導助手）を継続配置します。中学生の語学力の向上に積極的に取り組むとともに、小学生の外国語及び外国文化への親しみを深めることにより、国際理解教育を推進します。

### 4 情報化社会に対応できる情報（ICT）教育<sup>※1</sup>の推進

情報通信を活用する能力や技術を身につけるため、パソコン教室の充実や校内LANの整備などを図り、情報教育を推進します。

また、児童生徒の学力向上や学習態度の改善にも繋げていきます。

### 5 読書活動の継続

読書活動は、子どもたちの豊かな感性や表現力、思考力、創造力などを高めるために重要であることから、「絵本」を通じて、親子が言葉と心を通わすかけがえのない時間を持つことを応援するブックスタート事業を契機とし、セカンドブック、サードブック事業の推進により、家庭と連携した読書指導の充実を図ります。「総合的な学習の時間」等において、多様な教育活動を展開することができるよう学校図書館の一層の活用を図るとともに、自主的に読書活動に取り組むことのできる環境づくりに努めます。

また、PTA、地域ボランティア等との協働による読書活動の充実に努めます。

### 6 特別支援教育の充実

障害のある子どもや保護者に対し、早期から地域での一貫した相談支援を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズに柔軟に対応するため、福祉・保健・医療等の関係機関との連携を図り、適切な教育的支援を推進します。

### 7 地域と連携した学校行事（信州型コミュニティースクール<sup>※2</sup>）の充実

地域の団体・住民と学校が連携し、一体となって学校目標具現に向けた学校教育活動の充実と、児童生徒の育成への取り組みを推進します。

#### 用語説明

※1【情報（ICT）教育】学校教育の場に情報通信技術（information communication technology）を活用すること。デジタルカメラ、プロジェクター、電子黒板、パソコン、タブレット端末などを用いた教育を指す。

※2【信州型コミュニティースクール】長野県が提唱する「各学校が地域との間に築き上げてきた土台の上に、新たに(1)学校運営参画(2)学校支援(3)学校評価機能を一体的・持続的に実施する仕組みを構築して、学校と地域住民の協働による地域に開かれた信頼される学校づくり」のこと。

#### 総戦 3-1-1 学生の職業体験支援 教育委員会・戦略室

学校教育の地元食材使用 教育委員会・産業観光課

ウッディースタート事業、林業体験学習 産業観光課

#### 総戦 4-3-2 セカンドブック・サードブック事業、ALT の設置 教育委員会

#### 総戦 4-3-4 クラス数確保のための教員の雇用、遠距離通学地域への定期券購入

スクールバスの運行、信州型コミュニティースクールの推進 教育委員会

## 第2章 元気に育て なぎそっ子

### 5 地域高等学校への期待と支援

#### (1) 現状と課題

長い歴史と伝統のある蘇南高等学校は、地域の教育力向上に欠かせない教育機関としての役割を果たしています。しかしながら、現状では少子化や子どもの意識の多様化等から蘇南高等学校への進学者が年々減少してきており、県の高校再編基準から見ると存続について新たな取り組みが必要とされています。

広い木曽地域において教育の機会均等を確保し、地域における教育活動の推進力として、地域が求める若者を育成する場として、町には蘇南高等学校の存在は不可欠です。

#### (2) 施策の方向

地域を挙げて蘇南高等学校の存続のため、新たな魅力ある学校づくりのための取り組みを積極的に支援します。

#### (3) 主要施策

##### 1 蘇南高等学校の存続を図るための応援

地域を挙げて蘇南高等学校への支援を行い、学校・地域・行政が一丸となり魅力ある学校づくりを応援します。

また、総合学科の優れた特徴をPRし、より多くの生徒が集い学ぶ学校づくりを支援します。

##### 2 地域や学校との連携・協調

保育園・小中学校・高等学校の連携教育を推進し、学力向上に向けた取り組みを一層進めます。

また、地元企業等との連携や交流、地域の人材活用を積極的に進めます。

総戦 3-1-2 同窓会支援事業 **教育委員会・戦略室**

総戦 3-1-3 大学等への就学支援 **戦略室**

総戦 4-3-3 進学者講習の実施、海外語学研修の参加者負担金の補助、生徒の受け入れ先の確保 **教育委員会**

#### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
地元中学校の 蘇南高等学校進学率	52.9%	42.9%	60.0%	60.0%



## 第3章 健康で元気なハッピーライフ

### 1 地域福祉の推進

#### (1) 現状と課題

南木曽町の独居高齢者、高齢者世帯員、障がい児者、要介護者等の要援護者は、1,778人で人口に対し27%にのぼります。

人口の4割が65歳以上の高齢者で占める中、高齢の方も障がいのある方も、誰もが住み慣れた地域社会で過ごすためには、公的なサービスの拡充と地域住民が相互に日常生活を支え合う仕組みづくりが必要となります。

全国的には、貧困対策が問題になっています。生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、自立に向けた相談支援を行うため、木曽保健福祉事務所、長野県木曽生活就労支援センターまいさぽ木曽、ハローワーク等関係機関との連携を図ります。

今後は、外出機会が少ないひきこもりに関しても、フォローする体制を構築する必要があります。

現在、避難が難しい要援護者台帳により、災害対応として安否確認を取る体制が構築されています。今後も台帳の更新を行い、命を守る対応に努めます。

誰にでも、優しく、身近で、頼りがいのある福祉施策に取り組み、社協、NPO、医療機関などの関係団体と連携します。

#### (2) 施策の方向

誰もが住み慣れた地域でいきいきと過ごしていくために、支援を必要とする一人ひとりを地域全体で支える体制が必要です。生活や介護の相談など、多様なニーズに応えることができるよう、医療・介護・福祉・保健関係者等との連携を図りながら、支援体制の整備、質の高いサービス提供に努めます。

また、結婚相談や心配ごと相談、福祉教育の推進等に努め、誰もが安心して過ごせる体制づくりを行います。

#### 一用語説明

※1 【ドメスティック・バイオレンス(DV)】配偶者間や内縁関係（過去の関係も含む）、恋人関係等の親密な関係（過去の関係も含む）の間等に起こる暴力や暴力による支配状態。ここでいう暴力とは、身体に対する暴力だけではなく、精神的なもの、経済的なもの、性的なものなどの身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含みます。

#### (3) 主要施策

##### 1 地域福祉のまちづくり

南木曽町社会福祉協議会と協力し各種事業への取り組みを行います。特に生活相談支援事業の成年後見制度に対する相談や手続き、生活困窮者に対する相談窓口、認知症等の相談対応、金銭管理等の支援を強化します。

## 2 住民参加の促進

住民参加による、なぎそ・おたすけ隊が発足し活動しています。さらに多くの隊員の登録と活用を目指します。あわせて地域のボランティア活動を支援します。

## 3 人権啓発及び人権擁護活動の推進

経済的・物質的豊かさのみを追い求め、人間としての豊かさが育まれず、自己中心的で優しい心づかいや思いやりの心が失われ、いまだに生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別・いじめなどの人権侵害が存在していることから、人権尊重の普及のため人権擁護員と協力し啓発活動に努めます。

## 4 安心して暮らせる支援体制の整備

身近な存在である民生児童委員による地域の見守り活動は、顔の見える支援であり高齢者等の安心感や気軽な相談窓口として大きな役割を果たしています。今後も頼れる存在としての活動を支援します。

災害や急な出来事の際に、支援を受けることのできる体制を構築します。施設への一時的な避難等を行える協力体制をつくり、有事の際に頼れる場所の選択肢を広げます。

## 第3章 健康で元気なハッピーライフ

### 2 地域医療の充実

#### (1) 現状と課題

医療と介護の総合確保法により地域医療構想が策定され、医療機関の再編が実施されました。この再編により近隣の医療機関は病床数や医療体制が見直され縮小されました。町内の医療機関及び関連施設は、一般診療所1施設、歯科医院1施設、訪問看護ステーション1施設がありますが、訪問看護ステーションは看護師不足により現在休止状態となっています。住民が利用している医療機関は、主に町内の医院、隣村・中津川市の医療機関、木曽町の県立木曽病院等ですが、県立木曽病院、中津川市の病院までは通院に40分から1時間ほどかかり交通の不便さが課題となっています。

また、郡内医師の高齢化の問題もあり今後の医療、人材の確保は深刻な課題となっています。

精神科、がん治療等専門分野の入院機能を兼ね備えた病院は近隣ではなく、松本市、飯田市及び多治見市、名古屋市などまで通院しなければならない状況です。

さらに、近年、終末期医療のニーズが高まっており在宅診療は主に町内の医院や近隣の訪問看護ステーションに委ねられており今後増加すると予想されます。

救急医療は県立木曽病院や中津川市民病院への搬送がほとんどで搬送時間の延長による救急車不在の事態が予測されます。

様々な課題が山積しており、今後も医療の確保のために町内をはじめ木曽保健福祉事務所や木曽広域連合、近隣の市町村や医療機関等との広域的な連携が求められています。

#### (2) 施策の方向

医療と人材の確保のため近隣市町村や木曽広域連合、木曽保健福祉事務所はもとより県や国とも連携し住民の命を守る視点から主要施策を実施します。また医療機関との連携により切れ目のない在宅医療・看護を確保します。

### (3) 主要施策

#### 1 地域医療体制の確保の推進

医療機関・医師会との連携はもとより、国・県・木曽広域連合・木曽保健福祉事務所、近隣市町村等と連携しながら、人材確保に努めます。また医療機関との連携を密にし、切れ目のない医療・介護・福祉の実現に努めます。

#### 2 受診しやすい体制の確保

医療機関、近隣町村、木曽広域連合や県等との連携を図りながら、受診しやすい交通網の整備に努めます。

#### 3 救急医療体制の確保

ドクターへリの活用も合わせ救急医療体制を確立します。

#### 4 適正受診の推進

不要不急の夜間・休日受診や重複受診を減らし、適切な医療サービスが受けられるように、あらゆる機会を捉えて適正受診を促しながら、自己管理意識の高揚と健康づくりを推進します。

総戦 1-3-3 木曽広域連合との連携、坂下病院救急医療負担金 住民課

## 第3章 健康で元気なハッピーライフ

### 3 高齢者福祉の充実

#### (1) 現状と課題

町の高齢化率は、平成29年4月現在で41.7%となっており今後も高い水準で推移することが見込まれ、特に独居や高齢者世帯の増加が予想されます。この点を踏まえて、介護保険事業のほかに高齢者の日常生活を支える仕組みづくり、高齢者の知識や経験を生かす社会参加の推進及び生きがい活動が必要です。

なお、介護保険制度は、社会全体で介護を支える制度として平成12年4月より施行され、木曽広域連合が保険者として事業を運営し、サービス提供基盤等の整備が進められています。平成18年の法改正で、要介護状態になることを予防する「介護予防事業」が導入されて介護予防対策が重視されるようになり平成29年度からは医療と介護の総合確保法により要支援者の通所・訪問サービスが介護保険給付から地域支援事業に移行され、町が実施することになりました。

介護予防事業高齢者調査では、独居が全体の2割、高齢者二人暮らし4割で、高齢者のみの世帯が6割を占めています。介護保険認定者の原因となっている疾患では、認知症が最も多く、次いで膝や腰等の整形外科的疾患、脳血管疾患で、全体の8割を占めています。これらの状況から、生活等の支援が必要な高齢者が増加しており、今後もこの傾向は続くと予想されています。

この点において、すべての高齢者が可能な限り住みなれた地域で個々の能力に応じ、自立した日常生活を営むためには次のことが課題となります。

- (1) ①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化していく「地域包括ケア」体制の構築により、地域の実情、特性等を反映させ、この地域に相応したサービスの提供体制を実現すること。
- (2) 協働による地域づくり、生きがい活動等により介護予防に取り組むこと。

#### (2) 施策の方向

高齢者が住み慣れた地域社会の中で、基本的人権が尊重され、ともに支えあい、誰もが安心して生活ができるよう「南木曽町老人福祉計画」「介護保険事業計画」を指針として、その実現を図ります。また、高齢者が自らの経験と知識を生かして、生きがいをもって社会参加が図れるよう、関係機関と連携し、地域住民との協働による支えあいの地域づくりを視点に、介護予防事業を積極的に推進します。

木曽広域連合・介護保険サービス事業者・医療機関等とのネットワークを更に強化し、自立支援に基づく介護保険サービスの充実を図ります。また、認知症対策として、地域の見守りネットワークを充実させ、地域で支えあう体制づくりを

強化します。

### (3) 主要施策

#### 1 介護保険事業の充実

地域包括支援センターにおいて、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために、地域包括ケア体制の整備に努め、関係機関との連携のもと、必要な指導助言に努めます。また、木曽広域連合と連携して介護保険施設整備、従事者確保について検討します。

#### 2 高齢者の社会参加と生きがい対策の推進

地域社会を支える高齢者の持つ豊かな知識・技能・経験を生かし、活力ある社会を構築するため、関係機関との連携により交流活動や生きがい活動を支援します。

老人クラブ等の活動支援や、働くことによる社会参加と生きがい活動を目的とするシルバー人材センター等の活動を支援します。また、社協ボランティアセンターとの連携強化を図ります。

#### 3 高齢者福祉事業の充実

介護保険事業以外の在宅生活を支える事業として、緊急対応や一人暮らし老人世帯等を対象とする緊急通報体制整備、高齢者タクシー等乗車券助成事業等の外出支援事業、訪問理美容事業等を推進します。また、民生児童委員の協力を得て、独居・老々世帯等の実態把握に努め、高齢者の日常生活をささえる生活支援体制づくりについて、生活支援体制整備協議体の強化を図り生活支援コーディネーターの活動の活性化を促し関係機関と連携して協議を進めます。平成28年4月から組織された地域支えあい有償ボランティア組織「なぎそ・おたすけ隊」の活動を支援します。

各地域で実施されている敬老会は、地域がお年寄りを敬うための大切な催しとして位置付け、この催しに対して今後も社会福祉協議会を通じて支援します。

#### 4 地域支援事業の充実

高齢者が可能な限り長期に亘り介護を必要としない生活が送れるよう、基本チェックリストによる介護予防事業対象者の把握に努め、通所型サービスや訪問指導事業等の充実を図ります。また、高齢者の誰もが参加できる介護予防事業として、社協・なぎそチャレンジクラブ・医療機関等と連携して住民と共にを行うサロン事業・住民主体の運動教室・地域巡回リハビリテーション事業等を地域づくりの視点を持って支援します。併せて介護予防サポーター等の活動を支援します

なお、介護予防から介護保険サービスへの移行については、高齢者の状態に応じたサービスの切れ目のない提供を行うため、木曽広域連合・介護保険事業

者・医療機関等との連携を図り、自立支援の理念に基づき支援します。

## 5 相談支援業務の充実

相談窓口としての地域包括支援センターの役割を住民に周知し、本人・家族・関係機関等からの様々な相談に対して的確な状況把握を行い、関係機関と連携し早期に対応します。権利擁護や高齢者虐待については、専門機関との連携により適切迅速に対応します。

## 6 認知症への対策

高齢者が住みなれた地域で安心して住み続けられるための環境づくりとして、認知症サポート医との連携による認知症初期集中支援チームの活動を活性化し、医療機関や認知症疾患医療センター等との連携強化を図り、また認知症高齢者等徘徊・見守りSOSネットワーク事業の充実を図ります。さらに、地域での認知症理解のため、小中学生・一般住民対象の認知症サポーター養成等により普及・啓発や人材育成に努めます。また、認知症の人や家族の支援として、認知症カフェの設置や日常生活用具給付等に努めます。

### 総戦1-1-3 総戦1-3-1 地域支え合いの会への支援 住民課

#### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
介護予防サポーター数	0人	181人	200人	380人
認知症サポーター数	196人	372人	500人	1,000人
なぎそ・おたすけ隊協力会員数	0人	64人	150人	150人
認知症カフェ設置数	0か所	1か所	7か所	7か所

高齢者人口の推移と将来推計（平成27年3月作成）

区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
人口推移と推移	総人口	4,636	4,574	4,505	4,436	4,229	3,858
	40歳未満	1,404	1,366	1,324	1,282	1,157	1,036
	40歳以上	3,232	3,208	3,181	3,154	3,072	2,822
	40～60歳	1,435	1,411	1,375	1,340	1,233	1,089
	65歳以上	1,797	1,797	1,806	1,814	1,839	1,733
	前期高齢者 65～74	703	694	700	705	721	602
	後期高齢者 75～	1,094	1,103	1,106	1,109	1,118	1,131
構成比	40歳未満	30.3	29.9	29.4	28.9	27.4	26.9
	40～60歳	31.0	30.8	30.5	30.2	29.2	28.2
	65歳以上	38.8	39.3	40.1	40.9	43.5	44.9

## 要介護認定者数の推移と将来推計（平成27年3月作成）

区分	平成21年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
要支援	38	25	25	24	23	25	24
要介護1	42	68	72	76	79	87	87
要介護2	62	91	86	81	75	80	79
要介護3	59	75	76	76	77	80	81
要介護4	46	53	55	57	60	68	70
要介護5	35	44	45	48	51	57	57
合計	282	356	359	362	365	397	398
高齢者人口	1,825	1,797	1,797	1,806	1,814	1,839	1,733
認定率	15.5	19.8	20	20	20.1	21.6	23

## 南木曽町老人クラブの状況（平成29年4月作成）

クラブ名	地区名	会員数
白寿会	与川	21人
寿会	北部	38人
松寿会	三留野	35人
喜楽会	妻籠	120人
蘭喜楽会	蘭	87人
広和会	広瀬	75人
老松会	田立	187人
合計		563人

## 第3章 健康で元気なハッピーライフ

### 4 障がい者福祉の充実

#### (1) 現状と課題

障がい者福祉サービスは、平成25年4月から障害者総合支援法によるサービスが施行され、平成30年4月には法改正により新たなサービスも創設されます。町は、福祉サービスの内容を一元的・総合的に調整しサービスを提供するため、住民に最も身近な自治体として、その役割は極めて重要になっています。

一方で、福祉サービスの中には、町単独での実施が困難なサービスがあるため、広域的に連携した方が効率的なサービスは、木曽圏域での対応が必要となっています。

平成28年度には障害者差別解消法、成年後見制度利用促進法が施行され、障がい者の人権、権利擁護が法的に整備されています。今後、こういった法律や国の制度改革を踏まえて適切に対応するため、次の点が重要となっています。

- (1) 障がい者の人権を尊重した社会共生の実現
- (2) 障がい者の多様な選択肢を保障し、地域で安心して生活するための相談支援体制
- (3) 地域住民への啓発活動
- (4) 地域生活支援拠点<sup>※1</sup>など地域で生活するための体制整備

#### (2) 施策の方向

障がいの早期発見・治療に努めるとともに、「ノーマライゼーション」の理念のもとに障がい者の自立と社会参加を支援して、住み慣れた地域で個性を活かしつつ社会の一員として自立した生活と活動ができる地域社会を目指します。

そのためには、南木曽町障害者福祉計画に沿って「木曽障がい者総合支援センターとともに」などの関係機関と連携しながら障がい者の個々のニーズに応じた相談支援事業を拡充し、地域生活支援拠点の整備をはじめ、総合的な生活支援と就労支援を進めるとともに、就労支援施設<sup>※2</sup>や地域活動支援センター<sup>※3</sup>などの日中活動の場の充実を図ります。

—用語説明—

##### ※1 【地域生活支援拠点】

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備等のこと。

##### ※2 【就労支援施設】 以下の事業を行う施設

就労継続支援(A型)：通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援すること。

就労継続支援(B型)：通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まったものは一般就労への移行に向けて支援

すること。

就労移行支援：一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着に向けて支援すること。

※3 【地域活動支援センター】

障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動または生産の活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を提供する場。

### (3) 主要施策

#### 1 広報啓発活動の推進と障がい者の権利擁護

「ノーマライゼーション」の理念の普及や福祉ボランティア・障がい者理解の促進に努め、広報啓発活動を積極的に実施します。特に、障がい者の虐待防止に関しては、障害者虐待防止法や、法に定める「虐待防止センター」<sup>※1</sup>の周知を図ります。また、障害者差別解消法に基づき、木曽圏域の他町村や障害者総合支援センター等と連携し、障害者差別解消支援地域協議会の設置を進めます。

障がい者が特別な存在ではなく、一人の生活者として人権が尊重され、自分らしい生活を実現できるよう、法定後見人制度や日常生活支援事業を活用します。

#### 2 相談支援事業の推進

障がいの早期発見受診、相談・指導のため、各種健診事業の充実に努めます。また、幼児期・就学期にある障がい児や在宅で生活する障がい者の地域生活を支えるため、保育園、学校、保健福祉事務所、児童相談所、木曽障害者総合支援センター、社会福祉協議会及びNPO法人などの関係機関と連携し、相談支援事業の推進に努めます。

障害者総合支援法に示された相談支援事業等の充実をはじめ、様々な相談支援体制の強化・連携を図ります。

#### 3 繼続した支援体制の確立

早期に相談につなげることで、適切な療育・治療に結び付き、就学後の支援についても速やかな移行を可能とするため、保育園・学校・児童相談所・保健福祉事務所等と連携します。療育事業の実施については、保育園・学校等と連携し、木曽障害者総合支援センターの療育事業等を活用します。また、「南木曽町こどもサポート協議会」の個別ケース会議を通じて、個々の状況に応じた支援を実施します。

#### 4 障がい者の地域生活支援と就労支援

障がい者の地域生活の支援、就労支援といった課題に対処するため、自立支援サービスの拡充とともに、地域の社会資源の活用や関係団体、NPO法人などの住民組織との協働を推進しつつ、木曽圏域の他町村や障害者総合支援セン

ターと連携し、地域生活支援拠点の整備を進めます。また、ひだまり工房等の就労継続支援施設や地域活動支援センターの整備、事業を推進するとともに、障がい者自身のニーズや就労能力に応じた就職・就労継続のため、木曽圏域障害者就業・生活支援センターと連携して支援を行います。

## 5 文化活動・スポーツ活動の参加促進

県の障がい者文化・芸術祭や町民展、郡・県障がい者スポーツ大会などへの参加を促進します。また、町内の障がい者や多くの住民が、身近な地域行事やレクリエーションなどで交流できる機会を設けます。

### 一用語説明

※1 【虐待防止センター】障害者虐待防止法が平成24年10月1日より施行されたことにより、障害者虐待に関する通報や虐待を受けた障害者本人からの届出の窓口としてセンターを設置し、市町村がその機能を果たすこと。

## (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
施設入所者数	12人	14人	14人	12人
地域生活移行者数	0人	1人	3人	0人
一般就労移行者数	1人	1人	1人	1人
障害者グループホーム施設数	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所

## 第3章 健康で元気なハッピーライフ

### 5 生涯学習の推進

#### (1) 現状と課題

今日、社会環境の変化の激しい社会にあって、人々は自己の充実や生活向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めています。必要に応じ、自己に適した手段・方法等自ら選び主体性を持って、生涯にわたって学習していくこうとする生涯学習のニーズが高まっています。

町民の多様な生涯学習活動を支援し、その活動を充実させることは、創造的で心豊かな人材を各分野で育成することに繋がります。また、次世代を担っていく若者世代の生涯学習活動への参加及び協力体制を整えることにより、新たな「まちづくり」を推進する原動力を生み出していくと期待されます。

町では、「生涯学習推進構想」に基づき、生涯学習の重要性を町民とともに考え、生涯学習社会の実現を目指し、学習の場、学びの場の機能を充実する必要があります。

#### (2) 施策の方向

学校で学ぶだけでなく、「生涯」にわたって「学習」するため、すべての町民が主体性をもって、「いつでも」、「どこでも」、「だれとでも」、「いつまでも」の学習活動ができ、その成果が還元される生涯学習社会の実現を目指します。そのため、学校・家庭・地域の積極的な連携を図りながら、それぞれの役割に従って活動を進めます。

#### (3) 主要施策

##### 1 各年代に応じた教育活動の充実

学校、家庭、地域及び職場など社会のあらゆる分野において、それぞれが持つ機能と役割が十分に発揮されるよう年代別に多角的な学習・教育活動の充実を図ります。

##### 2 関係機関の連携

行政、教育委員会及び公民館、社会教育委員をはじめとする関係機関や生涯学習に関わる民間の関係団体等との連携を密にして、施策の計画への参加、各分野におけるリーダーの人材育成や人材確保に協力し、相互に教育力の活用を図り、生涯学習関連施策の充実を目指します。

### 3 情報と活動の場の提供

町民の自発的な活動に必要な情報が、効率的に提供できるようなネットワークの整備や情報交換の場を創出し、啓発活動に積極的に取り組みながら、町民の自覚と意欲を高めた学習活動を助長します。

### 4 地域コミュニティの維持、施設の整備・充実

地域を支えるコミュニティの維持について、地域と共に考え、次世代を担う若者世代との協働が行えるよう努めます。

また、旧小学校施設等の有効利用を進めるとともに、生涯学習施設としての南木曽会館、公民館・分館施設や社会体育施設の計画的整備や機能の拡充、充実した利活用の促進に努めます。

### 5 仲間づくり、生きがいづくりを公民館活動と共に推進

町民が生涯学習・公民館活動を通じて活動の場所を広げることにより、居住している地域以外の町民との仲間づくりや生きがいづくりを発見することが期待されます。生涯学習・公民館活動に則した、町民自身が主役となる活動を推進します。

### 6 地域と連携した学校行事（信州型コミュニティースクール<sup>※1</sup>）の充実、部活動への協力体制の強化

学校が、地域住民や保護者と教育目標を共有し、組織的・継続的な連携を可能とする法律に基づいた制度で、南木曽町でも平成28年度から地域応援団運営委員会を立上げ、小中学校と連携し、読書・ふれあい振興及び学習振興、総合的な学習などに取り組んでいます。

学校のニーズ、要請に応じて人材を探すとともに、地域・学校・家庭・行政が一体となり地域に根差した教育活動に努めます。

#### 一用語説明

※1 【信州型コミュニティースクール】長野県が提唱する「各学校が地域との間に築き上げてきた土台の上に、新たに(1)学校運営参画(2)学校支援(3)学校評価機能を一体的・持続的に実施する仕組みを構築して、学校と地域住民の協働による地域に開かれた信頼される学校づくり」のこと。

総戦 2-3-2 旧施設の利活用推進 教育委員会

総戦 4-3-1 土曜日の教育活動推進事業、体験学習の実施 教育委員会

## 第3章 健康で元気なハッピーライフ

### 6 生涯健康づくりの推進

#### (1) 現状と課題

急速な少子高齢化、核家族化とともに、食生活の変化や運動不足を原因とする高血圧症・高脂血症・糖尿病等の生活習慣病有病者が増加し、生活習慣病から人工透析や要介護状態になる人も増加しています。がんによる死亡は、全死亡の55%（平成28年度）で年々増加傾向にあり、国民健康保険医療費でも医療費分析では1位となっており全体の23%と増加しています。早期発見と重症化予防が喫緊の課題となっています。年々増大する医療費等の社会保障費が深刻な問題になっており、これらを支える負担も、今後大きくなることが予想されます。

健康づくりには、まずは自分の体を知り自己管理することが必要であるため、町では健康診査・各種がん検診・保健指導等の保健予防に取り組んでいますが、受診率の向上が課題となっています。また、長年続けた生活習慣は変えることが難しくなるため、幼児期・学童期・若年期からの取り組みが必要です。今後は地域づくりの視点から保育園・教育機関・生涯学習・商工・農業・なぎそチャレンジクラブ・医療機関等関係機関の連携から予防への取り組みが重要となっています。

#### (2) 施策の方向

健康づくりには、住民一人ひとりが、心身機能の維持及び向上に取り組むことが必要です。そのため、「健康づくり計画」を指針として、健康についての正しい情報を選択して食事や身体活動等の生活を自らコントロールしていくよう、健診や保健指導等については情報の見える化に取り組み、住民との情報共有に努め健康づくりについての啓発活動を行います。

また、健診受診率の向上のための未受診者対策に取り組みます。受診しやすい健診体制については地区巡回型での実施や健診料金について検討し、特に増え続けるがん死亡への対策について早急に取り組みます。

また、個人の健康は、社会環境の影響を受けやすいため、医療機関、福祉機関、教育機関、企業及び地域の関係者等と連携を図りながら、住民が主体的に行うことができる健康増進の取り組みを総合的に支援します。

### (3) 主要施策

#### 1 妊婦健診等母子保健事業の充実

安全安心な妊娠・出産ができるよう、医療機関と連携しながら、妊婦健診に対する補助の継続と全妊婦との面談、出産後の乳児全戸訪問等を通して支援します。

子どもの健やかな成長、育児不安の軽減と多様化するニーズに応えるため、乳児健診・幼児健診に専門スタッフを配置し実施するとともに相談事業・遊びの教室なども個別支援を基本とした事業として関係機関との連携のもとで実施します。

また、不妊等の悩みにも寄り添い、気軽に相談していただける体制づくりに努めます。

#### 2 特定健診、がん検診等の推進と疾病予防、重症化予防の取り組み

生活習慣病予防のため、若い世代からのさわやか健診・国保特定健診・いきいき健診の受診勧奨に努め受診しやすい地区巡回型などの実施方法や健診料金など健診体制を検討するとともに、未受診者対策の実施により受診率向上に努めます。また、健診の事後指導には情報の見える化を行い住民へのわかりやすい情報提供に努めます。増え続けるがん死亡への対策として、早期発見のためのがん検診は検診料金引き下げの検討により、受診率向上に努めます。また、健康づくりに関する意識の向上のため、生涯学習・商工・公民館・学校・なぎそチャレンジクラブ等関係者と連携し、地域づくりを視点とした健康寿命延伸の町「なぎそ」を目指します。

#### 3 生涯にわたる食育の取り組み

子どもから成人までが「食」に関心を持ち、主体的に自らの健康づくりに取り組めるよう、健康学習や啓発活動により意識の向上を図ります。食生活の多様化、ニーズの変化に沿えるように、個別の支援を中心に、家庭・保育園・学校・地域と連携し、世代で途切れることのない食育支援を目指します。

#### 4 予防接種と感染症対策の充実

予防接種法に基づき事故防止に努め医療機関との連携のもとで実施します。また、国の動向を見ながら新たな予防接種については補助制度の導入を検討し、医療機関と連携を密にして、安全で適切な予防接種が行えるよう支援します。新型インフルエンザ等の流行に備え、「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、感染の拡大防止を図ります。

#### 5 精神保健事業・難病保健事業の充実

心の健康、精神疾患について理解を深めるため、心の健康保持や精神疾患等正しい情報の提供・啓発活動を実施し、地域みんなで支えあえる体制づくりに

努めます。

気軽にメンタルヘルスケアを受けられるよう、こころの相談室等相談できる機会の充実と啓発に努めます。

また、難病患者には、木曽保健福祉事務所と連携しながら、日常生活上の相談の充実を図り支援します。

**総戦 4-2-1 妊婦一般健康診査等の支援、出産祝金の支給、不妊・扶育治療助成**住民課

**総戦 4-3-2 学校給食への地元食材利用** 産業観光課・教育委員会

**総戦 4-2-3 子どもの医療費無料、乳幼児一般健康診査、任意予防接種助成**住民課

#### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
さわやか健診 (20歳～39歳)	18.3%	25.1%	30.0%	30.0%
いきいき健診 (75歳～ )	12.8%	11.6%	30.0%	30.0%
国保特定健診受診率	41.0%	61.1%	60.0%以上	70.0%以上
胃がん検診（町対象者）	11.5%	9.8%	20.0%	20.0%
大腸がん検診 (町対象者)	21.3%	20.8%	30.0%	30.0%
乳がん検診（町対象者）	21.3%	20.7%	30.0%	30.0%
子宮がん検診 (町対象者)	14.5%	15.6%	20.0%	20.0%

## 第3章 健康で元気なハッピーライフ

### 7 生きがいと健康のスポーツ振興

#### (1) 現状と課題

交通網など近代化が進んだ現在、日常的に歩いたり、野山を散策する機会が減少し、どの年代も体力の低下が顕著となっています。

健康の保持・増進のためには、基本的な体力づくりや運動習慣が欠かせなくなっています。幼少時から高齢者まで、目的に見合った気軽な運動やスポーツ活動をすることが重要です。

一方で、余暇時間の増加に併せてスポーツが趣味として普及し、これを続けることは、「生きがいづくり」及び「仲間づくり」にも繋がり、体力面以外にも多くの効果が期待されます。

生涯学習社会の実現、長寿社会への対応のためにも、「いつでも」、「どこでも」、「だれとでも」、「いつまでも」親しみ楽しめる運動や、スポーツが実践できるような環境や施設の整備が必要となっています。

#### (2) 施策の方向

スポーツ活動を地域の文化として捉え、生涯スポーツの振興を図ります。

多様な目的を持った人々が集えるなごそチャレンジクラブ（総合型スポーツクラブ）の運営を支援し、スポーツを通したまちづくり・地域づくりに貢献していきます。

学校、スポーツクラブ、体育協会やスポーツ少年団、公民館、健康福祉など、様々な分野において、スポーツが楽しめる環境づくり、機会づくりを推進するために、小中学校施設、社会教育施設など、積極的な施設開放と計画的整備を進めながら、有効な利活用を推進します。

### (3) 主要施策

#### 1 なぎそチャレンジクラブ（総合型スポーツクラブ）への支援

多様な目的の人が集えるなぎそチャレンジクラブの育成と安定的な運営に向けた支援を行い、なぎそチャレンジクラブを基軸に、町全体のスポーツ活動・健康づくりの体系化と組織再編を推進します。

#### 2 健康づくりのスポーツ普及と競技スポーツへの支援

子どもから高齢者・障害者まで、初心者からトップアスリートまでの幅広い分野と、楽しみ・健康志向の人から競技志向の人まで、すべての住民が集い、楽しめるスポーツ活動の普及と支援を進めます。

#### 3 体育施設の整備・有効活用

小中学校施設、社会教育施設等の既存施設は、積極的な施設開放と計画的な整備を行って有効に活用し、住民が自主的にスポーツに取り組めるような施設の整備を進めます。

#### 4 町民スポーツ大会の開催

スポーツ大会は、従前から続いているチャレンジボール大会など継続的に大会が運営できるように支援していきます。また、町民が参加しやすく楽しめるニュースポーツなど研究し、町民同士がスポーツを通じて交流を深める大会の開催に努めます。

#### 5 妻籠健康マラソン大会継続へ向けた支援

マラソン大会は、現在、実行委員会が自主運営し開催され、毎年、町内外から約1,000人程度が参加しており、健康づくり・観光などあらゆる面で重要な大会であると共に、運営するボランティアスタッフ同士の交流など深められています。

今後も、継続的に自主運営の大会が行えるよう、実行委員会と協議など進め支援していきます。

**総戦 1-1-3 総戦 4-3-1 総合型スポーツクラブ支援 教育委員会**

**総戦 2-1-1 集客イベントへの支援 教育委員会**

### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
なぎそチャレンジクラブ 会員数	---	632人	700人	500人

## 第3章 健康で元気なハッピーライフ

### 8 公民館活動等の充実

#### (1) 現状と課題

公民館は、戦後の郷土復興と民主主義を広めるために誕生し、それから65年の歩みの中で社会教育の中核的な場として、学習の自由を守り「身近な地域で共に学ぶ」を大切にしながら、集い・学びあい・繋がり合う活動実践から住民自治を創造してきました。公民館が人づくり・居場所づくり・地域づくりの拠点として、学びの場所、より深い交流の場所になることに大きな期待が寄せられています。

一方では、人口減少、行財政改革等の流れや繋がりの希薄化等の社会的風潮、人材不足から、住民自治の新たな取り組みが様々に模索されています。この様な状況の中、社会教育機関である公民館が担うべき役割や位置付け等を明確にする必要があります。また、生涯学習としても中核的な役割が期待されています。

#### (2) 施策の方向

地域生活の課題に積極的に取り組み、町民のニーズや課題を的確に捉えながら、個々のライフスタイルや年代に応じた学習活動を支援し、一層充実した活動に向けて取り組みます。関係者の資質向上を図るとともに、南木曾会館、公民館分館、社会教育施設の有効活用及びボランティア活動など多方面にわたり牽引的な役割を果たし、「生涯学習推進構想」の実現を図ります。

### (3) 主要施策

#### 1 公民館活動の充実

教養を高めるための講演会や講習会に集まる「集いの場」として、趣味を広げたり勉強会をしたり豊かな人生に役立てる「学びの場」として、人と人の繋がりを深め住みよい地域づくりに役立てる「仲間づくりの場」としての役割を高めます。

#### 2 公民館施設の整備

自主的・自発的な学習体勢を支援するために「身近な学習拠点」及び「地域コミュニティの拠点」として、利用しやすい施設を目指し、南木曽会館及び公民館分館等の施設整備を進めます。

#### 3 文化活動、文化サークルの育成

文化イベントの開催、町民展(美術工芸展)、演劇、音楽会など優れた芸術・文化に接する機会の提供に努めます。

また、文化サークルをはじめとする各種サークル活動を幅広く育成・支援するとともに、相互交流や発表の機会の充実に努めます。

#### 4 講演会、映画祭等の行事開催

町民が参加しやすく、時代にあった講演会を企画し、今後の「公民館活動」及び「生涯学習」など、町民一人ひとりが主役となり、学習・活動に役立てることができるよう努めます。

また、映画は、「DVD」、「Blu-ray Disk」の販売やレンタル化等各家庭で身近に鑑賞する環境が整ってきていますが、子どもから大人まで、誰でも楽しく大画面で映画を鑑賞する機会の提供に努めます。

#### 5 仲間づくり、生きがいづくりを生涯学習と共に推進

町民が生涯学習・公民館活動を通じて活動の場所を広げることにより、居住している地域以外の町民との仲間づくりや生きがいづくりを発見することが期待されます。生涯学習・公民館活動に則した、町民自身が主役となれる活動を推進します。

総戦 1-1-3 公民館活動等支援 教育委員会

## 第3章 健康で元気なハッピーライフ

### 9 文化財の保存と活用

#### (1) 現状と課題

町には、歴史的な文化財が数多く残されおり、これまでも保存を行うとともに、まちづくりにも積極的に活用してきました。

「林家住宅」、「中山道」、「妻籠宿保存地区」、「読書発電所関係施設」（「桃介橋」「読書発電所」「柿其水路橋」）といった国指定文化財や、「旧御料局名古屋支庁妻籠出張所庁舎（山の歴史館）」、「田立の滝」、「田立の花馬祭り」などの県指定文化財は、その代表的なもので、保存に併せて観光振興などを推進しています。

文化財としての活用を積極的に行うことが求められていますが、文化財としての価値と認識を深めながら、正しい保存と活用を図る必要があります。

小中学校での郷土学習において正しい知識を身に付けたり、地域においては、古くからの伝統や慣習を大切にしていく姿勢の中から、文化財への理解と愛着が育まれます。町民の文化財に対する心豊かな気持ちをもとにしながら、新たな文化財の掘り起こしと活用が求められています。

また、文化財のみならず歴史的な景観も残していくことが大切と考えます。

#### (2) 施策の方向

有形文化財は、早期に調査を積極的に行うことで、その価値を確かめる必要があります。所有者や関係者の理解を得ながら確かな評価づくりを進め、必要により指定文化財による保存と活用を進めます。

無形文化財は、身近な地域の祭りや行事・伝統的文化を継承していくことが大切です。生活様式や時代の変遷とともに、内容が変わることがありますが、できるだけ早い機会に適切な記録や考証を残し、文化財としての評価と保存活用を実施します。

また、日本遺産に認定されたメリットを最大限引き出し友好的に、発信・活用していきます。

### (3) 主要施策

#### 1 指定文化財の保護・整備

機会あるごとに町内の文化財調査を実施して、文化財としての評価を行いながら文化財台帳を整備していきます。同時に、所有者や関係者の理解を得ながら、積極的に町指定文化財への登録を進めるほか、国・県文化財としての準備調査を実施します。

#### 2 歴史文化遺産の保存伝承・活用

文化財保存に併せ、周囲の自然景観も考慮した歴史的な景観について、保存と整備を行います。町内に伝わる伝統的な祭礼や文化的行事、更には伝統的技法などについての調査を行うとともに、活用を見据えた保存を進めます。

総戦 1-1-1 文化財の保存 教育委員会

総戦 2-1-1 伝統芸能保存 教育委員会

### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
国文化財等指定数	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所
県文化財等指定数	7箇所	7箇所	8箇所	8箇所
町文化財等指定数	49箇所	50箇所	51箇所	50箇所

## 第3章 健康で元気なハッピーライフ

### 10 妻籠宿の保存と振興

#### (1) 現状と課題

妻籠宿は、日本における集落保存の先駆けと住民運動の成功事例として、全国的な知名度を持つに至っています。

妻籠宿の特色をより確かなものとし発展させていくためには、単なる町並みや集落保存の整備にとどまらず、これからも広大な自然環境までも含めた保存事業を継承していくことが大切です。一方では、保存事業を中心とした観光振興や定住化施策との連携が不可欠であり、最終的には、保存事業が地域振興に結びつくことが常に求められています。

地区内での世代交代、保存のための統制と観光事業や日常活動との擦り合わせ、町内他地域との連携、町外転出者の理解など、現実的な課題を一つ一つ解決することが求められています。

#### (2) 施策の方向

保存事業の主体である保存物件（保存家屋など）の保存工事（重伝建工事）を実施し、中山道整備工事などを継続的に実施しながら、周囲の景観も併せた保存事業を推進します。

行政と学者の意見を参考にしながら、（公財）妻籠を愛する会を中心に、住民主体の保存活動を継続していきます。多くの課題解決のためには、（公財）妻籠を愛する会や地域が関係団体と協議を進めながら調整を図る必要があります。町は行政の立場から可能な支援を積極的に行い、歴史と文化の町にふさわしい整備を進めます。

また、日本遺産認定のメリットを最大限活かしながらPRしていきます。

### (3) 主要施策

#### 1 町並み・景観の整備

保存事業の中核ともいるべき重要伝統的建造物群保存事業（通称：重伝建事業）をこれまで通り継続して、歴史的な町並みを維持していくとともに、国史跡であり保存地区の中心を貫く中山道整備工事を継続して実施します。また、保存物件に指定されている物件を公開したり、活用する方策を検討します。そのためにも、行政と住民のパイプ役であり、保存運動のリーダー的立場にある（公財）妻籠を愛する会との連携をより密接にするとともに、関係機関との協力体制を強固なものにしていきます。

#### 2 保存事業の充実・振興

妻籠宿としての保存運動の意向を尊重し、町全体の土地利用や景観計画の中にも保存地区としての位置付けを明確にしながら事業を充実させていきます。保存優先としながらも、観光振興計画や定住化施策、更には世界遺産も視野に入れた調査研究により、住民の定住促進と産業経済など多方面への波及効果を可能にしていきます。

総戦 2-1-4 妻籠宿保存事業、歴史の道修理・修景、妻籠宿の日本遺産登録

妻籠宿の世界遺産登録に向けた調査・研究、中山道などの道路整備

教育委員会

総戦 4-3-5 大学連携推進組織の設立・研究、妻籠宿へのゼミ合宿等の誘致、サテライト

キャンパスの誘致活動、町並み保存運動の学問の構築 教育委員会

## 第4章 みんなが元気で主役のまちづくり

### 1 協働で行うまちづくり

#### (1) 現状と課題

町では、少子高齢化及び過疎化の進行で、地域住民を主体とする地域活動が困難になりつつあります。こうした中、7つの地域に「地域振興協議会」を設け、地域課題を自らが解決していく仕組みの構築と、町政に町民の意見が反映されるよう努めています。

今後、さらに活発なコミュニティ活動を推進していくためには、地域振興協議会・行政区・ボランティア団体・NPO法人・地域サークルなど身近なコミュニティを中心に、連携強化を図る必要があります。広報・広聴活動の積極的な展開により、住民と行政の信頼・協力関係を深め、町民が共に支えあう活発なコミュニティづくりに努めていく必要があります。

また、現在、町には27名（平成27国勢調査）の外国人の方が暮らしています。人口全体に占める割合は、0.62%程度と少ない状況ですが、生活習慣や文化、価値観が違っていても、同じ地域で暮らす住民として、みんなで支えあい安心して暮らせる環境づくりが必要です。

#### (2) 施策の方向

地域振興協議会・行政区・地域活動を行う団体やボランティア団体、NPO法人等の育成や活動支援を実施しながら「みんなで支えあうまちづくり」による住民との協働を推進します。

国などの地域づくりや集落支援員制度を活用し、地域活動の活性化を図ります。

広く町民に行政施策を理解してもらい町民参加のまちづくりを進めるため、あらゆる手段を通じて行政情報や地域情報を提供する一方、町民の意見が町政へ届くよう意見聴取の方法を検討し、機会の拡充を進めます。

また、外国籍の住民が暮らしやすいまちづくりを進めるため、生活実態や課題等を把握し、必要な情報提供などの支援を行いながら、住民の多文化共生<sup>※1</sup>に関する意識を高めるための啓発活動と交流活動を推進します。

#### 一用語説明

※1 【多文化共生】国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

### (3) 主要施策

#### 1 広聴・広報活動の充実

町政に関する情報を、広報なぎそ、町ホームページ、音声告知放送、防災無線、CATV文字放送及びメール配信など多様な媒体を活用し、町政が住民の身近になるよう広報活動に努めます。特にホームページについては、町の魅力が伝わるよう、コンテンツの充実に取り組みます。

また、住民懇談会や気軽に対話のできるミニ集会、アンケート調査、パブリックコメント、インターネットなど情報通信技術を活用した住民意向の把握等、住民の声が行政参加に繋がるよう広聴活動の充実に努めます。

#### 2 住民自治組織の活動の充実

住民自治による地域活動を担い支える行政区、地域振興協議会及びまちづくり会議等と連携する中で、地域づくり活動を積極的に推進します。

#### 3 まちづくり団体などの活動へ支援

各分野においてまちづくり活動に取り組んでいる団体を把握し、各団体からの相談に対応できるよう、様々な情報の収集および補助金などの情報提供、書類作成などの事務的支援・助言等を行います。

若者同士が出会い、自由な発想で活躍できる場の創出など、各種団体の企画立案に協力し、まちづくりの活性化に努めます。

国・県などの補助事業を実施する場合には、資金の一時立替えを行うなどの活動支援を進めます。

#### 4 国・県などの地域づくり制度等の活用

都市部など地域外の人材を誘致し地域活動及びコミュニティ活動の活性化を目指すため、集落の巡回・状況把握を行い集落の課題を解決する地域おこし協力隊など、国・県の支援制度を積極的に活用します。

#### 5 多文化共生のまちづくりの推進

外国籍の住民に限らず福祉、医療、災害や教育などに不安を感じないよう、国・県による生活ガイドブックやパンフレットの配布、生活相談を行うとともに、町が実施する子育て支援や生涯学習活動等の情報を提供し、多様性を活かした豊かな暮らしやすい環境を整備して多文化共生のまちづくりを進めます。

#### 6 ボランティア団体・NPO法人などの育成と支援

営利を目的としない公益的な地域活動や福祉活動を行うボランティア団体・NPO法人などの設立や運営・活動のために必要な支援を行い、活発なコミュニティ活動を推進していきます。

総戦1-1-3 地域振興協議会への支援、まちづくり会議（総戦3-2-2再掲）、タウンミーティングの開催、若者意見交換会の開催、コミュニティースペースの整備

### 戦略室

総戦 2-1-3 ふるさと納税の拡充 戰略室

総戦 2-3-1 町内出身者に向けた情報の発信、地域おこし協力隊支援 戰略室

総戦 2-3-2 地域おこし協力隊支援 戰略室

総戦 4-1-1 ホームページ・移住相談窓口の充実 戰略室

### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
NPO法人数	1法人	2法人	3法人	3法人
地域おこし協力隊員数	---	5人	6人	6人
地域づくり・元気支援実績	6団体 1,929千円	10団体 8,625千円	10団体 7,000千円	10団体 7,000千円
HPからの問い合わせ数	32件	54件	100件	150件

## 第4章 みんなが元気で主役のまちづくり

### 2 男女共同参画社会の形成

#### (1) 現状と課題

女性も男性も性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現は、過疎化・少子高齢化が進行する地域社会を維持していく上で、一層重要な課題となっています。

町では、平成15年に計画期間5年の「第1次男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会実現という新しい課題に向けた取り組みを始めました。平成20年には「第2次男女共同参画計画」を策定し、これらの行動計画に基づき男女共同参画社会の実現に向けて地道に取り組んできました。「第3次南木曽町男女共同参画計画」は、平成20年度からの第2次計画を継承しながら、平成25年度からスタートしましたが、平成27年度に成立した女性活躍推進法を整合性をとるために、平成28年度に一部修正を行っています。

これまでの取り組みによって、家庭・職場・地域社会での男女共同参画意識は、徐々に浸透してきているものの、今なお慣習に基づいた固定的な役割分担意識、社会的慣行などが根強く残されており、今後もあらゆる場における男女平等意識の啓発及び男女共同参画の視点に立った取り組みが必要です。

また、多様化する価値観やライフスタイル、進行する少子高齢化に適切に対応しながら男女が共に生きやすい社会を実現していくためには、子育て支援や介護支援の環境整備等を一層充実していく必要があります。

#### (2) 施策の方向

住民一人ひとりが性別に関わりなく、どんな場面でもその個性と能力を十分に發揮できるよう、社会的慣行や固定的な役割分担意識を解消するための教育や学習の機会を創設します。また、職場や地域において男女が共に参画しやすい環境を目指して、育児・介護等の場における男女共同参画の意識の普及・啓発、人権の尊重、仕事と家庭生活の調和がとれた環境づくりなどの条件整備を推進します。

### (3) 主要施策

#### 1 教育・学習の促進

一人ひとりの意識改革を進めるため、継続して積極的な広報や啓発活動を行うほか、男女共同参画に関する情報の提供や学習の機会を設けます。学校や家庭・地域・職場での学習を推進するほか、個人の価値観の形成に重要な幼少期からの人権意識や男女の平等意識を育むための教育や学習を推進します。

#### 2 男女が共に活動できる社会の実現

募集・採用や配置・昇格・賃金等の男女間の格差をなくすよう企業等への啓発に努めます。また、議員や委員、地域役員等に男女が共に参画し、行政や地域社会に男女それぞれの意見を反映させることの重要性を訴え、女性の参画を促します。併せてワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現するため、子育て支援体制や介護支援体制の充実を図ります。

さらに、少子高齢化社会に対応した地域社会を構築するため、保健、福祉、医療、教育及び文化等、総合的なネットワークづくりを進め、男女が年齢に関わりなく地域活動や生涯学習を通して地域社会へ参画できる環境づくりを進めます。

### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
行政機関等への女性登用率	19.5%	21.2%	35%前後	31.5%
地域組織における女性の割合	35.2%	28.7%	40%前後	38.3%

## 第4章 みんなが元気で主役のまちづくり

### 3 事務事業の効率化、公共施設の適正管理と広域行政の充実

#### (1) 現状と課題

事務事業の効率化では、町の自立推進計画を指針として、民間委託等の推進や各種事務事業の見直しを進めてきました。また、平成28年には新たな町の執行部体制のもと、組織機構改革を行うとともに、引き続き民間委託等の推進や各種事務事業の見直しも進めてきました。今後は自立推進計画の精神を総合計画に引き継ぎ、事務事業の効率化に努めてまいります。社会情勢の変化等による新たな行政課題への対応や住民サービスの向上を図るために、その時々に応じた役場の組織機構や職員定数を見直すと同時に、人材の確保と職員の資質の向上に努めることも重要となっています。

広域行政では、主に木曽広域連合及び一部事務組合による各種事務事業の処理や木曽下伊那・中津川県際交流協議会での広域観光事業等を展開しています。また、国道・県道や直轄砂防事業等については、各種同盟会や協議会活動を通じて事業の推進を図っています。今後も引き続き事務事業のより一層の効率化を図るために、広域行政のあり方の検討を進める必要があります。

#### (2) 施策の方向

厳しい財政状況の中で、限られた資源（人員、財源）を有効に活用するために、職員の資質の向上や人材の確保とともに、今後も事務事業の見直し、事務の効率化を推進します。

多様化・高度化する行政事務や広域的な整備が必要なインフラ基盤整備などに対応するため、木曽広域連合や近隣町村との連携を強化し、行政事務の共同化や効率的な施設整備などを図ります。

### (3) 主要施策

#### 1 事務・事業の効率化の推進

自助、共助、公助の基本的な考えに立って、各種事務事業の成果に基づく事業の拡充・継続・縮小・廃止など、評価・見直しを継続して実施します。また、計画期間満了後には、実施に対する検証を行いながら、事務事業の効率化を図ります。

必要に応じて役場の組織機構などの見直しも実施するとともに、民間活力の活用が期待できる指定管理者制度の拡充や業務の委託等について研究します。

#### 2 人材の確保と育成

社会情勢の変化や情報化の進展等に伴い複雑・煩雑化する事務や高度化する情報技術に的確に対応するため、人材の確保に努めるとともに各種研修やスキルアップセミナー等への参加を積極的に進め、人材育成に努めます。

また、平成28年度に導入した人事評価制度の適切な運用により、組織力の向上を図ります。

#### 3 公共施設等総合管理計画に沿った公共施設の適正管理

これまで町では、拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより多くの公共施設を整備してきました。その結果、町が所有する公共施設は、役場庁舎などの行政施設、義務教育を提供するための小中学校、南木曽会館や社会体育館などの多くの住民の方に利用される文化施設やスポーツ施設、また公営住宅など多岐にわたっています。しかし、人口減少や少子高齢化が進むなど、社会の構造や住民ニーズが当時とは大きく変化しており、公共施設のあり方を改めて見直す必要性に迫られています。また、これまで整備してきた公共施設が老朽化してきており、近い将来多くの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎えることから、多額の維持更新費が必要になることが見込まれます。

そこで、公共施設の維持更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが、喫緊の課題であるといえます。計画的に効率よく公共施設の整備や維持管理を行い、施設の長寿命化を図ると共に、公共施設の利活用促進や統廃合を進めることで将来負担の軽減を図り、町政運営上の健全性を維持するために南木曽町公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の適正管理を図ります。

#### 4 広域行政の充実強化

消防・防災、ごみ・し尿処理、福祉・医療、観光・交流等の各分野のほか、インフラ整備、情報基盤の整備などにも、引き続き木曽広域連合や近隣の町村と連携を図りながら、広域的な取り組みを拡充・継続します。

## 第4章 みんなが元気で主役のまちづくり

### 4 計画的な行財政運営

#### (1) 現状と課題

「自立推進計画」の実施により、財政健全化法<sup>\*1</sup>の指標である実質公債費比率<sup>\*2</sup>は、平成19年の21.9%から平成29年度には6.9%までに改善し、公営企業会計<sup>\*3</sup>を含む公債費残高は、平成19年の96億円から59億円と縮小しました。同様に、財政健全化法の指標である将来負担比率<sup>\*4</sup>は、平成19年の177.7%から平成29年には12.5%まで改善しました。

しかし、町は自主財源である町税等の収入が低いため、地方交付税等、国・県から交付される財源に頼らざるを得ない状況にあります。急激な人口減少に伴う普通交付税収入の減少など、財政規模の縮小が見込まれることから、「南木曽町総合計画」の実現に向けた更なる健全財政への取り組みが必要となっています。

#### (2) 施策の方向

「南木曽町自立推進計画」の精神を引き継ぎ、簡素で効率的な行財政運営を確立するとともに、住民負担のあり方を再構築しながら、「南木曽町総合計画」の実現と財政の健全化を目指します。

総合計画に盛り込まれた大型事業や公債費などの将来負担に対して、適切に対処するとともに、事務事業における行政改革を進めます。

また、自主財源の確保に努め、その有効活用と主要事業への重点配分を図ります。

#### —用語説明—

※1 【財政健全化法】財政破綻を未然に防ぐため、新たな指標で財政をチェックし、危険な兆候がある場合には早期かつ、計画的に健全化を図るために平成19年に制定された法律で、平成19年度決算から指標の公表が義務付けられた。正式名称は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」といいます。

※2 【実質公債費比率】財政健全化法によって新たに導入された4つの指標の一つです。

実質公債費比率は、実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標です。毎年度経常的に収入される一般財源のうち、公債費や公営企業債に対する公債費分繰出金等、公債費に準ずるものすべて含めた実質的な公債費相当額（普通交付税で措置分は除く）に充当されたものの割合です。通常、前3年度の平均値を使用します。

18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上の団体は、単独事業に係る地方債が制限される早期健全化団体となり、35%以上の団体は、財政再生団体となります。

※3 【公営企業会計】町の場合は、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、浄化槽市町村整備事業特別会計、妻籠宿有料駐車場特別会計をいいます。

※4 【将来負担比率】財政健全化法によって新たに導入された指標の一つです。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき債務（公営企業会計や一部事務組合等の債務を含む）が標準的な財政規模の何倍あるかを表す指標です。この指標が350%以上の団体は、早期健全化団体となります。

### (3) 主要施策

#### 1 有効な財源の確保と行財政の健全化（自立推進計画）

「南木曽町自立推進計画」の精神を引き継ぎ、「南木曽町総合計画」に盛り込まれた大型事業等に対処する各種基金の積み増し、将来の負担を軽減する公債費の繰上償還を進めるとともに、事務事業における経常経費の削減と公債費の抑制を図ります。

また、町有財産の有効活用や各種使用料を見直しながら、自主財源の確保と地域や住民ニーズを基礎とする主要事業への財源の重点配分を進めます。

これらによって、財政の健全化を目指します。

#### 2 町の公債費 50 億円台を維持

町の借金である公債費の繰上償還と公債費の抑制に努め、公債費残高 50 億円台を維持します。

また、財政調整基金の現在残高 7.8 億円を将来目標額 12 億円と設定し、財政健全化の指標である将来負担比率の改善に取り組みます。

#### 3 町の実質公債費比率を 10% 前後に抑制

「南木曽町総合計画」に盛り込まれた施策を具体化する事業の実施計画（毎年度策定）において、主要事業を選択し公債費の抑制に努めるとともに、過疎対策事業債など交付税措置のある有利な起債や国・県の制度事業を活用し、将来の財政負担の軽減を図ります。

あわせて、公債費の繰上償還、下水道事業債の平準化等を進め、財政健全化の指標である実質公債費比率を 10% 前後に抑制します。

#### 4 地方公営企業の経営健全化

公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増している中で、必要なサービスを将来にわたり安定的に継続するためには、自らの判断と責任に基づき、公営企業の経営健全化等に取り組むことが必要です。国では、平成27年度から平成31年度までの5年間を集中取組期間として、下水道事業及び簡易水道事業を中心に、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定や公営企業会計の適用等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組むことを市町村に要請しています。

当町においても、平成32年4月を目標に、経営戦略の策定する簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業について、公営企業会計の法適化を目指しています。これにより、将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営健全化を図ります。このほかの公営企業についても、「統一的な基準による公会計の財務書類」を作成・公表し、経営の健全化に努めます。

#### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
公債費	74億円	59億円	50億円台	61億円
実質公債費比率	12.5%	6.9%	10%前後	11.2%

## 第4章 みんなが元気で主役のまちづくり

### 5 住民ニーズに対応できる健全な組織の構築運営

#### (1) 現状と課題

町の組織機構は、平成17年度から3課による大課制（3課1室1局1委員会14係）を取っていましたが、地方分権の推進や町を取り巻く情勢の変化による新たな行政課題に対応するため、平成22年に4課体制（4課1室1局1委員会14係）に見直しを行いました。平成28年には、新たな町執行部体制のもと、町の重要課題に集中的に対応することや子育て支援を一貫して継続的に取り組むなどを推進するため、5課体制（5課1室1局1委員会18係）に組織改革を行いました。

第2次自立推進計画では、職員数の目標を平成26年に79名としていましたが、保育園の3園維持への方針転換や新たな行政課題に対し適切に対応していくためには、一定の職員数の確保が必要となっています。

また、平成18年度から導入した指定管理者制度により、町の公の施設について民間事業者等により運営管理をしていただいているが、対象施設の拡大が大きな課題となっています。

#### (2) 施策の方向

社会情勢の変化等による行政課題への対応や住民サービスの向上を図るために、効率的で効果的な組織体制の見直しを行っていきます。

職員定数については、極力抑制することを基本とする中で、行政課題や行政需要の変化に適切に対応できるよう計画的な職員配置と定員管理に努めます。

また、町の施設及び業務に関して、指定管理者制度の積極的な活用など、民間委託等の推進を図ります。

#### (3) 主要施策

##### 1 組織改革の推進

現在の5課体制（5課1室1局1委員会18係）を基本とし、町の重要な施策である定住推進、健康づくり、子育て支援に対し、重点的に取り組みます。社会情勢の変化や新たな行政課題、また、多様化する住民ニーズに的確に対応していくため、必要に応じて組織機構の見直しを行います。

##### 2 職員の定員管理と給与水準

第2次自立推進計画では、地方分権の推進や法律の制定・改正等に伴う新たな事務事業の増加及び個性的で魅力あるまちづくりの一層の推進のため、職員

数の目標を79名としました。しかし、リニア中央新幹線事業への対応、また、町の喫緊の課題である定住施策の推進など、山積する行政課題に対応するためには、一定の職員数の確保が必要です。今後も職員数は可能な限り抑制することを基本とする中で、事務事業の推移等も勘案して定員管理に努めていきます。

職員の給与については、国の人事院勧告に基づき給与改定等を実施してきました。今後も人事院勧告を基本として、給与水準の適正化に努め、総人件費の抑制を図ります。

### 3 民間委託の推進

町では、公の施設の管理運営経費の節減と民間活力の導入を目的として、一部施設について指定管理者制度を導入しています。今後も引き続き必要施設について指定管理者制度による管理を進めるとともに、町の業務において民間委託が可能なものについては、できるだけ委託の方向で検討を進めます。

#### (4) 達成目標

	5年前	現在	5年後	7年後
職員数	81名	84名	82名	93名
指定管理者による施設数	9施設	9施設	10施設	9施設

# 付 屬 資 料



## 南木曾町総合計画審議会委員名簿

役職または推薦団体等	氏名	役職又は職業等	部会	備考
消防団	三石 茂	団長	①	
衛生自治会	松尾 義則	会長	①	
農業委員会	末松 昭代	農業従事者	②	
農業委員会	植村 いつ香	農業従事者	②	
山林委員会	小幡 征海	林業従事者	②	
南木曾町森林組合	丸野 晃	組合参事	②	副委員長・部会長
南木曾町観光協会	熊谷 かずみ	観光業	②	
南木曾商工会	田中 晃	事務局長	②	
南木曾商工会	高橋 俊吾	商工会員	③	
南木曾商工会	中島 ヒロ子	商工会員	①	
まちづくり会議 委員代表	南野 宣彦	与川地域づくり協議会長	②	
まちづくり会議 委員代表	三石 輝之	蘭地域振興会長	①	委員長・部会長
民生児童委員会	伊藤 まつみ	民生委員	③	
保健補導委員会代表	長渕 昭子	会長	③	
南木曾町社会福祉協議会	堀 早苗	社協職員	③	
NPO法人なぎそ福祉会	中原 津々子	理事	③	
(公財)妻籠を愛する会理事	藤原 義則	常務理事	②	
教育委員会	岡田 政晴	教育委員	③	
小学校PTA代表	田中 千晶	PTA	③	
中学校PTA代表	青木 恵子	PTA	①	
青少年育成会代表	熊倉 英雄	会長	①	
読書保育園保護者代表	古根 桂子	保護者会	①	
蘭保育園保護者代表	川上 麻梨江	保護者会	②	
田立保育園保護者代表	大宮 あづさ	保護者会	③	
南木曾町公民館長	勝野 忠	公民館長	③	部会長
なぎそチャレンジクラブ	中越 孝吉	事務局長	③	
公募	場作 香	会社員	①	
公募	矢澤 純子	会社員	③	
公募	熊谷 洋	宿泊業	②	

### オブザーバー

前総合計画審議会委員長	北原 泰雄	自営業	①	
前総合計画審議会副委員長	樋口 信雄	観光協会事務局	②	

①第1部会	「1-1. 快適な社会基盤のあるまちづくり」
	「4. みんなが元気で主役のまちづくり」
②第2部会	「1-2. 元気とうるおいのあるまちづくり」
③第3部会	「2. 元気に育てなぎそっ子」
	「3. 健康で元気なハッピーライフ」

## 第 10 次南木曽町総合計画 審議会等経過

年月日	会議・内容等
平成 29 年 9 月 22 日	第 1 回 審議会 委員への委嘱 委員長・副委員長の選出 南木曽町総合計画(基本構想・基本計画)について(諮問) 今後のスケジュールについて 第 9 次総合計画の自己評価について 南木曽町総合計画の概要説明について
平成 29 年 9 月 26 日	議会全員協議会 審議会開催報告 第 9 次総合計画自己評価について
平成 29 年 10 月 10 日	第 2 回 審議会 部会長の選任 全体会議 基本構想、主要施策項目について部会審議
平成 29 年 10 月 19 日 ～10 月 30 日	町政報告会（7 地区） 総合計画策定の趣旨等説明 ご意見ご提案のお願い
平成 29 年 10 月 17 日 ～11 月 9 日	パブリックコメント
平成 29 年 11 月 27 日	第 3 回 審議会 全体会議 基本計画について部会審議
平成 29 年 12 月 19 日	議会全員協議会 計画案説明 計画へのご意見を伺う
平成 29 年 12 月 28 日 ～平成 30 年 1 月 15 日	パブリックコメント
平成 30 年 1 月 31 日	第 4 回 審議会 修正箇所等の説明について 全体審議 答申（案）について
平成 30 年 2 月 21 日	南木曽町総合計画(基本構想・基本計画)について(答申)
平成 30 年 3 月 6 日	議会全員協議会
平成 30 年 3 月 27 日	3 月議会にて議決

29 南も戦第 56 号  
平成 29 年 9 月 22 日

南木曽町総合計画審議会 委員長 様

南木曽町長 向井 裕明

南木曽町総合計画（基本構想・基本計画）について（諮問）

南木曽町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 第 10 次南木曽町総合計画 基本構想（平成 30 年度から平成 39 年度）

樹立について意見を求める。

2 第 10 次南木曽町総合計画 基本計画（平成 30 年度から平成 34 年度）

樹立について意見を求める。

平成 30 年 2 月 21 日

南木曽町長 向井 裕明 様

南木曽町総合計画審議会  
委員長 三石 輝之

南木曽町総合計画（基本構想・基本計画）について（答申）

平成 29 年 9 月 22 日付け 29 南も戦第 56 号で諮問のありました総合計画について、当審議会において慎重に審議した結果、別添「第 10 次南木曽町総合計画（基本構想・基本計画）」（案）のとおり取りまとめましたので答申します。

記

1 第 10 次南木曽町総合計画 基本構想（案）

2 第 10 次南木曽町総合計画 基本計画（案）

3 付帯意見

- (1) 本計画の実施にあっては、町民の積極的な参画を促すとともに、理解と協働を求め、その実現に努められたい。
- (2) 総合的かつ計画的な施策の推進を図られたい。



NAGISO Town

なぎそまち

南木曽町